

令和6年3月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和6年3月 1日 開会

令和6年3月18日 閉会

飯 島 町 議 会

令和6年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年3月1日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町犯罪被害者等支援条例

日程第 5 第 2 号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 第 7 号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 11 第 8 号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 12 第 9 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 13 第 10 号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第 14 第 11 号議案 飯島町産業振興条例の一部を改正する条例

日程第 15 第 12 号議案 飯島町営水道条例等の一部を改正する条例

日程第 16 第 13 号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第9号）

日程第 17 第 14 号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 18 第 15 号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第 19 第 16 号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 20 第 17 号議案 令和6年度飯島町一般会計予算

日程第 21 第 18 号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 22 第 19 号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 23 第 20 号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 24 第 21 号議案 令和6年度飯島町水道事業会計予算

日程第 25 第 22 号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計予算

日程第 26 第 23 号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について

日程第 27 第 24 号議案 飯島町道路線の変更について

日程第 28 第 25 号議案 下水道事業移動脱水車購入事業に関する変更契約の締結について

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会計管理者 松澤 京子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 齊藤 鈴彦
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議開会

開 会	令和6年3月1日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまでございます。 これから令和6年3月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会におきましては本多代表監査委員に御出席をいただいております。大変お忙しい中、よろしく願いをいたします。 3月定例会は令和6年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査、調査を通じ慎重かつ精力的に御審議いただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和6年3月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和6年2月13日付、飯島町告示第3号をもって令和6年3月飯島町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆さんの出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 また、本多代表監査委員さんにおかれましては、御多忙中の中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 さて、この冬は暖冬傾向にあり、暖かく穏やかな日が続いておりましたが、2月初めには大雪が降り、町内では交通障害や水路の越水等が数か所で確認されましたが、地域の皆様や業者の皆様には、除雪等をはじめとして迅速に対応していただき、感謝を申し上げます。 その後も降雪や気温の寒暖の差はありますが、3月に入り、来週には二十四節気の啓蟄を迎え、暖かい春の日差しとともに全ての生物が目覚める季節となり、これからは少しずつ暖かさが増してくると思われれます。気温は平年より高めと予想され、東日本での桜の開花は平年より早まるという予想が出ており、本格的な春の到来が待ち遠しいところでございます。 さて、今日からいよいよ就活解禁で2025年春卒業の学生の皆さんの就活が始まりましたが、国の経済状況に目を向けますと、10月～12月のGDP速報値は実質で前年比0.1%

減、年率で0.4%減と2・四半期連続のマイナス成長となりました。

外需はプラスに寄与した一方で、個人消費、設備投資は3・四半期連続でのマイナスとなっているところでございます。暖冬の影響で衣料品が振るわず、外食も落ち込み、物価高も響きアルコール飲料やガソリンなどの消費の低迷などが主の原因として上げられているところでございます。

内閣府で発表された2月の月例経済報告では「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とし、先行きについては「物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされています。

また、1週間ほど前には、日経平均株価はバブル期を越え史上最高値を更新している状況でございます。

一方、長野県の12月の経済動向でございますが、「持ち直しの動きに弱さがみられる」とされています。有効求人倍率は、全県下では1.36倍で前月を0.02ポイント下回り3か月連続の低下となっておりますが、伊那管内においては1.33倍で前月を0.02ポイント上回っております。

また、2月に入り町内の企業訪問を行う中で、町内事業所におきましては一部の業種で回復基調にあるものの、電子部品、車、工作機械関連業種では依然厳しい環境に置かれております。

こうした国や県等の状況から、今後も生活に直接影響がある物価上昇や円安など、経済状況の動向などに注視していく必要があると思っております。

さて、今議会に上程いたします令和6年度予算は、私が町長として編成した最初の通年予算でございます。公約に掲げた施策を結びつけながら、第6次総合計画の将来像実現に向け予算編成を行ってまいりました。具体的な施政方針につきましては、後ほど施政方針の中で詳しく私の考えを申し上げてまいります。

本議会定例会に提案申し上げます案件は、条例案件12件、予算案件10件、一般案件3件の計25件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

[唐澤町長降壇]

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により11番 吉川順平議員、1番 伊藤秀明議員を指名いたします。

議 長 日程第2 会期についてを議題といたします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から3月18日までの18日間とすることが適当との協議の結果が報告されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの18日間とすることに決定いたしました。

事務局長 会期の日程は事務局長から申し上げます。

議長 会期日程説明

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

初めに請願、陳情等の受理について報告いたします。

受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に例月出納検査結果について報告いたします。

2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

また、本会議は新年度予算でありますので財政係長に出席を願うことといたしました。

次に町当局からの報告を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町長 それでは、私から2件の御報告を申し上げます。

初めに飯島町土地開発公社の令和6年度事業計画及び予算について申し上げます。

飯島町土地開発公社の令和6年度事業計画及び予算につきましては、去る2月20日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定により御報告申し上げます。

令和6年度の事業計画であります、新規での用地取得及び開発の計画はございません。

続きまして完成土地の売却について、産業用地は分割売却をしている栗加工販売施設用地を除き、令和5年度中に全て売却となる見込みでございます。つきましては、未売却の土地は住宅分譲地のみとなりますので、定住促進プロジェクトとの連携により販売促進に努めてまいります。

次に予算の概要について申し上げます。

主な収入見込みといたしましては、栗加工販売施設への分割売却及び住宅分譲地等の売却による土地造成事業収益により、収入合計でおよそ1,670万円を予定しております。これに対し、支出見込みといたしましては、土地造成事業減価およそ2,020万円など、事業支出およそ2,230万円を予定しており、この結果、単年度収支ではおよそ560万円の赤字となる予算でございます。

詳しくはお手元の事業計画及び予算書のとおりですので、御覧いただきたいと思いま

す。

続きまして株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和6年度事業計画及び予算計画について申し上げます。

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和6年度事業計画及び予算計画につきまして去る2月8日開催の取締役会におきまして承認されましたので、地方自治法の規定によりその概要を報告いたします。

初めに本年度の事業状況等につきまして御報告申し上げます。

加入状況につきましては、テレビサービスが微減、インターネット電話の各種サービスは純増となっております。

また、大手通信業者との連携サービスは、引き続き順調に契約が増えているところでございます。

決算見込みにつきましては、光回線終端装置をはじめとして、半導体不足により納期が遅延していた施設投資が計画どおり進み、インターネットの加入者が順調に伸びたこともあり、予算計画を上回る利益を計上できる見通しであります。

詳しい内容につきましては6月定例会で報告させていただきます。

次に令和6年度の事業計画及び予算計画について御説明を申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思います。

基本方針は本年度とほぼ同様でございます。

運営方針につきましても主には本年度と同様でございますが、5として市町村等と連携した地域DXを推進する体制を整えると、6市町村や企業等が実施する新たな地域振興事業等の積極的に関わることで経営基盤の強化につなげるを加えてございます。

主な事業計画といたしましては、(4)新しいサービスの展開と次世代サービスの研究では、10ギガサービス、データ放送等の開始による質の高いサービスの提供と地域DXの推進をしてまいります。また、企業等と連携した新たな事業の推進として、地域BWAサービス——これは地域広域移動無線アクセスサービスでございます。やローカル5Gなどの無線サービスの研究を進めてまいります。

資産取得計画のデータ放送システムでは、データ放送開始に伴う新規導入で初期構築費用一式となっております。

予算につきましては、営業利益として6,065万円、営業外利益として1,185万円、合計7,250万円の利益を見込んでおります。

営業損失のうち電話料収入が3,500万円の減額となっておりますが、こちらは、昨年10月にインボイス制度が開始され、収入支出の経理処理を変更したことによるものでございます。

制度開始前は契約者から収納する電話料収入は全て売上げに計上、電話サービス上位回線費用は全て費用計上をしてまいりました。制度が始まった10月以降は電話料収入の全て売上げ計上は変わりませんが、電話サービス上位回線費用については売上げからの減額処理に変更しております。これにより売上高は減少しますが、上位回線費用を含んでいる保守委託料について同額を減額するため、全体的な損益に変動はございません。

詳しくはお手元の事業計画及び予算計画のとおりでございますので、御覧いただきたいと思います。

なお、今回の取締役会において10ギガサービスの開始、加入契約約款の改定について提案され、承認されております。

以上2件について御報告を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

〔唐澤町長降壇〕

議 長 以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 飯島町犯罪被害者等支援条例
を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 第1号議案 飯島町犯罪被害者等支援条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

犯罪被害者等基本法に基づき町の責務及び町民等の役割を明らかにするとともに、町民が犯罪被害を受けた場合、被害の回復及び軽減並びに生活の再建及び権利権益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現のために本条例を制定するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

住民税務課長 補足説明

議 長 提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項につき質疑されるようお願いいたします。

質疑はありませんか。

4番

坂本議員 犯罪というふうな形で私はこれを読んだわけですがけれども、犯罪の規定はされている……。一般的な犯罪なのか、総体、全部をいうのか。

住民税務課長 すみません。第2条の1のところに「犯罪等」という項目がございます、そちらに定めてある内容でございますが、ここで定義するものにつきましては心身に有害な影響を及ぼす行為ということで、具体的に申し上げますと、けがをすとか、あるいはそれ以上の犯罪行為ということで定めてございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

9番

星野議員 今現在まで飯島にこのような被害者っていう方はいらっしゃるのかどうかお聞きします。

住民税務課長 町内におきましては、この対象となる被害者はございません。

議 長 ほかにありますか。

4 番

坂本議員 今、課長が言われたみたいな、けが、それ以上のものということで、身体的なことを今言ったんですけど、今はインターネットでの誹謗中傷による自殺とか、そういうこともあるわけですけど、その点はここに含まれるのか、しないのか。

議 長 坂本議員、心身ともに書いてありますけれども、よろしいですか。——よろしいですか。

4 番

坂本議員 え？

議 長 お答えを……。心身ともに書いてありますので……

4 番

坂本議員 あ、はい。

議 長 心のケアまでっていうことで……

4 番

坂本議員 心身……。はい。分かりました。

議 長 ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ここでお諮りいたします。
ただいま議題になっております第 1 号議案は社会文教委員会に付託し審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 1 号議案は社会文教委員会に付託することに決定いたしました。

議 長 日程第 5 第 2 号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
を議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
〔唐澤町長登壇〕

町 長 第 2 号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
本条例案は、令和 5 年 6 月 9 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するものでございます。
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

	[唐澤町長降壇]
総務課長	補足説明
議長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
7番	
三浦議員	それではお聞きいたしますけれども、業務としては今までと改正した後と変わることがあるのでしょうか。
総務課長	この条例の中で定められている業務につきましては、変更はありません。用語の規定の部分だけでございます。
議長	ほかに質疑はありませんか。——ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 最初に反対討論はありませんか。
6番	
浜田議員	これはいわゆるマイナンバーに関わる条例だというふうに理解しておりますけれども、そもそもマイナンバー自身が運用としては破綻しているというふうに私は考えております。 具体的に報道で伝えられているところでは、特に一番推進をしているマイナ保険証、これが、もう8か月連続で利用率が下がっていると、それで下がっている利用率の現状がたかだか7%程度、こんな状況です。とりわけ目立つのが国家公務員でありまして、これは、2月の朝日新聞のデータによれば国家公務員の利用率は4.36%、国民の利用率をさらに下回っていると。 それで、それに対して、昨年12月、河野太郎デジタル担当相が記者会見で、特に健康保険証を廃止する方針について、イデオロギー的に反対される方はいつまでたっても不安だ不安だとおっしゃるけれども、それでは物事が進まないから、今年の11月ですか、に一斉にこれを実施するんだという説明をして、かなり反発を生んだわけですが、その理解からいきますと、省庁別に言うと総務省が6.26%、それから一番推進している厚労省が4.88%、それで一番低いのが防衛省の2.5%、つまり、防衛省は、なぜか反対している私とイデオロギー的には同じ立場にあるという数字的な現状になっているということでもあります。 それで、もうこんな制度はそもそもやめるべきであって、町としても事務だけが増えるこういった制度に対して積極的に推進すべきではないというふうに考えますので、反対いたします。
議長	次に賛成討論はありませんか。——ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	ほかに討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第2号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
 この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

議 長 [賛成者起立]
 お座りください。(起立者着席)
 起立多数です。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する
 条例
 を議題といたします。
 本案についての提案理由の説明を求めます。
 [唐澤町長登壇]

町 長 第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
 本条例案は、飯島町消防団に支払われています日当報酬につきまして訓練内容により支払われる報酬額を整理するものと、飯島町林務委員設置規則が廃止になることに伴い特別職の職名から林務委員を削除するため、条例を改正するものでございます。
 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
 [唐澤町長降壇]

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。
 最初に反対討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 次に賛成討論はありませんか。

6番 浜田議員
 この条例の改正に賛成するものであります。
 消防団の処遇の改善を明確化したこと、それで、もう一つ、林務委員に関しては、諸般の事情でこの制度を廃止することはやむを得ないという説明ではありますけれども、

その一方で、やはり飯島町の森林というのは、町にとっては非常に、防災という意味でも、あるいは環境という意味でも重要な資産でありますので、これは別の形で、やはり町が森林の整備やなにかを積極的に推進する、それも町民の力を借りて推進するという別の取組を考えていただくということを要望して、賛成といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 第4号議案 飯島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
〔唐澤町長登壇〕

町 長 第4号議案 飯島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
本条例案は、令和5年4月1日から施行となりました定年延長に伴う管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職員に職務の級が5級以上の職員を加えるため条例を改正するものでございます。
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
〔唐澤町長降壇〕

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから質疑を行います。
最初に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかにも討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第4号議案 飯島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 第5号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 を議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 [唐澤町長登壇]

町 長 第5号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
 地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能になったことに伴い、町の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するよう条例を改正するものでございます。
 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
 [唐澤町長降壇]

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

2番
 坂井議員 ちょっと金額についてお聞きしたいんですけども、準用するという事になっているので、そうすると正規職員と勤勉手当の額というのは変わらないという理解でよろしいのでしょうか。

総務課長 率につきましては別に定める規則の中で定めてまいります。
 それで、全員協議会の際にも申し上げましたけれども、会計年度任用職員さんの率については、一般職とは異なって、若干低い率になっております。

議 長 ほかにも質疑ありませんか。

4番
 坂本議員 そうしますと、4月から変わるわけですけども、これに影響する現在の会計年度任用職員は、1と2と3があると思うんですけど、何人ぐらいずつになるのでしょうか。

総務課長 令和6年度の当初予算ベースで申し上げますと、ただいま対象人数でよろしかったですかね。(坂本議員「はい」と呼ぶ) はい。

短時間——1週間に20時間未満の方は除くとなっております。その皆さんが大体今15人ぐらいです。それで、全部の会計年度任用職員、1種2種3種の合計で175人ほどいますので、対象となる会計年度さんは全体で160人ほどとなっております。

よかったですかね。

議長 はい。

ほかに質疑はありませんか。

2番
坂井議員 今回の質問に関連するんですけど、1週間に20時間未満の人は除かれるという理由をお答えください。

副町長 すみません。それぞれ規則の中で規定を定めておりますので、20時間は保険の対象となる職員ということで一応区切らせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これから質疑を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第5号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長 日程第9 第6号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町長 第6号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象者に会計年度任用職員を含めるため条例を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[唐澤町長降壇]

総務課長 補足説明

議長 これから質疑を行います。

議長 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 質疑なしと認めます。

議長 これから討論を行います。

議長 最初に反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 次に賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 次に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 討論なしと認めます。

議長 これで討論を終わります。

議長 これから第6号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議長 お諮りいたします。

議長 本案は原案のとおり決定することに御異議ありません

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 第7号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議長 本案についての提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町長 第7号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和6年2月9日に公布され、損害賠償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改正されたことに伴い所要の改定を行うものでございます。

		細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
		〔唐澤町長降壇〕
総務課長	補足説明	
議 長		これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
		最初に反対討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		次に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
		これから第7号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。
		お諮りいたします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第11 第8号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		〔唐澤町長登壇〕
町 長		第8号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
		戸籍法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、この条例の関係する条項等を整備するため一部を改正するものでございます。
		細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
		〔唐澤町長降壇〕
住民税務課長	補足説明	
議 長		これから質疑を行います。

議	長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>最初に反対討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>次に賛成討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ほかに討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから第8号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。</p>
議	長	<p>日程第12 第9号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。</p> <p>本案についての提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔唐澤町長登壇〕</p>
町	長	<p>第9号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>介護保険法施行令等の改正を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を対象とする第9期飯島町介護保険事業計画に基づき適正な介護保険事業の実施及びサービスを提供するため、介護保険料の額等を定めるものでございます。</p> <p>介護保険法施行令等の改正により、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険の第1号保険料の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等がなされております。それらを踏まえ、今回の改正では、所得段階について10段から13段階とし、それぞれの段階を区分する基準所得額、また保険料率について、国の基準を基に設定しております。</p> <p>細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>〔唐澤町長降壇〕</p>
健康福祉課長	議	<p>補足説明</p> <p>これから質疑を行います。</p>

質疑はありませんか。

2番
坂井議員 先ほど提案理由の中で高所得者層の負担の引上げということを言っていたと思うんですけど、「介護保険条例の一部を改正する条例に関する保険料構成の表」という表を見ると、本人が市町村民税課税かつ合計所得が420万円以上の者については軒並み引上げになっていると見えるんですけど、そういう理解でよろしいのかというのが1つと、あと、これは、もう、国の介護保険の政令ですかね、それが改正されたんで条例も改正されると、こういう理解でよろしいのか、お答えください。

健康福祉課長
議長 長 ただいま御質問のありました坂井議員のほうのお見込みのとおりとなっております。ほかにありませんか。

議長 長 「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
最初に反対討論はありませんか。
〔議長、動議〕と呼ぶ者あり

7番
三浦議員 即決について動議です。

議長 長 はい？

7番
三浦議員 即決をすることに対する動議です。
内容については今説明を受けたわけですけども、委員会に付託をしてもらって、もう少し詳しく内容について理解をしてから答えを出したいというか、賛否を判断したいというふうに思っていて、ここで即決ではちょっと討論もなかなか深められないような気がしたので、委員会付託を求めたいと思って、動議です。

議長 長 ただいま三浦議員から本議案につきましては委員会審査を経て討論、採決をしたらどうかという動議がございました。
この動議について動議を取り上げることに賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

議長 長 賛成の方が4名でございます。したがって、この動議は否決されました。
それでは、これから討論を行います。
最初に反対討論はありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり

議長 長 次に賛成討論はありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり

議長 長 ほかに討論はありませんか。

4番
坂本議員 それでは賛成の立場で討論いたします。

町の3年間——令和6年から8年までという介護保険料ですけれども、低所得の方たちは勘案して以前より幾らか安くなっているということ、高所得者はそれなりに支払うということでありまして、これからの経済が難しい中で、それぞれにおいて苦勞されたと思いますけれども、よくできていると思いますので、賛成といたします。

議長 ほかにも討論はありませんか。

7番

三浦議員

もう少し討議はしたかったですけれども、賛成の立場で討論をしたいと思います。今まで10段階だったものを13段階にするということで、この厳しい世の中の中で保険者の皆さんが安心して介護を受けられるような、低所得者に優しいというか、よくここまで、検討されて13段階までになされたなということは評価したいと思っております。

ぜひ、安心できる介護を受けられるような、そういう制度になっていけばなと思っております。

議長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第9号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13 第10号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町長 第10号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例案は、福祉医療費給付金の給付に当たり、現状、独り親家庭の親が後期高齢者医療被保険者に該当している場合、給付対象から除外される状況にあり、他の区分との整合性を図るため改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

健康福祉課長 補足説明

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番

坂本議員

これの改正によって救われる方たちはどのぐらいいるのでしょうか。

健康福祉課長

現状の中では、この規定に該当する方っていうのはいない状態でございます。

議 長

ほかに……。

7 番

三浦議員

とてもいい改正だなと思ったわけですがけれども、後期高齢者の医療制度が始まってからずっと除外されてきたのかなっていうふうに思いますけれども、今、坂本議員が聞かれましたけれども、ずっとそうだったという理解でいいのでしょうか。

健康福祉課長

ずっとこの規定がされたいたものでございます。

過去までずっと調べてというのはちょっとあれなんですけれども、現状、独り親の方に対する給付につきましての親御さんについて後期高齢に該当する方はいない状態ではございました。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

次に賛成討論はありませんか。

4 番

坂本議員

現在、当町にはいないということではありますが、これの改正によりまして今後救われる方たちもいるかと思しますので、いい改正だと思いますので、賛成いたします。

議 長

次に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 10 号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 14 第 11 号議案 飯島町産業振興条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 第 11 号議案 飯島町産業振興条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例案は、第 3 号議案で御説明申し上げましたが、今回、飯島町林務委員設置規則の廃止に伴い委員規程の中から林務委員を削除し、本条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては御質問により担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[唐澤町長降壇]

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 次に賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 11 号議案 飯島町産業振興条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 15 第 12 号議案 飯島町営水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町 長 第 12 号議案 飯島町営水道条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例案は、飯島町営水道条例及び飯島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について、水道法に関わる権限の所管替えによりこれらの条例を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議

決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

建設水道課長 補足説明

議長 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

7番

三浦議員 御存じでしたらお聞きしたいんですけども、厚生労働省から国土交通省のほうに替わったという理由について、どのようなことで替わったのかをお願いします。

建設水道課長 直接聞いてはいないんですけども、知るべき情報でいきますと、感染症対策等、そういった業務に集中して業務に当たるため、これらの水道業務について国土交通省と、今回はいっておりませんが、環境省のほうへ業務を移管すると聞いております。

議長 長 よろしいですか。
ほかに……。

4番

坂本議員 省庁が替わることで、水というのは、水道っていうのは、作る場所では国交省のほうがよく分かっていると思うけれども、水質とか水源とか、そういうことになると厚労省的ではないかと思っているんですけども、替わっても今までの水道法とか内実的なところは変わらないっていう考えでいいんでしょうか。

建設水道課長 所管替えをするのみで、その基準等につきましては、今、議員のおっしゃられた主に水質の基準については環境省に移管されることとなります。また環境省も専門的な能力や知見を有しておりますので、そういったところでは変わりなく安全な水の基準はそのまま維持されるとなっております。

議長 長 ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
最初に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 次に賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第12号議案 飯島町営水道条例等の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩といたします。再開時刻を 10 時 50 分といたします。休憩。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 50 分

議 長 会議を再開します。

日程第 16 第 13 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計補正予算 (第 9 号)

日程第 17 第 14 号議案 令和 5 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 18 第 15 号議案 令和 5 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 19 第 16 号議案 令和 5 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

以上 4 議案を一括議題といたします。

それでは 4 議案につきまして提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町 長 第 13 号議案から第 16 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず第 13 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計補正予算 (第 9 号) について申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から 241 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 62 億 7,302 万円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和 5 年度の当初予算及び補正予算により各種の事務事業を実施してまいりましたが、決算を迎えるに当たり事業実績等の見通しによる調整、そのほか 3 月中に事務執行が必要な経費の補正を行うものでございます。

なお、これから 3 月末にかけて流動的な事務事業もありますので、必要に応じて 3 月 29 日付で補正をしなければならないもの、また繰越明許費として次年度にわたって事業実施するものが見込まれますので、精査の上、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

主な歳入の内容につきましては、県支出金では結婚生活支援事業が 60 万円、地域少子化対策重点推進補助事業がおよそ 90 万円、農業水路等長寿命化・防災減災事業をおよそ 350 万円減額する一方、国庫支出金では社会保障・税番号制度交付金をおよそ 310 万円増額する補正を計上いたしました。

次に、主な歳出の内容につきましては、空き家改修費等の補助をはじめとする定住関連補助金が合わせて 810 万円、養護老人ホーム施設入所措置費が 500 万円、南町水路改修工事が 460 万円、与田切公園再生整備計画書作成業務をおよそ 670 万円減額する一方、介護保険事業繰出金がおよそ 400 万円、児童発達支援施設負担金が 570 万円、農地整備事業自営緊急補修工事を 260 万円増額する補正を計上いたしました。

そのほか、各種事務事業について、決算を見込み、それぞれ補正計上したところでご

ございます。

続きまして第14号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ172万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億6,409万円とするものでございます。

今回の補正は、国民健康保険税の収納状況、国庫支出金の交付決定等により補正するものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税を137万6,000円、国庫支出金を4,000円、繰入金を23万5,000円、諸収入を10万9,000円増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を23万6,000円増額、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして第15号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ153万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6,619万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和5年度の保険料の賦課状況及び高額介護合算医療費の確定による補正を行うものでございます。

歳入では、保険料を157万6,000円、繰入金を4,000円減額し、諸収入を4万7,000円増額するものでございます。

歳出では、総務費を4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を157万6,000円減額し、諸支出金を4万7,000円増額するものであります。

続きまして第16号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,285万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億8,415万9,000円とするものでございます。

今回の補正は保険給付費と家族介護支援事業費を補正するものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金を795万4,000円、支払基金交付金を875万円、県支出金を407万2,000円、一般会計繰入金を407万4,000円、また介護給付費準備基金繰入金を800万円増額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費を3,241万円、地域支援事業費を事業実績見込みにより11万1,000円増額し、差額を予備費により調整するものでございます。

その他細部につきましては、第13号議案の一般会計につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第14号議案から第16号議案の特別会計につきましては御質問により説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明

健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
地域創造課長	補足説明
教育次長	補足説明
議長	以上4議案の説明がございました。 一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。
4番	
坂本議員	16ページの2613のつくし園の570万円ですけれども、これは行っているのに不足したということなんですけれども、人数と日はどのぐらいで不足になったんでしょうか。
健康福祉課長	駒ヶ根市の児童発達支援施設つくし園の運営負担金の補正でございますけれども、こちらのほうの施設の利用につきましては、確かに人数の割合で負担金が清算されて請求が来るものでございますが、現在、御利用されている方は8人ほどいらっしゃいます。ただ、8人ほどいらっしゃるんですけれども、利用日数ですとか時間については、やはり子どもさんによって違ってまいりますので、人数のみで言いますと8人の利用がされている状況でございます。
議長	ほかに……。
2番	
坂井議員	13ページの総務費なんですけれども、これの1172で12節なんですけど、これはインターネットを利用した婚活事業を計画していたけど実施できなかったということで、実施できなかった理由をお答えいただきたいのと、来年度以降はこの点についてどのようなことを考えているのかをお答えいただきたいというのが1つ。 それで、もう一つが、同じページ1171定住促進事業で810万円の減額になりまして、理由が実績による予算残が見込まれるためということだったんですけれども、これは思ったより申請者が少なかったと、そういう理解でよろしいんでしょうか、お答えください。
地域創造課長	最初の事業コード1172の出会い婚活推進事業の事業実施ができなかったということですが、夏場に当初は計画していたんですが、補助事業を使って、補助金を使って計画していた事業で、内示決定が8月2日ということで、なかなかちょっと、当初は夏場に計画していたものができなかったというのが一つにはございます。 ただ、そのほかにも計画してきたわけなんですけど、町内の企業さんの若者を集めたりとか、いろいろ計画をしていたんですが、なかなかちょっと若者が集まらないという実態もございまして、思いどおりにできなかったということでございます。 来年——6年以降もこの事業はやっていきたいというふうに思っておりますが、なかなか専門的な知識というか、要するに技術というか、テクニクというか、そういうのがない者が考えても難しいのかなと思いますので、やっぱりそういった専門に取り組んでいるノウハウを活用してやっていかないと難しいのかなというのが実感でございます。

それから、2つ目の1171の補助金の関係は、申請がこちらで予定したよりも少なかったために減額とさせていただくということでございます。

議長 ほかにございませんか。

9番 星野議員 22ページの消防団の車両についてなんですが、現状では、大分オートマ限定というような免許の取得をされている方が多いと思うんですが、これから先、車両の購入に関してそのような予算立てというものはお考えなのかお聞きします。

総務課長 車両の購入については、また計画的に考えてまいりたいというふうに思っております。

議長 ほかにございませんか。

4番 坂本議員 20ページの4441の与田切公園の管理費なんですけれども、委託料で大きく減額があるんですけど、説明では何か国で行ったということなんですけど、策定業務は計画どおりにきちっとできたのか、大きな減額理由はどこでどうなったんでしょうか。

地域創造課長 4441の委託料を2つ減額させていただきまして、下の70万円のほうが先ほど国のほうでやっていただいたという形になります。

それから、その上にあります与田切公園の再生整備のほうは、こちらのほうで予算を、設計を組みまして、入札というか、プロポーザルをやりまして、入札により地元の方が取っていただいたんですけども、非常に金額が安かったということが実態——言ってみれば入札差金みたいになるんですけど。

それで、今事業を進めていただいております、実績がもうすぐ上がってくるかと思っております、こちらのほうで求めているものは上がってくるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ほか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に第13号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第9号)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第13号議案 令和5年度飯島町補正予算(第9号)につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。
次に第14号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第14号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に
ついて採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。
次に第15号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につ
いて討論を行います。
討論はございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第15号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
について採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。
次に第16号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)について討
論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第16号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)につい
て採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 20 第 17 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計予算
日程第 21 第 18 号議案 令和 6 年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第 22 第 19 号議案 令和 6 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 23 第 20 号議案 令和 6 年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第 24 第 21 号議案 令和 6 年度飯島町水道事業会計予算
日程第 25 第 22 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計予算

以上 6 議案を一括議題といたします。

町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町 長 令和 6 年度の一般会計予算案をはじめ特別会計及び公営企業会計予算を含めた 6 議案を提案するに当たり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

関係する各議案及びあらかじめ配付いたしました予算書及び予算概要資料を併せて御覧いただきたいと思っております。

振り返りますと、令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ 5 類感染症に移行されたことに伴い、各種イベントや活動が復活するなど、少しずつ活気が戻ってまいりました。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所が発表いたしました将来推計人口によれば、今後、人口減少と少子高齢化がさらに進むことが見込まれており、経済社会の担い手の減少や社会保障制度の維持などの問題は避けて通れない大きな課題となっております。

また、燃料や食料などの物価高は今もなお続いており、私たちの生活や経済社会に影響を及ぼしています。

こうした状況を注視しながら、当町においては、臨時会の開催により数回の補正予算措置を講じ、物価高騰に対する低所得者支援や経済活性化対策の両立を図りながら、住民の皆様の生活を守るための取組を国、県との協力体制の中で進めてきたところでございます。

今後も厳しい中での行政運営が続くと思われまます。議員各位をはじめ町民の皆様の御協力を引き続き賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

さて、経済情勢と国の予算編成でございますが、内閣府発表の 2 月の月例経済報告によりますと、我が国の経済の先行きは、

雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和 6 年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。とされております。

こうした状況の中で、令和 6 年度の国家予算は、歴史的な転換点において、時代の変

化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを的確につかみ取るための予算として編成されました。

具体的には、医療・福祉分野の現場で働く方々の処遇改善をはじめとした物価に負けない賃上げの実現に向けた取組の推進、こども未来戦略に基づく加速化プランの迅速な実施、日本周辺の厳しい安全保障環境を踏まえた防衛力の着実な強化など、日本が直面する構造的な課題に的確に対応するものとされております。

また、物価と賃金の好循環に向け、賃上げ促進の環境整備を含め、物価高対策に機動的に対応するため、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費として1兆円が措置されております。

その結果、予算規模は112兆5,717億円となり、過去最大であった令和5年度予算を下回るものの、6年連続で100兆円を超え、過去2番目の規模となる見込みでございます。

内訳をみますと、歳出については、防衛関係費がおよそ2兆2,500億円22.1%の減の一方、地方に配分する地方交付税交付金等はおよそ1兆3,800億円8.5%の増となっております。歳入については、税収がおよそ1,600億円0.24%の増を見込む一方、借金に当たる新規の国債の発行額は歳出の3割以上頼っている構図は変わっておらず、依然として厳しい財政状況が続いております。

このような国の動向を注視しながら堅実な行財政運営に努めなければならないと考えているところでございます。

続きまして地方財政でございますが、令和6年度における国の地方財政対策を見ますと、歳入では、地方税、地方債を減額する一方、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金を増額しております。歳出では、令和5年度の人事院勧告に伴う職員の給与改定分と会計年度任用職員の勤勉手当の所要額のほか、普通交付税の基準財政需要額の算定費目にこども・子育て費が措置されるなど、地方公共団体が安定的に財政運営を行うことができるよう配慮がされております。

これらにより、令和6年度の予算規模は総額でおよそ93兆6,000億円となり、前年度に比べ1.7%、およそ1兆6,000億円の増となっております。

このうち、地方交付税総額はおよそ18兆6,600億円で、前年度に比べ1.7%、およそ3,060億円の増となる一方、関連する臨時財政対策債はおよそ4,500億円で、前年度に比べ54.3%、およそ5,400億円の減額となっております。

このような情勢の中、令和6年度予算につきましては、物価高騰対策を継続しながら、今後も変化を続ける社会に迅速かつ柔軟に対応しつつ、第6次総合計画に掲げる主要施策の実現に向け多様な施策を展開してまいります。

特に重点ポイントとしては「こども元気・豊かな暮らし」「脱炭素・環境共生の推進」「デジタル化の推進」の3点を掲げてございます。

主なポイントについて内容を御説明申し上げます。

最初に「こども元気・豊かな暮らし」に関する施策でございます。

安心して子育てできる環境整備としては、保育園と小中学校の発達支援体制の強化と

して公認心理師の資格を持つ特別支援教育アドバイザーを配置し、支援が必要な子どもさんに関する子育て環境の相談や支援について体制強化を図るほか、産後ケア事業では育児の支援や心身のケアを産院等で受ける費用の助成額の拡充を図ってまいります。

また、福祉関連の取組では、高齢者の福祉タクシー券交付事業において、これまで日中独居者以外で世帯員に免許所持者がいる場合は交付対象ではありませんでしたが、65歳以上で本人が免許を持っていない方全員を交付対象にするなど制度の拡充を図り、安心して地域で生活できるよう支援してまいります。

また、多様な学びへの支援として、新たに地域の英語にたけた方を講師として小学校へ派遣し日常英会話のスキル向上を図る異文化交流事業を実施するほか、戦後79年を迎え、改めて戦争について学ぶ機会を設けるため、現地へ赴き平和の大切さの認識を深める中学生平和学習広島派遣事業を実施いたします。

また、みんなが支え合う、人がつながる町を実現するため、ひきこもり支援推進事業を拡充しサポーターによる派遣回数を増やすほか、生活困窮者支援等のための地域づくり事業では社会とつながれない方やお困りの皆さんの居場所づくりに取り組んでまいります。

2つ目に「脱炭素・環境共生の推進」でございます。

環境共生の推進は、脱炭素、生物多様性の醸成、リサイクルの推進、この3本柱で取り組んでまいります。

脱炭素推進の取組では、道の駅花の里いいじまの駐車場へ電気自動車急速充電器の設置、また町道の一部について道路照明のLED化工事を実施するほか、地球温暖化対策設備設置補助金の予算を増額するなど、カーボンニュートラル宣言に基づく町のCO₂削減目標の達成を目指した取組を着実に実施してまいります。

また、生物多様性を育む取組では、ミヤマシジミを町のチョウに指定し、日本一のミヤマシジミの里づくりを進めるため条例化を図るとともに、今年度立ち上げましたミヤマシジミ保全協議会の検討による保全区域について管理経費や表示板の設置を行い、地域資源と自然環境を守る環境共生農業の推進を図るほか、リサイクルの取組では法改正による令和7年度からのプラスチックごみの分別方法変更に向けたガイドブックの改訂準備などに取り組んでまいります。

最後に「デジタル化の推進」でございます。

町のDX推進方針にある町民や企業、行政がつながるDXの取組の中では、行政情報の情報発信の強化として町民それぞれが欲しい情報を選択できる町公式のLINEによるセグメント配信——分類別の配信でございますけれども——を実施することで、ニーズに合った情報発信の強化を図るほか、長野県の呼びかけによる共同利用化に参加し、事業者の入札参加資格審査システムと令和7年度から開始予定の電子入札システムの導入準備に取り組んでまいります。

また、行政側のDXの取組としては、文書の受付や配布、決裁などを電子化で行いペーパーレス化を図るため、文書管理システムの導入に取り組んでまいります。

以上が令和6年度の3つの主なポイントでございます。

続きまして2つの重点プロジェクト関連でございます。

最初に飯島町環境循環ライフ構想プロジェクトでございます。

飯島町の資源の一つであります自然環境を活用した持続可能なまちづくりへの事業展開としまして、小水力発電については県企業局との調整を図りながら引き続き導入の検討を進めるほか、他の事業につきましてはエネルギー事業への一体化及び新しい価値の創出に向けた取組を進めてまいります。

次に人口増プロジェクトでございます。

定住施策における住宅取得関連の支援では、活力ある若者世帯を呼び込む施策として令和4年度から3か年の実施としていました飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金など、飯島町でマイホーム住宅関連補助金が最終年度を迎えますが、住民要望の状況と実績について十分な効果検証を行い、次の定住施策につなげてまいりたいと考えております。

そのほか、子育て支援では、小中学校学年費補助やゼロ歳～3歳児を持つ御家庭への上下水道料金の一部助成を行うとともに、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金の継続など、各種支援制度に積極的に取り組んでまいります。

以上、多くの課題と住民要望にも総合的に対応するため、新年度予算は各種補助事業や基金等を活用し、将来への持続性を確保しながら「みんな元気に豊かな暮らし予算」として編成したところでございます。

それでは、今議会に提案いたします令和6年度の各会計の予算概要について総括的に御説明を申し上げます。

各会計の予算規模と主な内容ですが、一般会計は56億8,000万円、前年度に比べ2億5,400万円4.7%の増額となります。

国民健康保険特別会計はおよそ9億3,400万円、前年度に比べおよそ2,700万円3.0%の増となります。県の運営が定着し、歳出では国民健康保険事業納付金及び保険給付費、歳入では県支出金の額を基に編成しておりまして、予算規模は保険給付費の増を見込み、増額しております。引き続き国民健康保険事業計画に沿った保健事業を推進してまいります。

後期高齢者医療特別会計はおよそ1億8,700万円、前年度に比べおよそ2,000万円11.8%の増となりました。医療費及び被保険者の増が見込まれ、予算規模は広域連合納付金の増により全休で増額となっております。今後の医療制度等の状況を踏まえ、町民の皆様への周知や手続など、適正に実施してまいります。

介護保険特別会計はおよそ11億3,000万円、前年度に比べおよそ1,500万円1.4%の増となりました。町の高齢化率は上昇しており、予算規模は保険給付費の増により増額となっております。令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度となりますが、介護保険の保険者として適正な事業運営を行うとともに、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止を進め、引き続き住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる地域づくりに取り組んでまいります。

水道事業会計はおよそ4億5,200万円、前年度に比べおよそ1,300万円2.9%の増と

なりました。引き続き老朽配水管布設替え工事を推進するとともに、配水池の耐震2次診断及び人工衛星画像を活用した漏水調査を実施し、安全・安心な水道の維持に努めてまいります。

下水道事業会計はおよそ9億2,600万円、前年度に比べおよそ1億7,700万円16%の減でございます。令和5年度実施の移動脱水車購入事業により減になっております。引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

以上、6会計の合計予算規模はおよそ93億1,000万円、前年度に比べおよそ1億5,200万円1.7%の増として編成いたしました。

それでは、それぞれの会計について概要を申し上げます。

最初に一般会計の主な歳入について御説明を申し上げます。

町税は、税制改正による個人住民税の定額減税及び固定資産の評価替え等による減少を見込み、町民税は8.8%、固定資産税は7.3%の減などにより、町税全体では前年度に比べおよそ8,000万円の減といたしました。

次に、地方譲与税と各種交付金、地方交付税につきましては、予算編成時における国や県からの情報、また前年度までの交付実績などから試算を行い、地方譲与税と各種交付金は全体でおよそ6,300万円の増、また地方交付税のうち普通交付税はおおむね前年度並みの一方、特別地方交付税は14.3%の増を見込み、前年度に比べ2,300万円の増を計上いたしました。

次に、国庫支出金は、町道南田切線をはじめとします社会資本整備総合交付金等の減により前年度に比べ4.7%、およそ2,000万円の減、県支出金も千人塚公園屋外トイレ等の改修に係る自然環境整備交付金等の減により前年度に比べ3.6%、およそ1,300万円の減のほか、繰入金は、重点事業や公共施設・DX関連など各事業の財源不足を補うため各基金からそれぞれの事業へ繰入れするほか、ふるさと納税は前年度に比べ増額を見込んでおりまして、全体では前年度に比べ6%、およそ1,900万円の増額といたしました。

最後に町債は、臨時財政対策債が前年度に比べおよそ1,600万円減の770万円を計上する一方、道路や河川及び公共施設の機能強化や除却を目的とした起債の増により、前年度に比べおよそ1億7,800万円の増とするなど、財源不足に対応しているところでございます。

以上、歳入の主な点について申し上げてまいりましたが、年度途中の制度改正や景気の動向などにより不確定な要素も含んでおりますので、現時点で得た情報を基に精査の上、それぞれ予算計上したところでございます。

次に歳出予算の概要について第6次総合計画の基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向の8項目のうち、前段で触れましたポイント以外の主な取組について御説明を申し上げます。

第1に「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」では、自転車ヘルメットの着用率向上を目指し16歳～18歳及び65歳以上を対象とした購入支援補助金を新たに創設するほか、南信交通災害共済では昨年度に引き続き町の公費負担による全町民一

括加入により安全・安心なまちづくりの強化を図ってまいります。

また、消防団員の団活動を安心して行うため加入している消防団員福祉共済の掛金について、今まで2分の1を自己負担としていたところを全額町の負担とすることで団員の負担軽減を図ってまいります。

なお、自然災害が多発する中、災害に備えた備蓄品の拡充、更新を行ってまいります。

第2に「美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ」では、行政のデジタル化の推進として戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することで振り仮名が様々なサービスにおいて本人確認事項として利用可能になる氏名の振り仮名法制化に係る事務処理業務を実施いたします。

また、環境関連では、昨年度創設した地球温暖化対策設備設置事業補助金の予算額を増額するなど、飯島町の美しい自然を将来の世代に引き継ぐため、環境施策の推進を図ってまいります。

第3「誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり」では、健康に関する知識や運動習慣を身につけることができるフレイル予防教室の回数を拡充するほか、新たに脳トレ、歌、体操などを通して高齢者の皆さんがより元気になることを目指す元気アップ講座を開講し、健康と仲間づくりの場の充実により健康寿命の延伸を図ってまいります。

また、がん患者の皆さんが着用するウィッグや補整下着等の医療用補整具の購入支援としてアピアランスケア——外見に配慮したケアでございますけれども——アピアランスケア補助金を創設いたします。

生涯を通じて、安心して生活ができるよう、引き続き保健、医療、福祉、介護の関係機関が密に連携し、適切な対応ができるネットワークの構築を進めてまいります。

第4「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」では、持続可能な農業を推進するため、国や県の支援対象にならない小規模農家が購入する農機具等への購入助成として未来へつなぐ小規模農家応援事業補助金を創設するほか、日曾利地区と本郷島河原地区の圃場整備では持続可能な農業生産基盤を整備し農業生産力の維持、向上を図るため、引き続き県やJR、地元との調整を図りながら計画的に事業を進めてまいります。

また、町内の事業者支援としましては、後継者不足が原因による廃業を防止するため、町と商工会、金融機関など専門的知識を持った皆さんによる組織を立ち上げ、事業承継をスムーズに行うための支援体制を構築し、地域経済の担い手や生活インフラなど、地域を支える基盤づくりを進めてまいります。

なお、町面積の75%を占める山林についても将来を見据えながらスマート林業に取り組むとともに、主伐、再造林を行ってまいります。

第5「暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造」では、町道関連では社会資本整備総合交付金事業で実施する高尾原北線の道路舗装補修工事や昭和通り線、上ノ原幹線などの道路改良工事、特に令和元年度から工事着手してまいりました町道南田切線について秋の完成を目標に工事を進めていくほか、国民スポーツ大会のホッケー競技サ

ブ会場であります柏木運動場の出入口となる柏木北線の道路整備を実施してまいります。

河川整備関連では、近年の大雨による越水対策として北河原・中平地区の古川及び荒田地区の大井川について調査業務等を実施いたします。

また、町営住宅においては、公営住宅等長寿命化計画等に基づきまして豊岡住宅と舟久保住宅の解体撤去を実施し、安全で快適な住まいの確保に努めてまいります。

なお、上下水道事業関連では、県企業局交付金を財源に人工衛星を活用した漏水調査業務の実施や老朽化した御家庭の合併処理浄化槽の修繕費に係る費用の一部を助成する合併処理浄化槽修繕等経費補助金を創設し、業務の効率化と住民負担の軽減を図ってまいります。

第6「魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」では、観光関連において老朽化した千人塚公園の緑風荘と旧スケート小屋の解体撤去を実施するほか、坊主平にシャワー室、炊事場を新設するなど観光地整備を積極的に行い、魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。

また、まちづくり推進事業では、飯島駅周辺の活性化の拠点でありますまちの駅がおかげさまで開駅10周年を迎えるため、記念品の作成や記念イベントを実施してまいります。

なお、ふるさと納税につきましては、近年、寄附額が増加してきております。引き続き魅力的で繰り返し寄附いただける返礼品を備えられるよう努めてまいります。

第7「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし」では、小中学校のICT教育関連において子どもたちが使用するタブレット端末の更新や先生方が使用する校務系パソコンの順次更新など、デジタル環境の水準を引き続き確保するよう対応してまいります。

また、生涯学習関係では、4地区公民館においてエアコンが設置されていない部屋への設置工事を一斉に行い指定避難所としての機能強化を図るほか、国民スポーツ大会のホッケー競技サブ会場であります柏木運動場の改修に必要な用地測量業務と用地買収のほか、B&G海洋センターのトイレ等の改修工事など、本格的な整備に着手してまいります。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。

令和6年度は第6次総合計画の4年目に当たり、折り返し地点手前の年となります。町の将来像実現のため、つなぐ力で誰一人取り残さない、子どもからお年寄りまで元気に豊かに暮らせる町を目指し、各事業の進捗状況を振り返り、検証を行いながら戦略的に取り組んでまいります。

コロナ禍で止まっていた地域コミュニティ活動の再開や物価高騰の影響を受けている地域経済の復興に引き続き対応するとともに、町民の皆様の暮らしを守り、幸福度が高まるよう、生活実態を的確に把握し、きめ細やかな情報提供や生活支援などの各種事業を適切な時期に実行することが町民の皆様に信頼される行政運営であると考えているところでございます。

町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、町長以下職員が新たな発想と行動力を発揮し全力で行財政運営に当たってまいります。

最後に、町民の皆様とその代表であります議員各位の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和6年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要説明といたします。

どうかよろしく願いいたします。

[唐澤町長降壇]

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

休 憩 午後0時06分

再 開 午後1時30分

議 長 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き各課長から補足説明を求めます。

企画政策課長 補足説明

総務課長 補足説明

住民税務課長 補足説明

健康福祉課長 補足説明

産業振興課長 補足説明

建設水道課長 補足説明

地域創造課長 補足説明

教育次長 補足説明

議 長 説明は終わりました。

これから令和6年度会計予算6議案につきまして一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項につき質疑されるようお願いをいたします。

質疑はありませんか。——よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。

第17号議案から第22号議案は審査に時間を要すると思われるので、3月18日の定例会最終日にこれを採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、本6議案につきましては、3月18日——本定例会最終日に採決することに決定いたしました。

議 長 日程第26 第23号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町長 第23号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

飯島町弓道場の施設の管理及び運営を効率的に行っていただくため、地方自治法第244条の2第3項の規程に基づき指定管理者の指定を行うものでございます。

当施設につきましては、指定管理者制度に移行した平成18年度から本年度まで18年間、飯島町弓友会を指定管理者に指定し、施設の管理及び運営を行ってまいりました。

このほど当施設の指定の期間がこの3月末をもって満了いたしますので、これまでの実績を踏まえ、引き続き5年間、飯島町弓友会を指定管理者と指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

教育次長 それでは第23号議案の詳細について説明いたします。

飯島町弓道場につきましては、月曜日から土曜日まで夜の定例会館のほか、県下弓道大会など各種の大会や高校生、大学生の合宿など、町民はもとより県内外の愛好者に利用されております。

本年度まで18年間、施設を管理運営してきました飯島町弓友会は、町内の弓道愛好者を中心とする団体でございます。町や、それから地域の弓道親交を常に考えており、その拠点として飯島町弓道場の管理には献身的に取り組んできております。

施設の管理だけでなく、県下弓道大会をはじめとした各種の大会を町で催すことができているほか、月例射会や初心者への指導など、利用者目線に立った運営ができています。

また、高校弓道部の利用や大学の合宿などの予約も安定して入るようになっております。

直近の令和2年から令和4年まではコロナの影響を受けて厳しい経営を余儀なくされておりましたが、令和5年度は回復してきております。

以上を踏まえ、引き続き5年間、飯島町弓友会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番

坂井議員 指定管理者として弓友会ということなんですけども、これほかに何か希望者というのは特になかったんでしょうか。

教育次長 特に希望者はいませんでした。

議 長 ほかにも。

9 番 星野議員 飯島町の弓友会という皆さんは非常に5年間よくやってくれていまして、私も見学に行ったことがあるんですが、この組織に対して指定管理者はいいと思うんですけど、補助というものはどの程度のことがあるのか、要するに使用料金の中で運営をしていると思うんですが、弓友会に対しての補助みたいなものは町からどのようになっているか教えてください。

教育次長 指定管理者、飯島町弓友会の収入につきましては、利用者からの利用金に合わせて町からの委託料で賄っているものでございます。

これまでの5年間につきましては、町からの委託料が14万5,000円でした。

来年度から5年間につきましては、ちょっと今現在調整中ではございますが、近年、電気料などが高騰していることを鑑み、3%、5,000円アップの15万円で現在検討しております。

議 長 ほかにも。

4 番 坂本議員 弓友会の方々には、いつも、こんなに長い間、指定管理ということで頑張っていたいているわけですが、あちらサイドのほうから——指定管理料は今のよう委託料をアップするというお話だったんですけども、特に、施設の改修とか、そういうのはうちの町のほうでやっていると思うんですけども、特に何か町に対する要望とかはなかったんでしょうか。

教育次長 現在の段階では、御要望等はいただいておりません。

ただ、やはりコロナの期間はなかなか利用者が少なく使用料収入が少なかったもので、そこら辺の将来的な部分は心配されておりましたが、今年になって利用者が元に戻ってきておりますので、今のところは大丈夫だということでございます。

議 長 ほかにも質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第23号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮らいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 27 第 24 号 飯島町道路線の変更について
 を議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 「宮下副町長登壇」

副 町 長 第 24 号議案 飯島町道路線の変更について提案理由の説明を申し上げます。
 本件につきましては、道路改良工事などにより道路区域の変更になった路線について
 道路法第 10 条第 3 項の規程により、町道南田切線ほか 5 路線の変更をお願いするもので
 ございます。
 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審
 議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いたします。
 「宮下副町長降壇」

議 長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。

議 長 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第 24 号議案を採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 28 第 25 号議案 下水道事業移動脱水車購入事業に関する変更契約の締結に
 ついて
 を議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 「唐澤町長登壇」

町 長 第 25 号議案 下水道事業移動脱水車購入事業に関する変更契約の締結について提案

理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年6月定例会において議決いただきました下水道事業移動脱水車購入事業に関する契約について契約期間を延長する変更契約の締結を行うため、飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[唐澤町長降壇]

建設水道課長

それでは説明をいたします。

議案の裏面も併せて御覧いただくようお願いいたします。

本件の契約期間の延長につきましては、近年の世界的な半導体供給不足によりまして移動脱水車両に搭載しますコントローラー機器などの調達に期間を要するため、当初の納入期限での納車が困難となってきております。このことにより契約期間を令和6年7月16日まで延長する変更契約を締結するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番

坂本議員

変更になるわけですがけれども、現在、稼働している移動脱水車は新車が入るまでは一—までというか、運行状態は大丈夫だというふうに思っているんですか。

建設水道課長

現在の車両もオーバーホールしながら稼働しているところで、新車が入るまでの間は故障がないようにしていきたいと思っております。

議 長

ほかに。——よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

次に賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第25号議案 下水道事業移動脱水車購入事業に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

	お諮りいたします。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。
	以上で本日の日程は全部終了いたしました。
	本日の会議を閉じ、これで散会といたします。
	御苦労さまでございました。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後 2 時 0 5 分

令和6年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年3月5日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
片 桐 剛	<ol style="list-style-type: none"> 1 当町の危機管理体制を問う。 2 避難生活の想定は。 3 保育園・小中学校での防災・減災教育は。 4 新店舗出店地域、環境対策を問う。
吉 川 順 平	<ol style="list-style-type: none"> 1 教訓を活かした防災対策の推進について 2 飯島町第6次総合計画について 3 未来ひらく食農教育について 4 「国消国産」について
星 野 晃 伸	<ol style="list-style-type: none"> 1 飯島町の企業の事業継承について 2 ドローン使用について、飯島町の考えを問う 3 国スポ柏木運動場について
宮 脇 寛 行	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹産業の農業支援について 2 飯島流ワーケーション事業について 3 要望書の扱いについて
伊 藤 秀 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 町長懇談室について。 2 商用施設の空区画について。 3 今後の公共施設のあり方について。 4 教育関係について。 5 乳幼児健診について。 6 まちづくり条例設置を。

質 問 者	質 問 事 項
坂 本 紀 子	<ol style="list-style-type: none">1 社協の今後の運営に町はどのように関わっていくのか。2 町内に現在する赤線の対応は出来ているのか。3 新型コロナウイルス感染症は落ち着いたが、その間の子供達への影響が心配される。現状を把握して対応が出来ているか。

○出席議員（12名）

1番	伊藤 秀明	2番	坂井 活広
3番	折山 誠	4番	坂本 紀子
5番	宮脇 寛行	6番	浜田 稔
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸	10番	片桐 剛
11番	吉川 順平	12番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年3月5日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願い いたします。 10番 片桐剛議員。 〔片桐議員質問席へ移動〕
10番 片桐議員	それでは通告内容に従いまして一般質問を始めさせていただきます。 今回は、気候変動、環境変化などから近年多発している災害、その対策、危機管理に ついてを中心にお伺いしたいと思います。 資料1になります。 まずは地震を中心とした災害についてであります。 国土交通白書2020によれば、南海トラフ地震についてマグニチュード8～9クラスの 地震発生率は30年以内に70～80%とされております。これは2020年1月24日時点の ものであります。 次いで資料2になります。 指定基準というものになります。 政府の中央防災会議は南海トラフ地震が発生した際の被害想定を公開しています。こ の被害想定によれば、南海トラフ地震が派生すると静岡県から宮崎県にかけての一部で は震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強～6弱 の強い揺れとなると想定がされています。また、関東地方から九州地方にかけて太平洋 沿岸の広い地域で10メートルを超える大津波が襲来するという想定を出しています。 当町——飯島町も南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、地震発生の際 は震度6弱が見込まれるという発表がされています。 繰り返しになりますが、マグニチュード8～9クラスの地震発生率は10年以内 に30%程度、30年以内には70～80%という想定です。近い将来必ず来るであろうこの 地震に対して、行政と地域住民、地域が一体となって安全・安心なまちづくりに取り組

む必要があると考え、今後もより一層対策を強化することを要望するものであります。
続いて資料3になります。

内閣府発表——平成25年3月18日発表のものでありますが——南海トラフ巨大地震の被害想定について公開されているデータがあります。

その後、令和元年に再計算——見直しがされておりますけれども、県別で発表されている数値は平成25年のものが最新でありましたので、そのデータに基づいてお示しをしたいと思っております。

この被害想定では幾つかのケースでの想定がされております。

当町において一番深刻な被害が発生するケースでのデータを抽出してみました。

まず被災エリアというところでは、内閣府では4つのエリアのケースを見込んで発表がされております。東海地方が大きく被災するケース、近畿地方、四国地方、九州地方という中であります。この中では、当町が一番被害想定として大きな場合は東海地方が大きく被災するケースとなります。

続いて震度分布であります。これは震源がどのあたりに位置しているかという想定のものであります。内閣府では4つのケースを想定しております。この中では、当町で一番被害が起り得るといふ可能性のあるものは4番目の陸側ケースという震源に当たる部分になっております。

これらを加味しまして、被害エリア、震度分布とすると、地域は東海地域が大きく被災するケース、震度分布は陸側ケース、季節は冬、発生時期が夕方、風速8メートルという想定のパブリックデータのものとなっております。

これによれば、長野県の被害想定としてインフラ被害想定が発表されております。資料4-1になります。

まず、上水道の断水人口とすると120万人、断水率56%、下水道に関しては支障人口150万人、断水率89%、電力は停電件数が120万件、停電率89%という数値が示されております。

続いて資料の4-2は生活への影響ということで避難者数についての数字が出されております。

1日後の避難所とすると5,300人、避難所外への避難が3,500人、合計8,900人、1週間後には避難所では1万4,000人、避難所外では1万4,000人、合計2万7,000～2万8,000人という試算がされております。

そこで、質問1のほうへと行きます。

近い将来、南海トラフを起因とする大規模な地震が想定されております。当町における被害想定についてお聞きをしたいと思っております。

〔唐澤町長登壇〕

町長

近い将来に想定されます地震等による想定状況ということでもありますけれども、本年1月1日に発生しました能登半島地震はいまだに1万人以上の方が避難されておりますし、先日、穴水町ではようやく全戸通水したというような状況でございます。まだ電気も500戸以上が停電状態ということで、2か月を過ぎた今でも非常に厳しい状況でござ

ございます。

こうしたように、近年は各地で地震が発生しておりまして、千葉県沖でも群発地震が起きておりますし、また最近は東北沖でも起きております。

こうした頻発する地震は、当町も含む伊那谷エリアでも、南海トラフ地震や伊那谷断層帯の地震など、こういった地震が想定されますので備えが必要だと思えます。

御質問のありました被害想定につきましては、当町の地域防災計画の資料編、こちらの92ページから掲げてございますけれども、最も大きな被害が見込まれる震度7、こちらが想定されます伊那谷断層帯の地震では、死者が最大で40人、避難者数が1,510人、倒壊建物、これは全壊でございますけれども860棟、ライフラインの被害は、上水道断水率、それから下水道の機能支障率、ともに99%、それから停電件数が4,120戸、固定電話不通回線数が2,070回線という想定で、インフラでは多くの住民の皆さんが被害を受けることが想定されているところであります。

今、議員さんが説明いただいた南海トラフ地震の関係ですけれども、南海トラフ大地震につきましては、陸側ということでの想定では震度6弱を想定しておりまして、死者は僅かということでございます。

また、避難者数は450人、倒壊建物は全壊が30棟、上水道断水率83%、先ほどの議員の説明資料では56%でしたけれども、町では83%を想定しております。

また、水道機能支障率、こちらは79%ということで、先ほどの説明資料では89%でしたけれども、飯島町では79%の想定でございます。

また、停電件数につきましては3,290戸でございます。それから固定電話不通回線数は75%、こういった想定をしているところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

片桐議員

先ほど示させていただいた国発表の資料、これも数年前のものであります。それで、今発表いただいたものも刻一刻と変わってくる状況なのかなというふうに思います。

冒頭に申し上げましたとおり、日々変わる情勢の中で、常に見直しをお願いしたいというふうに思っております。

続いて1—2のほうへ参ります。

ひとたび有事が発生した際、指定避難所、指定緊急避難場所の開設、運用、運営というものが急務となってまいります。それらの実施主体または運営計画について御説明をお願いします。

総務課長

有事の際の指定避難所及び指定緊急避難場所の開設や運営についての御質問でございます。

まず指定避難所の実施主体につきましては、町の公共施設は町で、また4地区公民館は各区、日曾利集会所は日曾利自治会となっております。

指定緊急避難場所は、自治会集会所については各自治会長が、屋外運動場などの町所有地は町が、それぞれ開設や運営を行うこととなっております。

避難所の開設や運営の方法につきましては、避難所開設マニュアルと避難所運営マニュアルが定められておりますので、その手順や内容を踏まえて避難所ごとに対応をい

ただくこととなっております。

なお、指定緊急避難場所であります各自治会の集会施設につきましては、令和4年5月からは避難したい方ですとか心配な方が早めに避難できるように開場基準を設けて運用しているところでございます。

あわせて、有事の際におけます気象情報ですとか災害情報の収集等に資するために、今年度、希望する31の自治会でインターネット回線敷設事業を実施しております。避難場所が開設された際にはインターネット通信が可能となる環境を整えたところでございます。

片桐議員

運営マニュアル等を整備したという話でありました。

コロナ禍で防災訓練等がなかなかできなかった時間が長かったという認識をしております。その間も、やはり気象状況は刻々と変わっており、地震発生のリスクも高まっておるのかなというふうに思いますので、時代に合った防災対策、防災訓練の実施をぜひ検討していただくようお願い申し上げます。

続いて1-3に行きます。

2022年9月議会の一般質問で資機材の刷新、感染対策等を踏まえた各避難所の収容人数の更新についてという質問をさせていただいております。

これは資料5-1、5-2となりますけれども、現在、町のホームページで公開されている指定緊急避難場所一覧、指定避難所一覧、こちらの資料の部分であります。

2022年9月の一般質問のときは、通常の収容人数の記載であって、段ボールベッドですとかパーティション等を踏まえた人数はこの限りではないというような回答でありました。公開されている数字のおよそ半分程度の収容になるのではないかという回答を当時はいただいております。

その後、町発表のこの表、収容人数の更新は特にありませんでした。

先ほどの国の資料にもありましたけれども、災害によっては避難所生活が長期化されることも予想され、避難所生活では健康への配慮、プライバシーの確保などから段ボールベッドやパーティションなどの資機材が必須になると考えられます。この中長期化した避難想定をしたときの収容人数という部分になってきます。

1-3です。以前、指定避難所、指定緊急避難場所の一覧について質問したが、その後の情報更新は、この部分についてお聞かせをお願いします。

総務課長

指定避難所及び指定緊急避難場所の情報更新につきましては、この間、指定避難所や指定緊急場所数の増減ですとか収容人数等につきましては今のところ変更等はなく、また感染症等への対応も実際の運用の中で対応するというようにしてございまして、変更はしてございません。

片桐議員

実際の運用の中でという話がありましたけれども、コロナ禍も明けてきて、実際の動きもつかめてきているところではないかなと思いますので、災害を想定した実際の資機材を使用しての人数発表というものが需要ではないかというふうには考えていますけれども、今後、公開、改訂の予定はありますでしょうか。

総務課長

時期的なものはちょっとまだはつきりしませんけれども、計画の見直し等も必要に応

じてやる時期がまいると思いますので、その折には実際に見合った数字に見直しをしていきたいというふうに思っております。

片桐議員 更新をされるというお話でした。災害はいつ来るか分かりませんので、なるべく早い時期の対応をお願いいたします。

1—3の後半の部分ですけれども、一覧の中に「管理担当連絡先」などの掲載目的が不明なものがあるとの質問であります。

指定避難所一覧、こちらの列でいくと左から4列目に記載がありますけれども、「管理担当連絡先」という欄があります。

そもそも指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧というものはいつ使用するものなんでしょうか、いつの想定で公表しているものなのか、そしてこの欄についてはどのような活用を見込んで表示をしているのか、お答えをお願いします。

総務課長 避難所の一覧表ですので、常に皆さんに目にさせていただいて、いざというときのために使用していただくものですので、この3月に発行しました「みんなの防災ガイドブック」にも記載しております、全戸に配布しているところですので、常に見ていただければというふうに思っております。

また、この表の中の「管理担当連絡先」の掲載につきましては、実際の避難所開設をはじめ、平時から管理団体の所在ですとか連絡先等を明らかにしておくことで円滑な避難所開設ですとか運用につながるというところから掲載をしているところでございます。

片桐議員 先ほど町長の答弁にもありました。実際に災害が発生した場合には、停電ですとか電話回線、いわゆるインフラにも影響があるというお話でありました。電話固定回線にも被害が発生するという中であると、この連絡先にも有事の際にはつながらないという可能性、発生するのかなというふうに思います。

事前の確認のための表という話でありましたので、固定電話プラス有事の際にも使用できる一覧にしたらいかがかなというふうに思っておりますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

続きまして次の質問に移ります。2—1に参ります。

避難所、自宅での避難生活者の人数想定、または避難日数の想定と長期化した場合の物資調達・運搬態勢はという部分になります。

まず前段の避難所、住宅での避難生活者の想定人数、その部分についてお聞かせをお願いします。

総務課長 想定人数ということでございます。

避難者数の想定につきましては先ほど1—1で町長がお答えをしたとおりですけれども、実際には被害の状況をはじめ新しい避難の形の実践によって変わってくるのかなというふうに考えております。

片桐議員 新しい避難の形という話がありました。

町内にはリーフレットも配布をされているところかと思えます。

その中では、より避難所または自宅での避難者数という人数がつかみにくくなってくるとはならないかというふうに私は考えております。そのためのも、先ほどの資料更新、

また新しい避難対策というものをぜひ検討いただきたいというふうに思います。

戻りまして2—1の後半の部分になります。

避難日数の想定として、長期化した場合の物資調達・運搬態勢というところになります。近隣市町村間には河川があり、橋梁で結ばれている地域であります。飯島町もそうですけれども、地震発生時には橋梁の崩壊が想定される場所であり、主要道路が寸断される可能性が大きいと思います。

これを踏まえ、物資調達と運搬態勢について御説明をお願いします。

総務課長　そうですね、避難日数の想定につきましても被害の状況によって大きく変わってくるのかなというところがございます。

さきの能登半島地震のように大規模な地震が発生した際は数か月、また状況によっては年単位に及ぶ避難生活を余儀なくされるということも考えられます。

また、避難が長期化した場合の物資の調達と運搬態勢につきましては、町の災害対策本部におきまして、被災状況ですとか避難状況を踏まえまして公的支援また防災協定を通じた必要な物資の手配をしながら、自衛隊やNPO団体などの支援団体の協力も得ながら物資輸送拠点から各指定避難所、指定緊急避難場所への配給を行っていききたいというふうに考えております。

片桐議員　今回発生しました能登の地震でもありましたが、道路が寸断される、ライフラインが寸断されるという状況が多く発生をしておりました。

今のお話ですと、対外からの物資関係は公的な手段によって導入されるというお話でしたけれども、その後の町内の物資運搬の態勢についてはいかがでしょうか。

副町長　昔は、与田切川、中田切川で寸断されておりましたので、橋の崩落等が考えられておりました。

それで、今は、伊南バイパスは震度7でも対応できるような格好にできておきまして、そういうものを想定し、それから、最終的に今一番物資が集められるのは柏木の運動場でございます。あそこらへ物資を下すか、ヘリコプターを集めてあそこへ集中させるというようなことを考えないと飯島町内全部へ行き渡らないということでございます。

ただし、能登半島地震で起こりましたように、液状化みたいなああいう状況になりますと、道路寸断というだけではなくて、もう最初から通れないというような格好になってくる可能性もございます。

そういう想定までは今のところできておりませんが、ボランティア団体、それから輸送の団体がいつ入ってこられるかというようなことも想定しないと、まず無理だろうと思います。

だから、運搬につきましては、今はドローンですとかいろいろ手段はあるというふうに考えておりますけれども、町内の避難生活者に合わせてどこまで対応できるか、そういうことになりますと町役場の職員がどのくらい動けるかということも想定しなければなりませんので、そういうのを想定しながら、今後また防災計画の改訂の中でいろいろな方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

片桐議員　様々な中で想定外の部分が多いという話がありました。

説明の中では柏木運動場がベースキャンプになるのではないかとということもありました。今後、柏木運動場には改修が入り、より使いやすくなっていくのかなというふうに思います。

そうした形で、町全体での大規模な防災訓練、そういったものも今後必要ではないかというふうに思いますので、これまでの各区、各自治会を含め、大規模な想定での訓練もぜひ主導して行っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

資料6—1になります。

震災関連死についてであります。

2022年3月10日、NHK発表の東日本大震災のデータであります。東日本大震災で地震や津波から避難したものの、その後亡くなる震災関連死は11年で3,786人に上っている。

また、2023年3月7日の日刊介護新聞には、復興庁によると東日本大震災や福島原発事故後の避難生活中の体調悪化などで亡くなった震災関連死が全国で3,789人だった、またそのうち福島県南相馬市が最も多く、震災関連で死亡した人数は520人であったというデータが出ておりました。

この2つの情報ですけれども、人数の差が3名ほどということなので正しいデータなのかなというふうに思っております。

資料6—2に参ります。

南相馬市の災害関連死で死亡した人々について福島県立医科大学の研究チームが分析した結果、520人のうち51%に当たる267人が要介護認定を受けていることが判明しております。特に生活全般で介護が必要とされる要介護4や5の人が185人と、おおよそ35%を占めているということが明らかになっております。

また、被災して亡くなった高齢者らの死因で最も多かったのが肺炎で78人、続いて心不全で46人、老衰が41人、急性心筋梗塞が30人、食べ物などを誤って吸い込むことで起きる誤嚥性肺炎が25人、また自殺が16人という結果が出ております。

これらのデータから発災後の震災関連死についても同じように対策を講じる必要があると考えます。

2—2に行きます。当町における介護認定人数の現状をお願いします。

お答えいたします。

町の要介護、要支援も含めました認定者は令和6年1月31日現在で512人でございます。

このうち特別養護老人ホームやグループホームなどの施設に入所されている方がおおよそ160人でございます。

なお、要介護の認定者のうち要介護3・4・5の方については206人という状況でございます。

当町においてもしっかり対策を講じるべきかというふうに考えます。

2—3、避難生活下での要介護者の状況把握と支援態勢についてお聞きします。

健康福祉課長

片桐議員

健康福祉課長

災害により被災した要介護高齢者等への支援につきましては、避難先の指定避難所において避難行動要支援者名簿などを活用して地域包括支援センターを中心に状況や実態の把握を行うこととなっております。その状況により、町内の介護支援専門員、介護サービス事業所などと連携して福祉避難所への避難や介護サービスの提供へつなげてまいりたいと考えております。

また、災害が発生した場合であっても介護サービスは要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものでございます。介護サービスが安定的、継続的に提供されることが重要となってまいります。

介護事業者においては、業務継続のために平時から準備、検討していくべきことや発生時の対応などをまとめた業務継続計画——BCPの策定をしているところでございます。その取組が生かされることで避難所内でのサービス利用や避難生活下での事業所利用ができるようになるかと考えます。

日頃から地域の介護サービス事業所などと顔の見える関係づくりに心がけ、災害時にも連携して支援ができるように取り組んでまいりたいと考えます。

片桐議員

日頃から事業者との関係を密にするという内容でありました。引き続きお願いをしたいというふうに思いますし、先ほどからもありますとおり、避難の方法、その後の避難場所での生活、これが避難所へ行くのか自宅にいるのかという選択肢も多くなってきていると思います。

そういった中では、要介護者の把握、そして事業者との連携というのがなかなか難しくなってきたように思いますので、先ほどから言っております訓練の部分ではその面も加味した対策をお願いしていきたいというふうに思います。

続いて3番の質問に移ります。

保育園、小中学校での防災・減災教育についてという部分になります。

3-1、保育園、小中学校での防災・減災教育、訓練実施の内容についてお聞きをします。

教育長

保育園、小中学校での防災・減災教育の訓練内容についての御質問であります。

東日本大震災や今回の能登半島地震での状況を踏まえ、町内の保育園、小中学校における防災・減災教育の在り方については、自分事として再度確認し、検討していかなければならないと認識しているところでございます。

まず保育園の防災に関わる訓練としましては、年に8回あまり地震を想定する避難訓練を行っているところでございます。その時間設定も、自由保育中であつたりプールでの活動中であつたりお昼寝中であつたりと、様々な場面を想定しながら実施しております。

また、職員においても災害の場面を想定し、その際の対応の仕方について確認し合っているところでございます。

小中学校においても、授業時、休み時間等、時間設定を変更しながら訓練を実施したり抜き打ちでの訓練を行ったり、保護者への引渡し訓練、保育園も含めた合同の引渡し訓練も行っているところでございます。

なお、3学期の初日には各学校長に集まっていただき、授業時間、学校にいるとき、登下校時、それから家にいるときの対応について共通理解を図り、各学校において職員がそれぞれの場面における対応についてシミュレーションし確認し合うこと、それから児童生徒に対しても各学級において改めて考え合う機会を持っていただくようお願いいたしました。

中学では、家庭科の授業において、ハザードマップの確認、非常食の種類や取扱い、段ボールベッドの組立てなど、体験することを大切に学習も行っているところがございます。

また、保護者に対しては災害時の学校の対応や子どもへの指導、確認してほしいことについて通知を発出し、確認していただいたところであります。

いずれにしましても、最大の防災、減災は「ただいま」を言うことであるということと自分の命は自分で守るという最も基本的な考えを基にしながら、保育園、学校においても今後起こり得るであろう災害に対してより体験的な防災・減災教育に努めていかなければならないと考えておるところであります。

片桐議員 もう少し細かくお聞きしたいところがありまして——訓練の実施内容の部分では、今、緊急の訓練、抜き打ちという話をいただきました。非常に本番を想定されているのかなというふうにお伺いをしました。

その訓練の中ですけれども、特に小学校では防災頭巾を使用しての訓練をしているという話を聞きましたけれども、防災頭巾を使っているということで間違いまじでしょうか。

教育長 大変申し訳ありません。私のほうでは確認できておりません。

片桐議員 昔から使っていて、恐らく座布団兼防災頭巾というようなものかと思えます。

防災頭巾での避難訓練ですけれども、防災頭巾は戦時中に空襲のときの火の粉から頭を守るために作られました。防災頭巾は布製なので軽量なのが特徴で、持ち運びやすく、装着した際に肩や首などへの負担が少ない、またかぶるだけで装着しやすく、小さな子どもにも利用しやすいという利点があると、こういうようなことから恐らく導入がされてきたことかと思えます。

ただ、昨今の災害事情からすると、校舎の作り、また環境から見ても、火災のリスクというものよりは、落下物、また倒壊などのリスクのほうが大きいように思います。

ぜひこの辺の実情に即して防災頭巾から例えばヘルメットなどというような、緊急対策のときの訓練の中ではひとつアイテムの更新なども考えていただきたいというふうに思います。

続いて3—2ですが、園内・校内以外、登校・下校時の有事の際の訓練、これについてお伺いします。

教育長 保育園外での活動や学校外での活動の際についても事前の下見において災害時の対応について職員が必ず確認しておるところであります。

登下校時の対応につきましては、先ほどお話ししました保護者通知において家庭か学校か近いほうへ避難するというのを各家庭にお願いし、その際の職員の対応について

も確認し合っているところでもあります。子どもに判断できるのかという問いも生まれそうではありますが、自分の命は自分で守るという中で自らの判断で動ける子どもたちを育てていかなければならないと思っております。

御指摘の登下校時の訓練については、その際は町内全域での想定が必要になるかなと思っております。子どもたちが訓練情報を入手する方法もありません。また、保護者の皆さんの御協力や地域の皆さんの御協力も必要となるため、保育園、学校だけの訓練は難しいかなと思われまます。

こどもを守る安心の家や近くの家へ駆け込むなど、避難方法も含めて、登下校中での対応の仕方についてはできる限り災害時を想定しながら繰り返し指導していきたいと考えておるところであります。

片桐議員 自ら動ける子どもたちという話がありました。

現在ですと、集団登校を実施する期間があったりして、またPTAから危険箇所の要望というものも年1回上がってくるかと思えます。単なる危険箇所に終わらず、有事の際の部分も含めながらぜひ検討いただきたいというふうに思いますし、自ら動けるというところで行きますと、集団登校でいくと恐らく上級生の判断になってこようかというふうに思います。

緊急の訓練という先ほどの話もありましたので、ぜひ登下校時の部分も今後は訓練に加えていただければというふうに思います。

続いて質問の4番目に移ります。

新店舗出店地域の環境対策についてであります。

まず4-1、ドラッグストア利用に当たり交通量の増加が見込まれます。周辺には学校をはじめ公共施設もあり、道路拡幅を含めた対策も必要であると考えます。

交通量増加に伴う町道の環境対策についてお伺いします。

町長 新店舗出店地域の道路の環境対策という御質問でございます。

新店舗——ウエルシア薬局につきましては、長野県下に41店舗、上伊那には4店舗あり、先頃の新聞報道にもありましたように新たな薬局の統合もありますので、県内でもかなり大規模なドラッグストア業界の最大手の進出ということで営業されていくと思えます。

開業しました暁には、町民の皆さんが自宅から近い場所で医薬品はもとより日用品から食料品まで数多くの商品を購入することができ、買物の利便性の向上、また地元の滞留率の向上、さらには人口増につながるということになると思えます。

また、単独では協定を結びませんが、防災協定は県下一本で結ばれておりまして、地震や大雪の被害等によりまして道路が分断され、また流通が滞ることになった場合には生活必需品の確保に寄与して、町民の皆様が一層安心して暮らせるようになることが期待されます。

店舗周辺につきましては公共施設や医療施設が集まっている地域でありますので、多くの人の憩いの場となることを期待するところでございます。

しかしながら、御質問のように、人が集まるということに伴う周辺の交通量の増加、

こういった対応をしなければならない課題もございます。

具体的な対応につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

建設水道課長

周辺の道路の整備の関係についてお答えいたします。

出店によります交通量増加に伴う安全面への対策につきましては、令和5年11月に地元山久自治会からも要望いただいているところでございます。

まず新店舗の立地でございますけれども、今回の出店に伴います店舗とその駐車場は、ともに今回造成いたしました敷地の北側のみの利用となるため、現在、敷地南側の町道——山久南線とありますが——こちらからの連絡路は設けておらず、当面南からの出入りはない状況でございます。そのため、主な交通の流れにつきましては、西側の広域農道と北側の町道——山久線からの出入りが想定されるところでございます。

町としましても、出店に伴う交通量の増加に対応するため、第一に町道山久線と広域農道の交差点の改良に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。昨年末には長野県公安委員会と信号機設置等の改良に向けた交差点協議を行っているところでございます。今現在、協議に対する回答はまだ届いておりませんが、信号機の設置に向けて引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

また、新店舗の周辺には学校や公共施設もあるため、交通の流れを見定める中で、警察とも協議の上、注意喚起の標示や、場所によっては速度規制などを行ってまいりたいと考えております。

今後は、南側敷地への新店舗出店を見据え、敷地南の出入りによる交通の流れを検証し、道路改良の実施について検討してまいりたいと考えているところでございます。

片桐議員

南側からの出入りはないという話でしたが、恐らく利便性向上という中では周辺の車の出入りが間違いなく増加ということになるかと思っておりますので、事故が起こる前にぜひ対策をお願いしたいというふうに思います。

最後の質問ですけれども、商業施設建設の敷地ですけれども、近年増加するゲリラ豪雨に対する雨水排水についての安全性をお伺いします。

造成工事は0.87ヘクタールで、昨年の気象庁の降雨データでいきますと飯島町は1時間に29ミリという数字がありました。これから換算すると1分当たり4100リットルの降雨があるという想定になっております。

この部分に関して現在の水路で安全なのかお聞かせをお願いします。

産業振興課長

続きまして商業施設用地の雨水排水に対する安全性に関わる質問にお答えをさせていただきます。

当該地の造成工事に当たりましては、開発面積が3,000平米を超えるため長野県に対して開発許可申請を行っており、都市計画法が定める開発行為に対する基準をクリアできる設計で実施しております。

御質問の雨水排水につきましては、造成地完成時にはその大半を敷地南側の用排水路へ排水できるよう施工しております。

また、店舗建設の外構工事においては駐車場の雨水排水のための側溝を設ける計画と

なっており、そこに集まる雨水が造成完成時と同様に南側の用排水路へ排水されることとなります。

造成地の設計に当たっては排水計算を行っており、排水先である用排水路が十分に排水できることを確認した上で開発行為の許可を受けたものでありますので、排水基準の1.2倍程度までの降水量であればあふれるおそれは少ないとすることができます。

なお、開発行為での排水施設の基準ですが、敷地の多くが舗装される想定の上で排水量を想定し、5年に一度の確率で想定される豪雨による降水量を流すことができる用排水路である必要がある、この基準を満たしております。

議 長

時間です。

〔片桐議員復席〕

議 長

11番 吉川順平議員。

〔吉川議員質問席へ移動〕

11番

吉川議員

通告により始めさせていただきます。

前者の片桐議員に続き能登半島地震の教訓を生かした防災対策と推進、飯島町第6次総合計画、未来を開く食農教育、国消国産についての4件の質問をいたしますが、時間がなくなれば後半につきましては次回に回します。よろしく願います。

質問事項1、教訓を生かした防災対策の推進でございます。

石川県で最大震度7を観測した能登半島地震は、3月1日で発生から2か月が過ぎました。激しい揺れによる土砂崩れなどで多くの集落が孤立し、断水や停電からの復旧にも時間を要するといった課題が浮かび上がってきております。

中山間地域が多い長野県、伊那谷にも活断層が広く分布しており、同様の被害が発生する懸念があります。県内自治体でも大規模地震への警戒感を強め、防災対策の見直しを始めつつあるわけでありです。

各自治体でも被災地の現地支援を行い、飯島町でも現地への支援を行ってきており、実際の被害の現状を見てきており、教訓を生かしてもらいたいと考えております。

その上で、資料にもございますように——関連の意味もあります。最初にそっこのほうから御説明を申し上げます。

最初に、お手元の補足資料、これは非常に細かくなっております。これは石川県で今回、地域防災計画の修正内容ということで出しております。

左側につきましては、分野が6つございます。初動対応に不可欠な情報の収集と共有化、2つ目 避難所、仮設住宅等での二次災害防止対策、3つ目 現地等での調整機能の確保とコーディネーターの配置、4 公共インフラ・ライフライン、防災拠点の耐震化・早期応急復旧、5 共助による災害時要援護者支援等、6 平素の防災教育と訓練と、このように6つに分かれ、それを検証して、右側にあります修正内容ということであります。

いちいち申し上げますけど、こんな内容で石川県については県のほうから防災計画の修正内容が出ておるといってございまして。

次に、めくっていただきまして、先ほど言いましたように、ホームページに飯島町地域防災計画の資料編というものがあります。全体では150ページにわたるものですが、2ページ3ページはその目次であります。災害の記録、防災関係組織、条例等、災害協定、避難・備蓄、医療・衛生、郵送・通信、災害危険箇所、消防・水防、被災者支援、その他ということで、150ページにわたるものであります。

それから抜粋したものが資料にあります資料4、P4の「資料番号5 風水害、震災対策時の配備体制」です。これについては、活動体制は警戒一次体制、警戒二次体制、非常体制、緊急体制というふうに分かれておりまして、それぞれの活動内容、活動期間、活動開始基準が出ております。

それから、資料5につきましては、「資料番号12」であります、「自主防災組織編成表」であります。飯島区、田切区、本郷区、七久保区ということで、それぞれの区の自主防災会の内容であります。飯島区21、田切区6、本郷区6、七久保区10と、こういう形になっております。

それから、先ほど片桐議員からもありましたように、避難と備蓄ということで「資料番号21」であります。「指定避難所一覧」、1から22まで、これは小学校から始まりまして石楠花苑までという形で、それぞれ管理担当連絡先、想定収容人数、面積。

それから、資料7「資料番号22 指定緊急避難場所一覧」、これは1から55まであります。岩間から始まりまして道の駅 花の里いいじままでという形で、これも同じように想定収容人数が出ております。

先ほどもありましたように、石川県では、指定避難場所での収容人数が足りない、入れ切れない。

この人数でいきますと、多分自治会でいきますと世帯数を見込んでおるかというふうに思っておるわけですが、やはり家族がおりますのでこれ以上になるわけでありまして。

石川県でもそうでありましたが、自主避難場所、要するにビニールハウス、自分のビニールハウスを提供して自主避難をしているという実態もありますから、やはりそういったこともしないと、これは収容人数が足りないという部分があるかなということで、先ほど変更はかけないということでありましたが、やはり、これはちょっと見直す必要があるんじゃないかということで、申し上げておきたいと思っております。

それから、資料9、「資料番号23」であります、「要配慮者利用施設一覧」ということであります。

以上、150ページにわたるものから抜粋した資料ではございますけれども、再度、一つずつ検証して、見直しが必要ではないかということで、最初の1-1、町長に伺いますが、総体的に地域防災計画の内容の見直しをするのかどうか、お答えください。

[唐澤町長登壇]

町 長 能登半島地震の教訓を踏まえて町の地域防災計画の見直しの必要があるかという御質問でございます。

町の地域防災計画につきましては、平成30年3月に全面改訂し、現在に至っております。

防災計画の基本的な考え方には変更ありませんけれども、この間の新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設マニュアル等の策定をしたり、令和3年5月には避難情報の更新を、また令和3年10月にはハザードマップの更新をしてきたところであります。

議員の御指摘のように、指定避難場所の収容人数等につきましては、新しい避難の形の状況もありますし、その他、様々な想定の見直しも必要になってきております。

その他、災害協定の追加ですとか災害時における職員配備体制の変更、現在検討しております福祉避難所の追加、要配慮者個別避難計画の進捗状況、こういった状況を考慮しまして総体的に見直しを進めていく必要があると考えております。

[唐澤町長降壇]

吉川議員

ぜひとも見直しをお願いしたいと思っております。

1-2に行きます。

飯島町の物資の備蓄状況とその内容はどうかということであります。

1月31日の信濃毎日新聞の記事であります。

諏訪市に湖南小学校というところがあるんですけども、その校庭にあるコンテナに避難者約350人分の物資が備蓄されております。これは諏訪市のことでありますけども、市の人口約4万7,000人に対して、同小学校を含む指定避難所などで備蓄する食料は1人2食換算で約7,500人分があるという形であります。市の危機管理の担当者は正直これ以上備蓄するのは難しいと打ち明けておるとい形であります。

「同市は地区への補助をして公民館での備蓄を充実させる他、スーパーや物流業者などと災害時の支援協定も結んで避難時の環境向上を図っている。」という記事がございました。

したがいまして、飯島町の物資の備蓄状況、それとどこにあるのか、その内容を教えてください。

総務課長

町が所有いたします物資の備蓄状況ということでございます。

災害用飲料水や非常食をはじめ、段ボールベッドですとか屋内用テントなどの避難所用の資材、毛布、非常用トイレ、ウエットタオルや生理用品などの生活用品、発電機、蓄電池、また炊き出し器材ですとか投光器などの防災資材につきましては一定数を備蓄しております。

特に災害用の飲料水と非常食につきましては、町の地域防災計画に基づきまして、想定される備蓄数としましてそれぞれ人口の5%の2日分を目安に備蓄しております。現在はおおよそ2700リットルの飲料水と3,000食の非常食について確保をしているところでございます。

保管場所につきましては、町の防災倉庫、それから緊急防災・減災事業債を活用して整備をいたしましたキッズ防災拠点施設ですとか学校給食センター、それらをはじめとしまして、各地区公民館ですとか体育館、自治会集会施設に併設されています防災備蓄倉庫に分散配備をしているところでございます。

先ほど議員さんもおっしゃられていましたが、備蓄する資材は多いに越したことはないんですけども、町としましても保管場所の不足ですとか適正な在庫管理などの課題

もありまして、今はこういった状況となっております。

吉川議員

いずれにしても足りないということなので、これは切りがないと思いますけども、やはり、これもちょっと一覧表にしてもらって、後日また提示をお願いしたいというふうに思っておるわけでございます。

1-3、家具などの転倒防止対策や住宅の耐震診断の推進についての町の考えはということで、これも飯田市のほうでは既にやっておるわけでありまして。

南海トラフ巨大地震の防災対策推進地域ということになっておりまして、飯田市では家具などの転倒防止対策や住宅の耐震診断を呼びかけるインターネット広告を発信し始めております。

能登の地震では家屋倒壊で多数の犠牲者が発生し、多くは圧迫死や窒息死だったとされております。市危機管理の担当者は一人一人が自分事として備えることが大切になると話しております。

したがって、家具の転倒防止対策、あるいは住宅の耐震診断、これがどうなっているか、お答えをお願いしたいと思います。

建設水道課長

お答えいたします。

初めに家具の転倒防止対策についてでございますけれども、こちらについては平成19年に自治会を通じまして希望する1,020世帯へ家具の転倒防止ポールなど3種類の器具を無料配布させていただいた経過がございます。

また、平成30年度からは木造住宅内部に設置します耐震シェルター等の設置補助事業ですとか、先ほどの防災ガイドブックなどでも防災対策の啓発を行っているところでございます。

続いて住宅の耐震診断についてですけれども、国や県の補助事業を活用いたしまして無料で実施しております。これまでに簡易診断と精密診断を合わせて547戸の診断を実施してきております。

こちらの無料の耐震診断につきましては広報紙や行政番組、チラシの隣組回覧によりお知らせをしておるところでございますけれども、対象となる昭和56年5月31日以前に建てられた住宅にお住いの皆様には直接御案内することも検討しているところでございます。

1月に発生しました能登半島地震では古い建物の倒壊によりまして人的被害が多く発生しておりますので、今後も住宅の耐震診断、補助耐震補強工事、耐震性が不足する住宅の建て替えにつきましては一層の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

吉川議員

ぜひとも耐震診断、失礼でございますけれども、特に古くなっている家屋につきましてはぜひとも推進をお願いし、また町としてもある程度の補助をお願いしたいと思っております。

1-4、孤立集落となる可能性がある地域の実態把握と支援体制の見直しということであります。

これも、石川県では被災した道路の寸断によって孤立集落の解消に3週間近くかかった集落があったというふうに言われております。

こうした事態は長野県でも最大 566 集落で起こるといふにされております。近くでは木曾郡王滝村あたり、あるいは飯島町にもあるかと思いますが、そういった孤立集落、そういう実態把握、あるいはこれからの支援体制をどういふに考えていくか、お答えをお願いします。

総務課長

町の地域防災計画の資料編では伊那谷断層帯の地震におきましての孤立集落は 1 か所の発生を見込んでおりますが、実際の大地震の際には別の集落においても道路の寸断や土砂崩落等によって孤立世帯が発生することも考えられます。

そのため、町では、地域防災計画の共通対策編におきまして、住民と行政機関との情報が途絶しない通信手段の確立をはじめ、道路の防災対策と迂回路確保に配慮した整備の推進、それから孤立時に優先して救護すべき要配慮者の把握といった孤立防止対策のための基本的な事項を定めているところでございます。

今後も、町としましては、前述の孤立防止のための基本的な考え方のほか、万が一孤立した場合であっても支え合い助け合える自主防災会の充実ですとか、安全に避難、滞在するために必要な装備品の拡充への補助等の支援に努めてまいりたいと考えております。

吉川議員

その意味で、1—5 にありますように、今は、孤立集落が発生した場合、ドローンということでやっておりますけれども、ドローンを活用した物資輸送の考えは。

阿部知事も会見で言っておりますけど、やはり孤立集落が出た場合、発生した際のドローンを活用した物資輸送について、県では検討するという話をしておりますので、ぜひとも町でもドローンを活用した物資輸送、考えがあるかどうか、お願いをしたいと思います。

総務課長

ドローンにより物資輸送についてですけれども、近隣では伊那市のほうで実証実験が行われていますし、さきの能登半島地震におきましてもドローンが孤立地域に医薬品を運んだり被災状況を把握したりするという活用事例が報告されております。

その一方で、飛行に当たっての規制ですとか、対人、対物への衝突の危険性やドローン本体と物資の盗難、GPS の精度、バッテリーなどの課題など、実用化に向けては今後解決しなければならない課題もあるというふうに思っております。

当町におきましても大規模災害の発生により孤立集落が発生するなどした場合にはドローンの活用も考えられますが、今後、ドローンによる物資輸送の課題が解決される必要もありますので、各地で行われている実証実験の情報収集ですとか利活用の研究をしていきたいというふうに考えております。

吉川議員

伊那市ですかね、ドローンを活用して何かやっているという話も聞きましたので、ぜひ近隣の情勢を聞きながら、また飯島町でも農業関係ではドローンを使っている部分が出てきております、あれは小さいものでありますけれども。ぜひとも実施に向けてお願いを——導入を図っていききたいというふうに思っております。

1—6、安全な避難所施設を確保するとともに良好な生活環境を整えるため、避難所の環境整備対策の考えは。

先ほどもありましたように、避難所があります。やはり避難所につきましては、住民

の安全を確保するということが、それから良好な生活環境を整えるということが出てきております。

特に今回の能登半島地震でも出た中では、断水、それから停電、食料・救援物資が不足、場所取り等のトラブルが発生、指定管理職員の負担が大きい、コロナに伴うクラスターの発生、この6つが今回の石川県の避難所の問題になっておるわけであります。

それで、先ほども紹介したように、こういう記事があります。

避難所の環境整備という形の中で、

最大震度7を観測した石川県の能登半島地震では、1次避難先として多くの被災者が過ごす避難所で生活環境の悪化が懸念されている。自治体指定の施設では混雑や不衛生なトイレなどの問題があり、これを敬遠して私設の「自主避難所」ととどまる人も目立つ。

ということでありまして、「一方、自主避難先には物資や医療支援が行き届かないといったデメリットもあり、」ということであります。

「自主避難先もプライバシー面については同様の状況だが、地域の顔なじみなど身近な人で集まるケースが多い。」ということで、先ほどありましたようにビニールハウスを活用して、そこへ10人ぐらいが自主避難しているという実態であります。先ほどありましたように物資がほとんど届かない。

先ほど言ったように、緊急避難所はあるんですが、そこには収容ができない、だからビニールハウスを使う、ですが物資が来ない、こういったデメリットが出ているということがありますので、ぜひとも、そんな形で、安全な場所、環境整備、考えは、どう思うかという形であります。

それと、もう一つ、国会じゃないんですけども、実は、自民党の石破茂元幹事長が1年ぶりに衆議院予算委員会で登壇したんですかね。その中でもありましたように……。

ちょっと言うと、石破氏につきましては、能登半島の避難所の状況につきまして被災者は雑魚寝状態というふうに言っております。101年前に起きた関東大震災のときから変わっていないのは一体どういうことかと疑問視。

それから、石破氏は同じ地震大国であるイタリアでは発災から48時間以内にトイレやキッチンカー、ベッドが被災地に届けられることを指摘しております。それぞれのアルファベッドの頭文字、トイレ、キッチン、ベッドでTKBということだそうです。イタリアでは常にTKBの備蓄が行われておると言われておりました。平時から支援物資を十分に確保する必要性にも言及しております。

また食料では、イタリアでは失意のどん底にある被災者を励ますのは温かい食事とワインだということでありまして、日本でそういうことをやると何をぜいたくなということですが、そもそも思想が違うわけでありまして、尊厳ある生活は被災者の権利という形でありますので、やはりこれは被災者の権利ということであるということをおっしゃっております。

その内容につきまして、避難所の環境対策をどのように考えるか、いろいろあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

総務課長 指定避難所や指定緊急避難場所の確保につきましては、現在は町の公共施設ですとか4地区公民館、それから各自治会の集会施設など全75施設を確保しておりますけれども、直近で町内企業に対しまして地元住民に対する避難場所の提供の可否について意向調査を行ったところ、一部の企業様からは提供可能であるという旨の回答をいただいております。

次年度以降、地元自主防災会への情報共有ですとか、こういった企業様との協定締結などを順次進めてまいりたいというふうに考えておりました、こういったところで避難場所の対応を少しでも増やしていけたらというふうに思っております。

また、避難所の環境整備対策ですけれども、令和2年度から3年度にかけて実施しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業におきまして段ボールベッドですとかパーティション、屋内用テント、それからマスク、ウエットタオル、空気清浄機などの衛生資器材を配備してきております。

今後も引き続き、各自主防災会からの要望を踏まえまして、町の自主防災組織施設整備事業補助金によって防災用品などの装備品などの拡充に対応してまいりたいというふうに考えております。

吉川議員 いずれにしても、こういうことがありましたので、早急に各自治会なりの環境対策の調査をぜひともお願いを——早急に調査をして環境をよくするという意味で、今から御準備をお願いしたいと思っております。

次に1-7、住民の共助の重要性から自主防災組織の育成、充実を今後は重点的に推進すべきと考えますが、どうでしょうかということ、特に共助ですね、共助は地域コミュニティで助け合うという意味でありますので、共助、これをぜひとも中心に、自主防災組織の充実、これを重点的に推進してもらいたいと思っております。

総務課長 災害有事の際には、住民自身の自助と身近な地域における共助が極めて重要であるというふうに考えております。

そのため、今年度、町では自主防災会が平時から機能するために、自主防災会の規約や防災計画、それから自主防災組織の装備品のリスト整備を進めてまいっているところでございます。次年度以降も未整備の自主防災会をフォローアップするとともに、希望によりまして防災出前講座等を実施するなど、ソフト事業にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

吉川議員 その意味で、関連してきますが、1-8にありますように災害の教訓を生かした飯島町地震防災総合訓練の実施の考えであります。

特に自主防災組織、今までも訓練をやっておるかと思いますが、自主防災訓練を主体とした共助という意味での訓練、この実施、ぜひとも今年やっていただきたいと思いますが、その考えはどうでしょうか。

総務課長 令和6年度の地震総合防災訓練は、今のところ9月1日に実施する方向で予定をしております。この訓練は、毎年発災初期におけます自助と共助の質を高めることをテーマに、自主防災会を中心とした訓練を実施しているところでございますが、基本線を抑え

ながら訓練内容をまた検討してまいりたいというふうに考えております。

町民の皆様におかれましても、日頃からいつ何どき起こるか分からない地震への備えを進めていただくとともに、地域における顔の見える関係づくり、また支え合いや助け合いによるつながりの確保、そして訓練への積極的な御参加をお願いいたします。

吉川議員

いずれにしましても、訓練につきましては役場内でまた再度御検討いただき、今年の実施訓練、地震を想定しての訓練、ぜひとも実施をお願いしたいと思います。

1—9、小中学生を対象とした夏休み防災学習の開催の予定はということで、資料にありますように、お手持ちの資料 10 ページ、学校における防災教育の実施状況、平成 30 年度——ちょっと古くなっておりますが——文部科学省から出されて、出典につきましては「学校安全の推進に関する計画に係る取り組み状況調査」という形の中で、調査対象は 3 万 5,793 校で、小中学校、高等学校、特別支援学校を含めて調査をしております。

災害、安全に関する指導をしている学校は 99.7%でありまして、おおむね全ての学校において災害、安全の指導が行われておると、教科、総合的な学習の時間、学校行事、その他、ホームルームという形でそれぞれやっております。

先ほど教育長からお答えがありましたように、飯島町の学校における防災教育の実施状況についてはお聞きいたしましたので……。

全国では夏休みをちょっと使って小学生を対象に防災教育の実践ということでやって……。資料 11 にありますように、防災の専門家を呼んで防災上の課題について探究的に学習する、地域防災マップを作る、状況に応じて自分の取るべき行動を判断し行動する、合同避難訓練、緊急地震速報を活用してやるとか、こういったことをやっております。

何も夏休みを返上しなんでもいいんですが、できれば夏休みを返上して、できれば 1 泊 2 日ぐらいでやったらどうかというふうに思っておるわけですが、その考えはあるかどうか、よろしく願います。

教育長

今御質問にありましたように、小学生に対しての防災学習、防災教育につきましては、言葉だけの指導ではなく、体験的な防災学習が大切であると認識しております。

御質問の内容は、特に避難所生活を子どもたちが体験して学ぶ必要があるという御指摘かと思われま。

私の以前在籍していた学校においては、コミュニティ・スクールの活動の一環として子どもたちの避難所体験を行う活動を行ってまいりました。非常食を食べ、段ボールベッドを作り、プールからトイレ用の水を運び、一晩体育館で寝泊まりするという活動でありました。私も一緒に活動しましたが、子どもたちにとって体験的に学ぶことができる大切な活動であると感じることができました。

しかしながら、この活動については、学校が主体となって行う活動だけではなく、この地域のように地域の住民の方々が主体となって行っていただくことが必要だと私は思っております。地域の方々が避難所生活を体験し学んでいく中で、子どもたちも一緒になって学んでいくという避難所生活体験が望ましい形ではないかと考えております。その際には、教育委員会としても大切な学ぶ機会として子どもたちの積極的な参加を呼

びかけていきたいと考えております。

また、御質問にありましたように、学校の中でどのような子どもたちの防災学習の体験ができるのかということを引き続き学校と共に考えていきたいと思っております。

吉川議員

体験を通して地域住民と一緒にという形であります。ぜひとも地域住民と一緒に子どもたちにも防災という意識をやっていただければありがたいと思っております。

最後の1—10、災害危機管理アドバイザー、先ほどの石川県でもありましたように、災害危機管理アドバイザーの設置の考えはあるのでしょうか。

総務課長

現在、町の危機管理部局は総務課危機管理係が主体的に担っております。一般職2名と常備消防の現場経験のあります防災推進幹1名で対応しております。

特に、今年度は防災推進幹が主体となりまして、各自主防災会を通じまして町のハザードマップに掲載されていますレッドゾーンと、それからイエローゾーン、それから浸水想定区域にお住いの皆さんの住所、氏名、避難先、連絡先のリスト化と関係図面の整備を行ってきております。

このように、当町では防災推進幹が防災の専門的な見地から対応をしておりますので、新たに災害管理アドバイザーを設置する予定は今のところございません。

また、これと並行しまして、従前から取り組んでいます防災士資格取得支援補助金や各種研修機会等を通じまして引き続き地域防災力の向上を進めてまいりたいと思っております。

また、災害警戒ですとか災害対応に当たっては、気象台や国土交通省、長野県等とホットラインにより連携を密にして対応をするように努めているところでございます。

吉川議員

推進幹がおるという形であります。住民の方はそういう方がおるのかどうかというのは分からんと思っておりますので、ぜひとも住民に分かるように、推進幹を御利用いただいて、住民のためをお願いをしたいと思っております。

以上、地震関連の質問は終わりました、質問事項2であります飯島町第6次総合計画、2つほど質問があります。

これは、令和4年9月、それから昨年3月9月にも一般質問をしておりますけども、町長も替わりましたので町長答弁をお願いしたいと思っておりますが、パネルにもあります。資料では12ページ、あるいは13ページにあるわけですが、特に昨年9月の一般質問の中で私は、リニア中央新幹線、それから三遠南信自動車道の開通が飯島町へもたらす経済への影響だとか人口への影響だとか、飯島町が単なる通過点にはならないよということ、今後どうするかという質問をしました。

それから、町の現状と政策の中で出ておりますように、飯田市から行きますと東京へはリニアで45分、それから名古屋までは25分という形であるわけでありまして。それから、三遠南信自動車道は飯田あたりからだと90分ぐらいで行っちゃうということで、人口は三遠南信で約200万人、経済規模は約20兆円、それから上伊那地域については約35万人で、約1兆6,000億円と、これだけちょっと違うわけでありまして、そのパネルにありますように、そんな形であります。

その中で、前町長につきましては、飯島町に興味を持って住み続けたいという方々が増えることが1つの大きな施策という形の中で申され、道路整備、そこに行くまでの道路整備が1つ、それから飯島流ワーケーションの施策、あるいは千人塚を中心としたテレワーク推進、あるいは子育て世代を中心とした女性の仕事の関係という形の中でいろいろ申されておりました。

いずれにしてもリニアの通過点にならないように——これは唐澤町長も多分おっしゃっておると思います。

これは飯島町だけじゃなくて、リニア北バイパス期成同盟会に加盟している高森町、松川町、中川村、飯島町と連携して、やっぱりそういった帯状に魅力を発信できるような形をつくっていかねばならないと、こういうふうには思っているところでございます。

ということで、当時——昨年9月に答弁をしております。

したがいまして、これからのリニア、三遠南信、町長のこれからの戦略を含めてお考えを述べていただきたいと思っております。

町長 リニア中央新幹線、それから三遠南信自動車道の開通に伴う戦略ということでございますけれども、これにつきましては、12月の片桐議員の一般質問にお答えしました。そのときにもお答えしましたけれども、5つの戦略をもって取り組んでまいりたいと考えております。

まず1つ目でございますけれども、道をつなぐでございます。人と物、また情報交流のため様々な交通ネットワーク形成を推進していきたいと考えます。

具体的には、国道153号、伊那バレー・リニア北バイパスの建設促進、それから自動運転交通システム、伊那バレー交通網整備構想、これらを近隣自治体と連携しながら推進してまいりたいと考えます。

2つ目でございます。これは技をつなぐでございます。

産業振興に関する部分でありますけれども、既存の産業の活力増進として、競争ネットワークづくりのため既存産業の技術力一覧表等の整備を進めたり、新たな産業創造のための技術連携、また企業の掘り起こし、こういったことを進めてまいります。

また、企業のBCPの観点からも当町への企業立地を進めてまいりたいと考えます。

3つ目は風土をつなぐでございます。これは自然、文化の連携でございます。

伊那谷は三河文化によって今の風土が出来上がってきております。文化の承継のための連携をますます深め、特に観光においては道の駅等のネットワークにより広域観光連携を進めてまいります。

また、環境保全としては、水源地としての森林の活用、また水資源の活用を進めてまいりたいと考えます。

4つ目は生活をつなぐでございます。

医療、福祉、健康づくり、防災、スポーツ交流など、生活に密着した分野の広域連携を進めてまいります。

生活の質を向上し、また地域の魅力を発信し、移住定住・交流人口増の取組を進めて

まいります。

最後に5つ目でございます。これは人をつなぐであります。

新たな交流が創出され、人材の集積も広がると考えますので、教育連携や多文化共生を推進しながら、多くの人が出会い、刺激を受けながら成長し、人が輝いて人材が集積するような取組を進めてまいります。

この5つの分野でしっかりとつながりながら、若者が地域に誇りを持って、住みやすいまちづくり、また住んでみたいまちづくり、住み続けたいまちづくりを目指してまいりますと考えております。

吉川議員

5つの戦略ということでありました。ぜひとも、一つずつどういったことをやるかということ、町長自ら、また各課のほうへ投げかけていただいて、ぜひとも通過点にならないように、ひとつお願いをしたいと思っております。

2つ目の飯島ルネサンス、環境循環ライフ構想、これも6次総の中にあります。

特に、その中のアグリイノベーション2030、これは20代30代の若者が農業にどうやって携わっていくかということであるわけでありまして。

アグリイノベーション2030の今後の考え方、あるいは若者がどのように農業に携わって具体的な手法としてやっていくのか、ここら辺をちょっとお話ししていただければありがたいと思っております。

地域創造課長

それではお答えさせていただきます。

環境循環ライフ構想におけるアグリイノベーション2030事業でございますが、これは、まず大手民間企業が実現を目指しました木質バイオマス発電事業の排熱を活用して温室ハウス等で付加価値の高い農産物を生産し、一般社団法人であります日本食農連携機構の仲介等によりまして都市部や地域圏での販売を目的としておた事業でございます。これにより農業の担い手不足など地域課題を解決しようと、そういったことを目的とした事業となります。

しかしながら、大手民間企業による木質バイオマス発電事業が白紙となったことで、当初の計画も実現できなくなったというところでございます。

最初に触れましたけれども、アグリイノベーション2030事業はバイオマス発電事業との関係から生まれた構想でございますので、今後の発電事業の進め方により再度検討することは可能とは思いますが、現在のところ、環境循環ライフ構想、これにおけますアグリイノベーション2030事業の具体的な事業展開については計画していないところでございます。

吉川議員

6次総の中にあるわけでありまして——今のところ計画していないということではありますが——私の考えは、やはり若い者が農業に携わる、これは非常に重要、高齢化という形の中で、非常に飯島町の農業はどうなっちゃうのかという話でありますから、要するに農業がもうかれば入ってくるわけでありまして、なかなかそういった情勢ではないという形でありますので、私も含めて一緒に考えていきたいというふうに思っております。

時間がありませんので、質問事項の3、一緒にやります。3—1と2です。

未来を開く食農教育ということで、これも昨年9月の一般質問の中で食育の現状について教育長の答弁をいただいております。

そんな中で、食農教育を継続して学ぶ仕組みづくり、あるいは北海道美唄市っていうところと福島県喜多方市では総合学習の中で農業科を創設しております、その考え。

昨年の教育長の答弁の中では「子どもたちが地域の方と触れ合い、汗を流し、実体験を通して学ぶことで食への関心を高めていく学習活動が重要なのだ」と述べております。

口だけではなくて、実践体験が必要でありまして、この事例のように学校における農業科としての取組も要望をしたいと思いますとおっしゃっておりますが、そのお考えと継続して学ぶ仕組み、この考えをちょっとお答えください。

教育長

お答えします。

食育、食農教育については、先ほど吉川議員もおっしゃれましたように、以前にもお伝えしているところでございます。

総合的な学習の時間を通して子どもたちが作物を作る体験、それから、それを調理し食べるという経験、その中で健康な体づくりのための食の大切さとか地産地消の意識とか食の安全についての意識を高めていくことができるような活動が重要だと考えております。

小中学校で行われている総合的な学習の時間につきましては、教科の枠を超え、子どもたちが地域の課題をはじめとする様々な課題に気づき、探究的に学習していくという活動であります。

御指摘の農業もその中の重要な課題の一つであります。しかしながら、地域の課題は、農業だけではなく、様々な課題があり、子どもたちが何に気づき、何に関心をもち取り組んでいくのかは不確定なところがあります。

今各学校にお願いしているのは、町民の皆さんと子どもたちが関わる場面をもっと増やしていくこと、それから町民の方と子どもたちが一緒に学び合う場面を増やしていくこと、それから町民の方と一緒に活動して成し遂げることを大事にしてほしいとお願いをしてあるところであります。これらのことは、農業だけに特化するのではなく、ふるさと飯島科という意識で総合的な学習の時間を展開していただきたいと思いますところでもあります。

吉川議員

ぜひとも、そういった仕組みを、体制をつくってもらおうということを私は申し上げておるところであります。

時間がありません。最後です。国消国産であります。

世界情勢の中に、輸入ストップ、または植物を海外に依存しております。そのために地元農産物を使ってもらう。町なかには2か所の直売所、Aコープがあり、農家も栽培しております。そういったものを未来の子どもたちへ食と農のつながりで使ってもらう。

町内には、かつて緑ちょうちんっていうのが店にありまして、地場産や国産を使っている店だよという話がありました。

それで、資料があります。林修先生の——全中へはお断りを入れてありますが……

議長 終わりです。

吉川議員 はい。終わります。

議長 それじゃあ、その考えをお願いします。

町長 お答えがありましたら……。

議長 国消国産ですけれども、地産地消という言葉は地域で生産されたものをその地域で消費するということがありますけれども、国消国産という言葉ですが、国民が必要として消費する食料はできるだけその国で生産すると、生産も含まれている考え方だと思います。そういった意味で、食料の安全保障の強化ですとか地域農業の振興、環境負荷の軽減など、多くのメリットをもたらすものと考えます。

子どもたちの食の未来のためには、国消国産の取組は非常に重要だと思っております。

また、生産する生産基盤の強化、これも重要かと思しますので、消費者のニーズに応じて生産販売するマーケットイン、作ったものを売るということではなくて——プロダクトアウトではなくて、そういった求められるものをしっかりと作っていく、そういった取組をしていきたいと思えます。

また、10月16日が国消国産の日ということでもあります。これは世界食料デーと同じ日に設けられておりますけれども、こういった日を中心として啓発もしっかりと行ってまいりたいと考えます。

吉川議員 終わります。

[吉川議員復席]

議長 ここで休憩といたします。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長 会議を再開します。

一般質問を続けます。

9番 星野晃伸議員。

[星野議員質問席へ移動]

9番 星野議員 それでは通告に従いまして一般質問を始めます。

1-1ですが、町長の令和6年度の施政方針の中にもありますが、飯島町の企業、また商店などの訪問をして私が聞いてきたこととお話しします。

これが商工会の資料なんですけど、現在、商業の関係が124社、工業が36社、建設48社——商工会に一応登録されている会社が48社あります。

その中で、この年齢を見ていただきますと分かるように、60歳以上の代表者126名です。失礼な言い方かもしれませんが、健康面でも大変危険な年齢とも言われます。

聞き取り調査をした中では、まだ事業継承等がされていないというお店がほとんどでした。また、企業もほとんどです。

そんな中、これからますます人口減少は深刻になりますが、飯島町のこの状況でいきますと、お店や、また企業がなくなるような危険性が非常に高いと思われます。

そこで、そんな状況を危険として町長はどのように思っているのかお聞きします。

[唐澤町長登壇]

町長

具体的な商工会員の年齢層に応じた資料を見させていただきました。これを見ますと、議員のおっしゃるとおり、非常に年齢層が高齢化しておりまして、農業もそうですけれども、様々な産業で高齢化しているというのを実感しているところでございます。

企業の事業承継についてでございますけれども、令和2年度に飯島町商工会員の皆様に対して事業承継アンケートを実施し、約40社からの回答をいただき、意識傾向を把握するとともに、事業承継を希望する現経営者の把握に努めてきたところであります。

このアンケートを実施したことで、この表にもありますように後継者不足の事業者が一定数いることが分かってまいりました。

また、経営者の皆様が事業承継を少しだけ先のことと考えて取組が遅れがちになっている実態もあると捉えております。

また、2月下旬から今月にかけて、私も企業訪問をさせていただきながら経営者の皆さんとお話をする中で、やはり同様の実態を把握しながら、事業承継については喫緊の課題であるということを確認しているところでございます。

[唐澤町長降壇]

星野議員

現在は事業承継をあっせんする民間の業者もあるわけですが、各商店等にお聞きした状況をお話しますと、やはり費用面も心配だし、信用できないというような答えが返ってきました。

その点で、町として事業承継を相談できるような窓口というものはあるのかをお聞きします。

産業振興課長

それでは御質問に対しましてお答えをしていきたいと思っております。

多くの経営者の皆様は、事業承継をお考えになる際、経営状況を知る顧問税理士や会計事務所、金融機関、飯島町商工会などが窓口となっていることが多く、町役場への相談はあまりないのが実情でございます。

一方、公的な相談窓口としまして長野県事業承継・引継ぎ支援センターという機関があり、税理士事務所や金融機関から紹介され相談が始まるケースもあると伺っております。

ただし、これだけでは事業承継の取組が遅れてしまうのももったもでありますので、今後は、町として行政、商工会、関係する機関等が情報を共有し、事業承継を推進する体制構築を予定しております。その中で定期的に相談会を開催するなど、相談窓口の充実を検討しているところでございます。

星野議員

ということは、1—2に入りますけれども、企業マッチングや情報収集というようなことを、商工会、また金融機関と連携を図る今後の計画はどのように考えているかをお聞きします。

産業振興課長

飯島町の発展、また持続的な社会の実現には商工事業者による町の活性化が不可欠で

あり、街の明かりが消えないことが重要であります。

高齢化・人口減少社会において、企業の事業承継に対する取組は今後ますます重要となつてまいりますので、繰り返しになりますが、令和6年度には役場、飯島町商工会、また関係する皆様と連携して事業承継の推進を図るよう検討を進めているところでございます。

具体的には、企業マッチングや第三者となる後継者探しでは、長野県事業承継・引継ぎ支援センターや役場内関係各所との連携により情報を集めることができます。企業の皆様からの相談や事業承継の計画を策定するなどの業務は役場や飯島町商工会、関係機関が連携して担うことにより、安心して相談いただくことができるのではないのでしょうか。

それぞれが得意分野で連携することで事業承継の推進を行い、町内事業所の数の維持、企業の事業転換を後押ししていきたいと、尽力してまいりたいと考えております。

星野議員 ぜひ地域おこし協力隊のほうも活用していただいて、そのようなマッチングもぜひ考えていくことを提案いたします。

次に1―4ですが、現在、事業承継に当たり補助金などのサポートはどのように町のほうではあるかお聞きします。

産業振興課長 現行、町には、第三者事業承継支援補助金や親族内承継を想定した商工業後継者支援事業補助金など、事業承継の取組に活用いただける補助制度がございます。

また、国では事業承継に関わる税制優遇や融資制度の拡充、専門家派遣に要する経費への補助、事業再構築に係る補助制度などを設けております。

これら補助金等による支援も用意しておりますので、まずは企業の皆様が事業承継を自分のことと捉えていただき、相談から始めていただけるとよろしいかと思っております。

星野議員 そうですね、まず事業を始めるのにゼロから始めるっていうのは大変なことなんで、マッチングするに当たり、例えば企業にある機械だとか、また顧客などの情報も伝達ができるので、飯島町の取組を早く、仕組みをちゃんと考えて進めていただきたいと、飯島町のM&Aに当たりましては、町で跡取りという、このキャッチフレーズの中でぜひ進めていただきたいと提案しますので、よろしく願いいたします。

次に2―1に入ります。

前の議員のほうからもたびたび出てまいりましたが、ドローンについてお聞きします。

飯島町では、今ドローンという機械の登録、またどのぐらいの台数があるというようなことが分かっているのかをお聞きします。

建設水道課長 ドローンについての御質問でございます。

現在、飯島町にはドローンの登録を行う制度はございませんが、令和2年の航空法の改正によりまして令和4年6月より100グラム以上の機体は国土交通省への登録が義務化されておるところでございます。

町内のどれだけのドローンがあるかにつきましては、現状は国への届出のみのため、町では把握しておりませんが、関連の飯島町建設水道防災協会の事業所では5台、

また農業関係者では4台の保有等を確認しているところでございます。

星野議員

1月26日に飯島町成人大学センター付近でドローンを飛行させていたということで、民家の上空でホバリングして、中を、まあ本人……。どういう……。撮影されたかどうかは定かではありませんが、ホバリングして撮影しているんじゃないかなという、いわゆるプライバシーの侵害に当たると私のほうに連絡がありました。

安心・安全が売りの飯島町です。時代に合った条例っていうのは必要だと思うんですが、近隣の市町村では、まだドローンについての制約はありません。飯島町では、このようなことに先んじて、皆さんの安全を考えてドローンに対する規制などを考えるお考えはないのかお聞きします。

建設水道課長

ドローンを飛行させる場合の制限等につきましてですけれども、国では航空法等によりまして空港周辺、また人口密集地を規制しております。

さらに、航空法の施行規則におきましては、皇居ですとか国会等の国の重要施設周辺が禁止区域と定められております。

長野県におきましては、都市公園条例によりまして都市公園上空の飛行が制限されているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、県内他の市町村の状況につきましては、現在のところ条例で明確に飛行を禁止する事例もなく、当町でも今のところ条例制定の考えはございませんけれども、今後の状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

星野議員

そうですね、これから夏に向けては窓を開けて網戸にして寝ている状況もあると思いますので、盗撮等の危険もあると思いますので、どこより先んじてドローンの条例をつくるというお考えはないか、町長にお聞きします。

町 長

まずは実態把握をしながら、また住民の皆さんにそういった要望等があるか把握しながら、条例あるいは規則について検討してまいりたいと思います。

星野議員

ぜひ希望しますので、お願いします。

それでは3-1に入ります。

柏木運動場の計画についてですが、以前の一般質問に際し前町長は国民スポーツ大会の使用後は南信地区も踏まえて考えていきたいと話されましたが、その後、進展はあったのかどうかをお聞きします。

教 育 長

国民スポーツ大会における柏木運動場についての御質問であります。

御存じのように、柏木運動場は令和10年度に長野県で開催される国民スポーツ大会—信州やまなみ国スポでホッケー競技のサブ会場とするために改修計画を持っているところであります。

この計画につきましては、多目的に利用できる人工芝を敷設し、サッカーの正式な試合が可能なグラウンドサイズを確保しますので、サッカーの練習や大会などにも御利用いただけるようになると思われれます。町内の少年スポーツ団体などを優先しながら、町外の方々にも使っていただけるようにしたいと考えております。

サッカー競技専用というわけではありませんけれども、サッカーは競技人口が多く、近隣の高校サッカー部であるとか社会人のチームにも御利用いただけます。大学生の合

宿なども受け入れることになるかと想定しております。

これまで南信地方には人工芝サッカー場がありませんでしたけれども、現在は高森町で南信初の人工芝サッカー場の新設工事が始まっているところであります。移動時間が30分圏内に2か所のサッカー公式試合ができる人工芝グラウンドがあれば各種の大会を誘致できる可能性がありますので、今後も情報収集に努め、南信地区のみならず、広く御利用いただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

星野議員

今、高森という町名が出ましたけれど、高森にできる人工芝グラウンド、これにマッチした人工芝を張らないと、使うに当たって向こうのグラウンドとこっちのグラウンドと芝が違うぞというようなことになってきてしまうといろいろな面で不都合があると思うので、ぜひ、前町長もおっしゃったように南信地区のものだという、飯島だけじゃなくて皆さんで使うという広い視野を持っていただいて、ぜひつなぐということで、教育委員会、また議員等の懇親も深めるようなほうに持って行っていただきたいことを提案いたします。

次にですが、今言いましたけれど、現在使用している団体の方とも人工芝についてお話をしました。やはり、使用に当たっては高森と同等のレベルの人工芝を張っていただきたいということを言われました。

そして、人工芝となりますと、確かに人工芝ですので、火には非常に弱いので、その警備に当たったりするっていう部分は使用団体をお願いすることになると思うんですが、そういう点も考えて、その皆さんの要望をしっかりと聞いてほしいなと思います。

それから、その話の続きで、やはり使う方は社会人も多い、そうなりますと仕事を終わってからのグラウンド使用となります。どうしても夜間照明は必要だと思います。南信っていう大きい位置づけで考えていくとナイター設備は必ず必要になりますし、今中途半端なものを造ってしまいますと、後からどうしてもひずみが出てきます。使用する団体、それから先を考えて、採算も取れる方向で、ナイター施設をぜひ考えていただきたいと思います。

ナイター設備についてはどのようにお考えになられているかお聞きします。

教育長

ナイター設備に関わるお答えの前に、先ほど人工芝の話がありました。今回は、あくまでもホッケーができる状態の人工芝でなければこれを造っていくことができませんので、先ほど星野議員もおっしゃいましたけれども、その辺はいろんな団体のお話を聞きながら、その後の利用にも関わっていけるような形で進めていきたいというのが人工芝に対する考え方です。

それから、ナイター照明につきましてですが、星野議員のおっしゃるとおりで、本当にナイター設備が設置できればよっていうのは本当に重々私たちも承知しているところであります。

12月の議会全員協議会でも申し上げましたけれども、今回の改修工事においては、夜間照明設備は設置しない予定であります。国民スポーツ大会のホッケー会場として整備する上で県の補助金の対象とならないためであります。少しでも町の持ち出しを少なくして効果的に運動場を整備するため、有利な補助金等が得られる見込みとなった段階で

設置してきたいとは考えているところであります。

星野議員 国スポで使う日数というのは、たかだか10日程度のものなんです。それで、それ以降に使う方が長いので、ぜひその辺も、県とも話し合っていていただいて、高森と同等の人工芝、それから、今言われましたけど、ナイター設備はやはりお金の面で大変だと言われましたけれど、先々を考えると、ナイター設備があるとないとでは集客にもかなりの違いが出てまいります。なので、これはぜひ、私は提案しますけれど、ナイター設備をつけるべきだと思いますので、提案して、お願いいたしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長 答えはよろしいですか。

星野議員 はい。いいです。

町長 時間がありますのでお答えします。(星野議員「ありがとうございます」と呼ぶ)

先ほど風土をつなぐというところでも説明申し上げましたけれども、リニア、それから三遠南信、この開通によって遠州地域の入り込みもかなり見込まれます。遠州地域といいますとサッカーの盛んな地域でありますので、ぜひとも、こういった施設を活用しながら交流を深めて、人口増にもつなげていきたいと思っております。

先ほどの人工芝の件につきましては、また十分に協議を進めてまいります。

照明については、できる限り各方面に有利な補助事業のお願いをしながら研究を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

星野議員 終わります。

[星野議員復席]

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩
再開
午前11時33分
午後1時30分

議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 宮脇寛行議員。

[宮脇議員質問席へ移動]

5番
宮脇議員 それでは通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

私は質問項目として3つ、「基幹産業の農業支援について」、それから「飯島流ワーケーション事業について」、最後に「要望書の扱いについて」、この3件を行います。

それでは、最初に基幹産業である農業支援について確認をいたします。

1-1として、私の前回の一般質問で農地維持と活用について確認をいたしました。町長は「アルプスと田園の風景は農村の営みとして、町の基盤として守っていかなければならない」としておりましたが、その中で「様々なスマート農業の取組」とか「スマート農業できちんと対応しながら」とか、スマート農業というのが2回ほど出てきており

ます。町長の考えるスマート農業というものについて、どのように考えているかをお聞きしたいと思います。

〔唐澤町長登壇〕

町長 スマート農業の考え方という御質問でございますけれども、近年は、異常気象や農業従事者の高齢化、担い手不足など、私たちの大切な農地や農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況に直面しているところでございます。こうした課題を克服し、持続可能な農業を実現するためにはスマート農業の技術の活用を推進していくことが必要であると考えます。

スマート農業は、情報通信技術等を活用しまして農作業の省力化、コストの削減、生産性の向上、また農作物の品質向上、事業承継に欠かせない熟練者の技術やノウハウのデータ化、環境負荷の低減、こういったことを実現するための農業の新しい在り方だと思っております。

具体的には、ドローンや自動走行農機による農作業の自動化、センサー技術の活用をはじめ、農地や農業経営のデータ化による経営改善など、こういった様々な活用が期待されるところであります。

スマート農業は中山間地の田園風景や農村の営みを未来へつなぐための重要な技術の一つと考えております。

町では、住民の皆さんへの理解と協力を図りながら、中山間地のスモールスマート農業、そういった普及に取り組んでまいりたいと思います。

〔唐澤町長降壇〕

宮協議員 今お聞きしたいろいろな取組を含めてスマート農業ということでお聞きしたわけですが、なかなか私のような高齢者は、今町長のおっしゃられたものへの取組っていうとどうしても二の足を踏んでしまうっていう感覚があります。そういうわけでありますので、ぜひその件については行政側から地元の農地を守る者のほうに出向いていただいで積極的に進めていただくことを希望したいなど、そんなふうに思います。

次に、2つ目として集落営農の在り方について確認します。

やはり前回の質問で、農地維持と活用には課題が非常に多く、今町長のお言葉にもありましたけれども、後継者や担い手不足、管理できる面積がもう限界に来ているというような状況だと思っております。

その中では、集落営農で農地を守るということは地域を守ることということで、町長は取り組むとしておりましたけれども、どうも集落営農っていう言葉がよく理解できませんでしたので確認しましたけれども、集落を単位として、専業農家や兼業農家等を含め、集落の農家が協力の下、農業生産活動の全部または一部について協力して取り組む組織というふうになりました。

これは当町の営農組合や農業法人のような組織と、私の思っていたとおりの内容かなというふうに理解したわけですが、そんな中で、メリットもあるんですけども、デメリットとして、今町長のおっしゃられたとおりの、高齢化と次世代の担い手不足ということもありました。

この辺について、基本的な集落営農の在り方をどのようなものと考えていくかを確認したいと思います。

町長 集落営農の在り方ということでございます。

中山間地域は美しい自然や豊かな文化に恵まれた地域である反面、最近では人口減少ですとか高齢化が進みまして、地域を支える農業の担い手不足が深刻化しているところがあります。

集落営農を始めて40年になりますけれども、こういった問題、直面する課題を克服するために集落営農を進めてきたところでございます。

集落営農とは地域住民が力を合わせて農業経営を行う形態で、町内でも各地区営農組合や地域の担い手法人のほか、栗栽培の法人が集落営農を組織し、農地の集積、共同作業、共同販売などの取組により農業の営みを守っているところでございます。

集落営農が有効な理由としては、農業経営の安定化や共同作業による負担軽減、担い手不足の解消などが見込まれます。

集落営農は、中山間地の豊かな暮らしを守り、居心地のいいまちづくりを進め、未来へとつないでいくためにも重要な取組でございます。

町では、今後も集落営農の推進に向けた様々な取組を進めていきたいと考えております。

3月に入りまして各地区営農組合、法人も含めまして集落営農組合も総会を開いているところでありますけれども、やはりそうした総会の参加者が非常に少ない、また例年どおりの総会、地域の農業をこれからどうしていくのか、そういった積極的な地域での取組が少し薄くなっているところがあるかと思っております。

中山間地の農業を守るために、もう一度、集落営農、40年前の設立当時の思いをきちんと皆さんと話し合いながら、もう少し将来に向けた在り方を地域の皆さんとともに考えていきたいと思っております。

宮協議員 考え方としては十分理解できるわけですがけれども、先ほども町長がおっしゃられたとおり、参加者が非常に少ないという中で、これをどうやってうまく運営していくのかっていうのは、やっぱり非常に大きな課題かなっていうふうに思っていますので、私どももしっかり協力しながら活発な活動ができるような方向っていうのを模索していきたいなど、そんなふうに考えております。

ぜひ、私にも声をかけていただいて、参加させていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

続いて3番です。

やはり前回、新しい言葉が出てまいりました。町長のお言葉として「新しい3K」、これは、かっこよく、稼げて、革新的な農業を目指す、というふうにしてまいりました。これでないとどうも担い手が増えないんじゃないかということでありましたけれども、この3K、新3Kの農業、これは具体的にはどのような農業と考えているのかを確認したいと思います。

町長 前回の一般質問の発言の中での新3Kに関する御質問でございます。

農業ばかりではなくて、工業、いろいろな産業の中では、きつい、汚い、危険の3Kというイメージがつきまといたり定着している関係で担い手不足が深刻化している状況でございます。

農業につきましては、本来は人々の暮らしを支える重要な産業でありまして、可能性を秘めた魅力的な仕事であると考えて、私は新しい3K——カッコよく、稼げて、革新的、その農業への転換が必要だということを考えているところであります。

具体的には、先ほど申し上げましたように、最新技術を活用したスマート農業をはじめとして、ブランド化による販路拡大、また6次産業化による収益向上などで、農業でしっかり稼げる環境を整備していきたいと考えておるところであります。

一部の農家では、やはり次の世代にしっかりと農業を継いでいただくために、そういったスマート農業を積極的に取り入れて、その仕組みで次の世代につなげていきたいという取組を始めた方もいらっしゃいます。

新しい3K農業は、美しい農村風景と農業の営みを未来へつないでいくための重要な要素の一つでございます。

町でも、スマート農業導入支援やつなぐ農業プロジェクトなど、また6次産業化などで積極的に新しい3K農業化を支援していきたいと考えております。

宮協議員

具体的に何を作るか——どういう方向に動いていくかっていうことは少し方向性として見えたんですけども——作る品目っていうのは、どうも、やっぱり見えないんですね。そんなところを検討しながら農地を維持していくということに取り組むことが重要なかなと思いますので、後からも質問でありますけれども、品目も含めた具体的な取組っていうのを町民に示していただくっていうのが重要なかなと、そんなふうに思います。次に4番目であります。

やはり前回の一般質問で回答があった、小規模農家が農業を守ることはもう大変で、協業組合のようなものを活用する必要があるというふうにおっしゃってございました。このことは私も同じように考えていたわけですけども、今の生産品目の中ではちょっと非常に難しいのかなと思うわけです。

以前は、稲作や果樹について、特に共同で高額な機械を買って、それを輪番や当番制でオペレーターをして作業の効率化だとか経費の削減というものに取り組んで実績を出してきた経過っていうのは、私も記憶しております。私もオペレーターとして何年もそれに関わった時期があるわけです。

来年度の予算を見る中では、協業組合の活動に当たるような予算が見えないわけです。そんな中で、どのような組織っていうに考えているかを確認したいと思います。

町長

具体的な協業組合の姿ということでございますけれども、まず、かつて存在した協業組合の組織の有効性についてでございますけれども、現在中心的に農業を支えている地区の担い手法人や中心経営体の一部からは、これ以上担い切れないという状況が見受けられます。一方で、農地を貸してしまえば農家ではないという農家意識の希薄化などによって集落で支え合う農業の弱体化が進んでおるところでございます。組織営農体制の再編が課題になっております。

協業組合は、こうした課題を解決するために農家同士が協力し、共同で農作業や機械の共有化を行う一つ的手段と考えています。

今は昔の協業組合につきましては、担い手法人がその役割を果たしているところでありますけれども、やはり、これから農業をやりたい、また農業を営んでいきたいという方につきましては、どうしても農業を始めるに当たっては機械導入の大きな壁があるかと思えます。

私の考える協業組合というのは、シェアリングエコノミー、機械のシェアリングをしていくということで、しかも、それがスマート農業の農業機械であったり、また新しいシェアリングエコノミー、例えば町の中にありますね、コインランドリーがありますけれども、コインランドリーをお使いになったことがあると思いますが、コインランドリーはカードで全部、いろいろ、料金を払ったりするんですけど、二次元バーコードがついておまして、それを読み取ることによって、どの機械が動いているか、その機械がいつ空くか、そういったことをスマートフォンで読み取れるようになっております。

そういったシステムは高いわけなんですけれども、機械を共有化——シェアリングすることによって、そういった新しい技術も使いながら、空いているときに自由に使えるような仕組みをつくったりする。

あるいは、スマート農業の中には有機農法の中でアイガモロボットというのがあります。光合成を抑えるためにアイガモのようなロボットが水田を動き回ってというのがあるんですけれども、そういったものも、きちんとそういった技術で、いろんな方が見られて使いたいときに使えるような、そんな仕組みもつくっていきと、機械を自分で購入しなくても皆さんで協業化して一緒に購入しながら小さい単位でやっていくと、そういった、今までの営農組合のような大きな組織の協業組合ではなくて、小さなまとまりの中での協業組合化ということを考えているところであります。

まずは、それぞれの集落や近所で将来を見据えてどうしていったらいいかというのを話し合う中で提案をしていきたいと考えているところであります。

分かりました。

今までのような活動としては、やっぱり担い手法人がやってきたことで終わるかなって感じがするんで、今は小さい農業者、小規模農業者が一定のものを生産していくことに対しては、共同で高額な機械を買う中で協同組合みたいな形で運営をしていくことがいいんじゃないかということで、一部具体的なことをお示しいただいたわけです。

けれども、この地域を見たときに、例えば私のいる田切区を見ますと、農作物っていうのは、ほとんど自給自足以外のものっていうのは同じようなものを作っているんですね。そうすると機械を使う時期っていうのが重なってきちゃうんで、共同で高額なものを購入して回していくっていうのはなかなか難しいのかなと思うんです。

ですから、場合によっては、例えば田切地区と本郷地区とか、本郷地区と七久保地区とかってというような、地域をある程度超えたような形での組織づくり、組合のつくり方が重要なかなっていうふうに思うんで、そんなこともぜひ考えながら、行政主導でこ

宮協議員

んな取組をしていきたいけどどうだっていうような形で協業組合化をしていくことが大切じゃないかなと私は思っていますので、そんなこともぜひ御検討いただければと思います。

それでは次の5番目、女性の就業環境改善対策事業は女性が働きやすい就労環境改善っていうので、女性の農業への参加を促進するためには非常に有効な支援だというふうに考えております。

一方で、助成する条件として新たに3名以上の女性の雇用が必要と、それから年間30日以上雇用だとか、給与だとか賃金を支払うというような条件を見ると、どうしても優良経営体以外には大変厳しい条件というふうに見えるわけです。

これを、ぜひ小規模農家でも補助対象となるような補助条件の軽減ができないか検討いただきたいと思うわけですが、そのようなお考えがあるか、ないか、確認をしたいと思えます。

産業振興課長

女性の就農環境改善対策事業について御質問いただきました。

本事業については、雇用しながら経営を行っている農家を中心に、女性や若い世代の雇用を確保するためと、女性や若い世代の方々が広く農業の現場に参加していただくための政策として進めております。

雇用のための補助条件として、事業実施翌年度までに新規で延べ3名以上の女性の雇用とし、1人当たり年間30日以上勤務として制度設計をしてまいりましたが、令和6年度からは従事日数30日以上条件については補助条件の日数の見直しをしていきたいと、このように考えておりますので、お願いします。

宮協議員

ありがとうございます。日数の見直しがやっぱり一番大きいかなと思ったわけです。これが改善をされるともう少し小規模な農業者でも対策ができるのかなと思っていますので、大いに歓迎する回答をいただいて、ありがとうございます。

それでは次の1-6ですけれども、飯島町営農センターで出荷販売される野菜の講習会を計画し、募集をしておりました。

しかしながら、自給自足で野菜を栽培しているという農家が非常に多いわけで、そういう方も対象とすべきというふうに考えるわけですが、行政の考え方はいかなものかなと思っています。

それで、このことは、将来の地産地消の拡大、それから自給率向上や有機農業化、それから安全・安心な学校給食へ安定供給する、こういうことにもつながるというふうに考えておるわけですが、そういうところからスタートするのが有効ではないかなと思うわけですが、行政側の考え方はいかがでしょうか。

産業振興課長

ただいま出荷販売の野菜講習会の関係の御質問をいただきました。

現在の直売所や学校給食への野菜の出荷者は年々減少してきております。今まで直売向けの野菜を栽培してきた方々でリタイアされている方もいらっしゃいます。

今後の直売所や学校給食側の要望に応じていくために、販売目的とした野菜作り講習会をこのたび計画させていただきました。

現在、野菜を出荷販売する場合には、栽培記録簿の記帳や指定農薬の使用など、また

栽培技術以外にも様々な規制をクリアしなければなりません。

営農センターとしては、今回はあくまで販売者拡大を目指したプログラムを組んでおります。その趣旨を御理解いただいて、その趣旨を御理解した上で販売できるレベルの野菜作りや本格的な栽培にチャレンジしてみたいという方であれば、自給自足についても参加の受入れをしていきたいと考えます。

宮協議員

そうですね。だんだんにそういうところが増えていくっていうのは、取りあえずは自給自足だけど、まあ勉強してみるかっていうところからスタートして行って、例えば3年後には、それじゃあちょっと販売を考えてみるかっていうところにつながるかと思しますので、ぜひ、そんな方も募集するという形でお願いしたいと思えます。

次に飯島流ワーケーション事業について確認をいたします。

1つ目として、12月の定例会では予約を含めて188泊636名、進捗率125.3%、宿泊稼働率16.6%ということが確認されましたが、最終実績予測につきましてはどのように見ているか確認をします。

地域創造課長

それでは令和6年2月末時点の実績と予約状況についてまず申し上げたいと思えます。

実績としましては、月別ですが、4月は宿泊者数が22泊の48名、5月が26泊の82名、6月は6泊の22名、7月は10泊の45名、8月が54泊の189名、9月は12泊の38名、10月は15泊の46名、11月ですが19泊の54名、12月は14泊の52名、1月につきましては9泊の33名、2月につきましては8泊の23名というふうになっておりまして、3月末の予約の状況等につきましては7泊25名となっておりますので、これらの実績と予約を合計いたしますと202泊657名となっております。

今年度の年間宿泊目標値を150泊ということにしておりますので、これに比較しますと進捗率は135%となります。

先ほど議員が言われた前回こちら側から報告した125.3%と比較すると9.7%ほど伸びたという結果になります。

また、2月末までの宿泊稼働率につきましては14.2%というふうになっておりまして、先ほどの数字16.6%と比較しますと2.4%ほど下がってしまったという結果になります。これにつきましては、1月2月の稼働率が低かったということで全体を引き下げてしまったという結果になっておりますので、よろしく申し上げます。

宮協議員

8月が何か異常に多かった感じがしておりますけれども、1月2月っていうのはやっぱり少ないのかな、この原因について何か把握していることはありますか。

産業振興課長

やはり冬季間ということで、泊まりながらそういった施設利用っていうのが、大体、多分このキャンプ場もそうですし、宿泊施設もなかなか苦勞するという季節でございますので、そういった他の施設と同様に季節的なものが影響しているのかなというふうに思っております。

宮協議員

そうですね。季節的な要因っていうのはどうしても避けて通れないっていう感じがします。

特に、温泉みたいなものがあれば、何か冬場なんで温泉につかるかみたいな形で来るかもしれないですけれども、なかなか難しいかなというふうに思うわけですが、

思いながら、2—2の質問に行きますけれども、宿泊数の増加及び宿泊稼働率向上策として、平日は関係人口として企業研修の受入れ、それから土日は交流人口として観光客の受入れを目指す、たしか前回おっしゃったと思います。これについては効果として確認されたかどうかということです。

特に平日の宿泊稼働率向上対策っていうのにはプログラムが新しく必要じゃないかなということを行ったわけですが、どのようなプログラムができたのか。

特に、私の思いとしては、年間を通して農作物の全工程を定期的実践するっていうプログラムがあると、もう前もって日を決めて、来ると必ず、AさんはAさんで例えば耕作、耕すことから種まき、それから育成の管理、それから収穫ということで、年間を通じて計画的に利用することができるのかなと思うわけです。

そんなような取組をすれば、ここには野菜作りをしている人もいますし、ブドウ農家さんもあります。イチゴ農家さんもあります。それから果樹はリンゴ、野菜もあります。桃もあります。そういう形で一年を通じてリピートして使っていただくことができるというふうに思うわけですが、その辺についてプログラムとして確立されたか確認をいたします。

地域創造課長

平日の宿泊稼働率の向上対策としましては、1月～3月の間に、一般社団法人ALIVEというところが行っております異業種の混合型リーダーシップ開発プログラムっていうのがありまして、これをALIVEプロジェクトというんですが、これを受け入れてまいりました。

これは、飯島町が提案、提供する地域、課題の解決のために異業種の混合チームを社員の方がつくって、そこでいろいろな話し合いを進めながら、成果を出す部分と、それから個人の成長、リーダーシップを育むという2つの目的を持って行われる企業研修、これの受入れを行うということで対応してまいりました。

議員の御質問のプログラムの確立というところにはまだまだ届いておらないわけですが、今後も今回取り組んだような様々な企業研修も受け入れながら宿泊稼働率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど議員から御提案いただきました年間を通じた農作業体験をしていただくっていうメニューづくり、これは非常にいい御提案をいただいたと私は思っておりますので、ぜひ前向きにメニューの構築を検討してまいりたいと思います。

宮脇議員

一年間に何回も同じ人が来てくれると、これはいいプログラムになるかなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、次に3番目で、地域貢献型プログラムの宿泊料金の補助ということを前回提案しましたが、考えていないというお答えをいただきました。ただし、全体の宿泊料金の在り方等を検討していくというふうに回答いただいたわけですが、検討結果について今日報告できる状態になっているかお聞きします。

地域創造課長

トレーラーハウスの宿泊料金は1人で宿泊されても5人で宿泊されても税込みで1棟2万円と今はしております。

宿泊料金の在り方につきましては現在も検討中ですが、民間企業の参画等を

検討していく中で、平日料金、また休日料金、それから1棟単位の料金ではなくお一人様ずつの料金設定、それから体験とセットで販売するパッケージプラン化、このようなことも考えていく必要があると思っております。

議会をはじめ専門の業者の皆様などからの意見もお聞きしながら、料金については検討してまいりたいと思っております。

宮脇議員

分かりました。

料金がやっぱり、1人で来ると2万円っていうのは高いですね、とんでもなく高い。今は1人だったら6,000円台で多分泊まれる、それも食事がついてみたいな、そんなところがあると思いますので、ぜひ検討をしてもらって、使いやすい料金にさせていただきたいなと思っております。

2—4でございます。

先ほど課長のほうから報告がありましたとおり、令和5年度につきましては目標を大幅に上回る実績ということでありました。

その中で、令和6年度の目標というのは確実に上方修正されると思っておりますけれども、その数値があればお答えいただきたいということと、目標の中には体験プログラムの開発件数だとか、それからSNSの投稿件数だとか情報発信件数やなんかも載っているわけですね。令和6年度は何件を目標にしますよとか、令和5年度の目標はこうでしたよっていうようなのがあったと思っておりますけれども、それらも含めて上方修正の目標があればお聞かせいただきたいなと思っております。

地域創造課長

令和6年度につきましては、地域おこし協力隊員を1名増員の上、2名体制とさせていただきたいと現在は考えております。その2名を中心に魅力ある宿泊プランを立案、運用することによりまして、令和5年度の目標数値に100泊を追加した年間250泊、これを目標に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、250泊の目標につきましては、令和5年1月～11月におけます長野県内の簡易宿泊所の平均宿泊稼働率、これが14.6%となっておりますので、この数字とほぼ同等の稼働率を目指すということで250泊を設定したところでございます。

民間企業の参画の検討など、宿泊施設としての在り方を考えながらではございますけれども、目標に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

また、体験プログラムの件数につきましては、100を超えるメニューをつくらうということで努力したところもありますけれども、ちょっと精査をしながら、もう一回見直す必要もあるのかなというふうに思っております。

また、議員の御提案のSNS、それから情報発信件数、こういったものも目標として掲げてはどうかということでございますので、こちらにつきましては検討させていただきたいと思っております。そういった数字もやっぱり大事なかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

宮脇議員

もちろん実績を上回ったもんで上方修正するのは当たり前かなと思って確認したわけですが、特に情報の発信、SNSの投稿件数、この辺も積極的に利用者をお願いをする中でやっていくっていうこともいいことかなと思いますので、ぜひそんなことを

考えていただきたいなと思います。

いよいよ最後の質問でございますけれども、「要望書の扱いについて」の確認をいたします。

3-1になりますけれども、町長のところには個人や団体、地域から多くの要望書が上げられていると思います。もちろんその場で回答できるものについては回答していると思うわけですが、ほとんどが、どうも要望書を上げて、所管課に回して、対応についてどうなかっていうことで済んでしまっているのかなっていう感覚があります。

というのは、過去から、何年も前から同じことを何回も、何年も要望が続いているっていうようなことで、特に自治会や区っていうのは2年ぐらいで人が替わってっちゃいますよね。そうすると、前の状態がどうだったのかなと、どうもつながっていかないところもあるわけで、できれば長期にわたる対応が必要な場合については定期的な報告があるんじゃないかなと思うわけですが、行政側の考えについて確認をしたいと思います。

町長 長期にわたる要望書につきましては定期的な報告が必要ではないかという御質問でございます。

区や自治会、また各種団体等から、住民の方が安全・安心に暮らせる地域、また魅力あふれる元気あふれる町となるよう、様々な要望や陳情をいただいているところでございます。

町では、要望書や陳情書を提出いただくに当たっては、日程調整するとともに、事前に要望内容につきまして御提供いただき、現地確認を必要とするものにつきましては事前に現地確認を行っており、要望書提出時においては一つ一つ相互に内容を確認しながら要望書を受け取るように取り組んでいるところでございます。

また、要望書を提出いただきました後は、担当課等におきまして再度要望内容を確認し、方向性を出し、文書で御回答しているところでございます。

要望内容によりましては、町だけでは解決できず、国、県や近隣市町村、また各種団体との調整やお力を借りなければならない事項、また長期にわたる対応や実現が難しい要望もありまして、住民の皆様には御理解と御協力をいただいているところでございます。

長期にわたる対応が必要な場合の定期的な報告につきましては、定期的に要望いただいている団体等におかれましては要望活動時に相互確認と文書回答に取り組んでいるところでございます。

宮協議員 私も実は18年ぐらい前に、私が当時の総代っていう頃、踏切を1つ削る、そのためにどこかの踏切を広くするということがあって、直接関係するところで私のところに来ました。一応、要望書という形で当時の町長さんにつけて出したわけですが、なかなか難しいっていう返事だけしかなくて、あれからもう18年たちました。

確かに難しいことは十分理解できるわけですが、やっぱり便利性だとか安全、何かあったときの対応という形の中で要望をした経緯があるわけで、そこから後はなしのつぶてっていうのは、どうも自分としては納得がいかなところがあるわけで、そうい

う意味もあって定期的な報告が必要じゃないのかっていうような形を質問したわけですが、今の町長の答弁で、現状はほとんどそういうことはないんじゃないかというような気はします。

ただ、県やなんかに関係するところは、陳情して3年たったけど、こういうふうを考えておるっていう回答をもらってもなかなか実施されていないところが確認できます。ぜひ、そういうことも常に心に留めておっていただいて、所管課を中心にそんなようなことに対する対応っていうのを進めていっていただくということが大切かなと思いますので、ぜひそんなふうをお願いをして、私の一般質問を終わりにいたします。

どうもありがとうございました。

[宮協議員復席]

議 長

1 番 伊藤秀明議員。

[伊藤議員質問席へ移動]

1 番

伊藤議員

それでは一般質問の午後の2番目として、多角的にわたって6項目、町の考え方を問います。

まず一番初めですが、町長懇談室を1階に設置しました。町長の基本理念である「つなぐ」を見える形にしたことに対して評価いたしますが、最初のお約束の中に町長室を1階フロアに移設というのがありましたが、なぜ懇談室だけを設置して町長室全体を1階に持ってこなかったか、理由と、今まで懇談してきたわけですが、利用状況とどんなような話があったかを教えてください。

議 長

こっちへ……。

[唐澤町長登壇]

町 長

町長懇談室についての御質問でございます。なぜ町長室を1階に持っていけなかったのかということでございます。

町の庁舎の状況を見ていただきますと、やはり会議室が非常に数少ないということで、特に、今、3月につきましては税の相談も行っているということで、会議室を潰して町長室を1階に持っていくというのは、ちょっと非常に日々の事務事業上は難しいということで、空いているときに使える懇談室を1階に持っていったところでございます。

町長懇談室の状況でございますけれども、1月17日の水曜日に公約の一つとしてスタートいたしました。1階フロアに設置の懇談室でございますけれども、経費がかからないように、また見通しのよい防災図書室を兼用と位置づけ、余剰となっていた町内の看板等を活用しまして、開設と合わせて直近の広報2月号と町のホームページで周知させていただいたところでございます。

利用状況でございますけれども、2月22日までに5日間で8組の方と懇談を行っております。この間には直接訪れていただいた方もいらっしゃいますので、これより少し多い数字となっていると思います。

内容につきましては、挨拶ですとか、あるいは政策要望、また企業紹介をいただくなど、多岐にわたっておりまして、各課と共有しながら行政運営に生かしていくところで

ございます。

利用状況が少ないということでありますけれども、開室につきましては、予定の公務に加えて急な対応も多く、安定して日数を確保するのは難しい状況ですけれども、合間を縫って町民の皆様目に留まるように懇談室へ足を運んでいるところであります。

懇談室も開放的にドアを開けまして、住民の皆さんが気軽に入ってこられるような対応を取っております。元気あふれるまちづくり、また住民の皆さんと膝を交えて話し合う一つの場として、今後もできる限り開室してまいりたいと思っております。

町長の姿が懇談室に見えた際には、どなたでもお気軽に声をかけていただき、訪れていただければと思っております。

〔唐澤町長降壇〕

伊藤議員 この取組は町民にとっても敷居が低い、行きやすいという形なので、長く続けていってもらいたいと思います。

ちょうど私が町長に用事があつて行ったときには、今も申告の時期ですけど、町民の方がいっぱい——いっぱいってうか、予約になったんですけど、見えました。こういう機会も町民が町長と話をする機会、いいかと思しますので、どんどん進めて、行きやすい、話しやすい状況をつくっていただきたいと思っております。

続きまして、いよいよ今年の夏には待望の店舗がオープンし、町民の皆さんも楽しみにしていることと思っております。

また、南側の半分の区画には何ができるのか、どんな店が来るかということに関心があると思っております。

そこでお聞きしますが、議会のほうにぜひタウンミーティングをやってほしいという意見書がありまして、これは町長のほうにも届けてあると思っております。町はタウンミーティングを実施すると思っておりますが、予定はどんなように考えているか伺います。

産業振興課長 商業施設、またタウンミーティングに係る御質問をいただきました。

商業施設につきましては、さきの1月31日に無事造成工事の竣工を迎え、2月9日にはウエルシア薬局の地鎮祭及び起工式が執り行われ、建設工事が始まっているところでございます。

ウエルシア薬局の南側にもう1区画分の商業施設用地がありますので、こちらへの出展企業誘致に努める必要があります。

議員の御質問のタウンミーティングについては、時期は未定であります、実施してまいりたいと考えております。

ただし、当該地の出店店舗について町民の皆様からの御意見をいただくのに加えて、飯島町全域で必要とされている企業、店舗などの御意見もいただく場として設けてまいりたいと、このように考えております。

伊藤議員 2-2のほうに移っていきますが、誘致方法として、一般公募で来てくださいよといって募集をかけるのか、それとも今言ったように町民の意見等を聞いて、こういう店にぜひ来てほしいといってこちらから誘致するのか、2つの方法があるかともありますが、町はどのような方向で考えているかをちょっとお聞きします。

産業振興課長

方法はいろいろな方法が考えられるかと思いますが、まず誘致の考え方の御質問については、町民の皆様が必要と考える企業、店舗を誘致すべきと、このように考えております。

ドラッグストアの誘致におきましてタウンミーティングは実施しておりませんが、過去の一般質問での坂井議員からの提案や商工会で実施したアンケート結果などからも町民の皆様が望む施設であり、町に必要な店舗であると判断したことから、今回の誘致を進めてきた経過がございます。

一方で、工場などとの企業誘致とは異なり、商業施設の誘致に関しては、出店企業が行うマーケティングの判断により出店の可否が決まるところでございますので、町民の皆様が望む施設だから必ず誘致できるものではないということは御理解いただきたいと思っております。

また、飯島町の規模に見合わない企業誘致は、結果として人材不足や町内既存事業者の衰退につながるおそれもあることから、町内事業者等との調整を図りながら進める必要があるのではないかとこのように考えております。

その上で、今後、ウエルシア薬局がオープンし、一帯がにぎやかになることにより出店しても採算が取れると判断いただける企業が出てくることに期待し、誘致方法につきましては、まずは現在も出店者を当たっていただいているキンキエステートを優先に考え、その後については適切に判断してまいりたいと考えております。

伊藤議員

ぜひ、町民にとってもいい施設であり、企業にとっても飯島へ来てよかったなという結果になるようにしてもらいたいと思っております。

ウエルシアが来るということで、ウエルカフェっていうのを御存じですかね。ウエルシアも町民が集って気楽にコーヒーとか飲んで談話できることに力を入れて、作るような形を取っています。それで、ぜひウエルシアとも話をさせていただいて、そういう環境整備ができれば、町民も希望していることだし、買物してコーヒー飲みながら談話できるような形ができれば非常に理想的かなと思っております。

それでは3に入っていきます。

飯島町の公共建築物の延べ床面積というのは約7万平米あります。

2019年以前に建設された建物の約45%が築30年以上を経過しております。また、これから5年後の2029年には施設の約7割が築30年を過ぎ、老朽化対策を考えなければなりません。

公共施設等総合管理計画には、今後40年で必要となる改修・更新費用は総額で約310億円になり、改修、更新は困難とあります。これは困難どころじゃない、不可能ですよな。

それで、今後の公共施設のことについての在り方、方向をどのように考えているかをお聞きします。

企画政策課長

それではお答えいたします。

公共施設の長寿命化対策や将来的な公共施設の適正配置につきましては、今、議員がおっしゃられたとおり、公共施設等総合管理計画、また公共施設個別施設計画、公営住

宅にありましては公営住宅等長寿命化計画、学校施設におきましては学校施設等長寿命化計画など、それぞれの計画の中で考え方を示しているところがございます。

将来的な公共施設の在り方につきましては、公共施設の総量の適正化を図りながら、継続して使用する施設については長寿命化を行いまして、地域のニーズ、住民サービスの向上に対応した施設の適正配置を検討するとしているところがございます。

特に、公共施設個別施設計画におきましては、適正配置の考え方としまして5つのポイントを掲げているところがございます。

1つ目は、機能面と建物自体の状況を勘案しまして適正配置の方向性を検討する。

2つ目としまして、地域の人口、施設の利用状況等から今後の姿をイメージして適正規模の検討や存続、廃止の検討を行う。

3つ目としまして、公共施設の更新や大規模改修の実施時期に合わせ施設の適正規模の検討や存続、廃止の検討、周辺に位置する施設の集約化や複合化を検討し、機能維持を図りながら施設総量の縮減や規模の適正化を目指す。

4つ目として、検討の結果、集約化や複合化等ができないときは減築する。

5つ目としまして、統合、廃止により余剰となった施設については取壊しを行い、安全・安心の確保や景観の確保及び維持管理費の削減を図る。

以上5つのポイントをお示ししておりまして、施設の在り方を検討することとしております。施設ごとに利用状況、劣化状況等を総合的に判断しながら適正化を図ってまいります。

伊藤議員 考えていることだと思いますが、具体的にちょっと聞きますが、公共施設総合管理計画の中には2030年までに約7万平米の全体の6%に当たる4,200平米を削減するとあるんですが、これは具体的にいつこの施設を削減するとかっていうのはあるんでしょうか。

企画政策課長 今おっしゃられたのは公共施設等総合管理計画の中でお示した数字のお話でございました。

それで、その計画を受けまして、先ほども申しあげました公共施設個別施設計画っていうのがございまして——これも公表させていただいておりますけれども、この中に、ある程度の方向性を示したもので、個別の施設名を挙げながら、いつどういった形ですると、例えばその時期に検討するとか取壊しをするとか、そういった個別に示したのもございます。

現状、予定どおりというか、計画どおり行っていない部分もありますけれども、基本的にはこの計画を基に進めているところがございます。

伊藤議員 ぜひ具体的にしてほしいと思います。

以前にも質問で言いましたが、陣嶺館、あれはもう耐用年数を過ぎていて、耐震もしていない。ああいうものこそ、もう取り壊すなり、文化館の近くに持っていか、ぜひ具体的に進めていただきたいと思います。

それと、お金がかかることなので、公共施設建設等の基金みたいなものって、たしか飯島にはないような気がするんですが、そういうことを考えているかどうか、財源を。

教えてください。

企画政策課長

基金で言いますと公共施設等整備基金っていう基金がございまして——これは現状で4億円くらい残高があったかと思えますけれども、そういった基金がありまして、取壊しだけでなく、整備、改修、大規模改修を含めまして、そういった施設物の改修等に使用させていただくための積立てをしているところでございます。

伊藤議員

勉強不足で、知らなかったっていうか、認識不足でした。

4億円で実際に足りるのかっていうこともちょっと不安ですが、ぜひ金額を増やして、急に要るようになったので何とかするっていうふうじゃなくて、計画的に進めていってほしいと思います。

4のほうの「教育関係について。」お聞きします。

最初にデータを、質問に関する事なので見てください。

飯島町の子どもの相談件数、令和2年3年4年とありまして、不登校18件7件8件と相談件数があります。

また、虐待の件数も13件22件16件。

今、不登校と虐待は全国的にも……。

これは見にくいかもしれませんが、不登校、これは過去10年間のデータですが、どんどん増え続けております。

これは、もう国でも深刻だし、町でも恐らく深刻な問題かと思えます。

これは虐待。虐待も過去10年間ずっと増え続けていて、それで、子どもの数が少なくて件数が増えているということは、比率はどんどん上がっているっていうことですね、これは。

これについても伺っていきます。

それで、空き教室もあるかと思いますが、これを不登校の子どもに使ってもらおうとか、何か有効利用を考えているのかを伺います。

教育長

お答えします。

現在、中学には自習室っていう部屋を設置してまして、学校には来られるんだけど授業には足が向かないっていうお子さんのための部屋を1つ設けております。

それで、今御質問の空き教室の有効利用っていうことでありますが、飯島小学校においては、来年度は特別支援学級が1学級増となるため、空き教室はありません。

また、中学においては、来年度は通常学級が1学級減となりますけれども、クラスを割っての少人数学習を行う予定ですので、空き教室が現在はないという状況であります。

伊藤議員

分かりました。

不登校の原因としていじめの問題があります。それで、いじめの発見に至ったいきさつは、6割が学校で分かった、その半分が学校のアンケートによって分かったというデータがあります。

当町は、いじめとか不登校——4—3にも虐待がありますが——そういうようなアンケートをしているのかどうかをお尋ねいたします。

教育長

4—3に関わる御質問でよろしいでしょうか。

議 長
伊藤議員
議 長
教 育 長

4-2はどうしますか。

4-2の不登校等を含めて。

じゃあ、4-2と3を含めて。いいですか。

はい。分かりました。

初めに、不登校、虐待が毎年増え続けている原因と対策はということによろしいですか。(伊藤議員「はい」と呼ぶ)

不登校に関わる課題は、現在非常に大きな課題であると認識しております。

町内小学校において不登校児童が大きく増えている状況はあまりないですけれども、心身の不調による欠席が増えているように感じておるところであります。

また、中学校においては不登校、不適応の生徒が増えてきているようにも感じております。

虐待については、少なくとも飯島町においては増えているという状況はなく、学校、健康福祉課の保健師や相談員、教育委員会での連携がなされており、事前把握や対応ができていていると感じているところでございます。

それらの要因でありますけれども、学校という学びの場だけでなく多様な学びの場も認められてきていること、学ぶ意欲の薄さ、それから心の面での不安やコミュニケーションの困難さ、それから保護者自身の心の不安定さ、家庭環境の複雑さ等、様々な理由が考えられます。

しかしながら、不登校または不登校傾向への対応は、子どもたちをくくって対応していくことではなく、一人一人にそれぞれ別の対応が必要であると思われまます。

これらへの対策でありますけれども、県内でも全国的にも増えている不登校等の課題は、学校だけで解決できる問題ではなくて、社会全体の課題として取り組んでいかなければならないと思っております。こうすれば解決できるというような簡単なものではなく、時間のかかる対応になってくるんだと思っております。

ただ、その中で、学校においては、子どもたちの学ぶ意欲をどのように育てていくのかという問いの下に教え込むという学習形態から学び合う学習の実現をすること、そして子どもたちの自己肯定感をどのように育てていったらいいのかという問いの下に地域の皆さんの力をお借りして一緒にふるさと飯島を学び合う体験活動を推進していくこと、そのような地道な積み重ねが何よりも対応策であると思っております。

引き続き、いじめ、虐待のアンケートに関する御質問であります。

小学校においては年に二、三回のいじめや生活全般に関わる調査を行っております。

また、中学校においては、毎月生活アンケートを行うとともに、いじめに特化したアンケートを年1回行っている状況であります。

虐待については、アンケートに書かれている状況はありませんけれども、子どもたちの様子の変化については気を配りながら対応していく必要があると思っております。

いじめに関することでは、からかいですとか悪口ですとか、仲間外れ等の記述は認められますけれども、該当児童生徒への指導はその都度行っており、いわゆるいじめと判断するようなものは確認できていない状況であります。

しかしながら、これらのものは次第にエスカレートしていじめの重大事案に発展する可能性もあり得ますので、日頃から先生方には子どもたちの態度であるとか様子の把握に努め、未然に防ぐために先生方同士で気になることを伝え合うということを中心にしていこうお願いしているところでございます。

伊藤議員

この表にもありますが、支援で面談を受けている人も令和2年 81件、令和3年は97件、令和4年 56件、面談を受けているわけですね、困った、相談を受けたいっていうことで。これはかなりの数だと思います。

それで、訪問しているところも43件29件4件とあります。

それで、関係機関につなげていく件数は、令和2年は156件、令和3年81件、令和4年は電話でしたのが21件。

これは、飯島にとってもこれだけの数があるということは、現実問題、これは深刻に受け止めなければならない問題だと思います。

まあ、育児の相談も家庭内の相談もありますが、それだけ子どもも生きにくいっていうか、家庭も家族も親も生きにくい、そういう社会なのかなっていう気がします。

平成9年頃以前っていうのは不登校のことが学校嫌いという名称であったと出ていますが、学校嫌いだから不登校になるわけですね。その原因を取り除けばいいんですが、教育長も言ったように、不登校も虐待も非常に深い総合的な因子が複雑化してこういうことになっていると思います。

これが減る傾向ならいいけど、増え続けるということは、本当にこれは、もう社会全体の危機感として捉えなければ、すぐにはよくなるかと思っております。

それで、4-4に行きますが、不登校生が今は自宅でタブレット学習できる環境ですが、その場合、自宅で教室と同じような学習をした場合っていうのは出席になるのか欠席になるのか、その扱いはどのようにになっているか教えてください。

教育長

お答えします。

一概に出席、欠席の判断はできないと思っております。

コロナ禍でのタブレットによるオンライン学習は出席として認めてきているところでしたが、コロナが5類に移行された現在、どのようにどんな学習がなされたのか、そのあたりの状況により判断していくものであると思われまます。該当のお子さんの状況にもよりますので、その都度検討しながら判断していきたいと思っております。

なお、出欠席についての判断は学校長が行うものでありますが、今までも、そして今後も、教育委員会といたしましては相談に乗りながら一緒に出席、欠席についての判断はしていきたいと思っております。

伊藤議員

ケース・バイ・ケースでタブレット学習も、文部科学省では、ぜひ出席扱いという努力目標っていうか、そういう方向に持ってほしいような記述がありました。

次に移ります。

5-1に入りますが、この画面を見てください。

これが屈折検査機器というもので、これで近視、遠視、乱視、あとは瞳孔の大きさ、瞳孔間の距離と、そういうものが一発ですぐ分かるということで、子どもの視力という

のは3歳頃までに急激に発達し、6歳頃にはほぼ大人と同じになると言われています。この屈折検査機器を使えば、その場で結果が出て、非常にいい機械であります。ぜひこの機械を町でも導入して利用することを期待しています。

これは8年ぐらい前にできた機械で、我が家の3女が3歳児健診で、これは機械がなくて、近視だったんですが、あればすぐに分かって、対処とか、そういうのができたいと思います。こういう機械を——これは非常に簡単っていうか、持ち運びできる機械なんで、これを町は借りて使っているっていうことで聞いたことがあるんですが、ぜひ、町に1台あれば保育園、小学校、中学校、大人でも使えますんで、この導入を求めますが、お願いします。

健康福祉課長 議員の質問にもありましたように、3歳児健診での視覚検査については、町では令和4年度からこの屈折検査機器を用いた検査を行っております。検査には伊那中央病院の視能訓練士を依頼して、この機械については伊那中央病院所有のものを使っているところでございます。

今、機械の導入を町でもということの提案がございましたけれども、やはり機械を導入するには、費用もとてもかかるものでございますし、また機械のほうのメンテナンス等々も考えた上で、今は伊那中央病院のほうにお願いしながら専門の視能訓練士さんをお願いして、機械もお借りしている、そんな状況でございます。

伊藤議員 借りるのもいいかと思いますが、町がそれでよければいいんですが、町にあればいつでも使えるし、気兼ねすることもないし——たしかこれは120万円ぐらいだったと思います。

町長、考えはどうでしょうか。

町長 今担当課長が申し上げましたように、機械だけあればいいというものではありませんので、そういった専門の者がついて初めて機械が有効に活用できると思います。その場でいろいろなものを発見するといっても専門性がないと発見できませんので、セットで今のところ対応しておりますので、現状のやり方でいきたいと思います。

伊藤議員 それでは、理解しました。

6-1のほうに入っていきます。

全国1,724市町村ありますが、そのうち409市町村の約25%がまちづくり基本条例というものを制定しております。

町長の公約の約束8項目を私は評価しております。それを実行するためにまちづくり基本条例を設定すれば、誰もが住みたい、住んでよかったと思う町になるかと思います。また、そうしたことにより移住者も増え、人口増にもつながると思いますが——これは提案ですけどね——この提案についてどのように考えるかをお聞きします。

町長 まちづくり基本条例の制定はいかがかということでございます。

私は公約の中の8つの約束と28の施策から楽しく豊かに暮らせるまちづくりを目指して施策を展開するという約束しておりますけれども、具体的なまちづくり条例については、他の市町村で制定されているところもありますけれども、今のところ、現段階では、検討の考えはありません。

ただ、施策ごとにいろいろな条例を積み上げていきたいと考えています。
特に、令和6年度中に制定を予定しておりますミヤマシジミを町のチョウに指定しまして日本一のミヤマシジミの里づくりを行っていくという、そういったものは条例化を進めているところであります。

そのほかにつきましては、公約の達成に向けて必要があれば検討してまいりたいと思います。

伊藤議員 条例をつくることによって町と住民とのそれこそつながりもできるかと思いますし、見える形になって、非常に条例化することは、私は効果があるかと思っておりますので、ぜひ1項目だけじゃなくて、これは全部大事な約束なので、前向きに考えていっていただきたいと思えます。

以上をもちまして質問を終わります。

[伊藤議員復席]

議長 ここで休憩を取ります。再開時刻を3時15分といたします。休憩。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時15分

議長 会議を再開します。

一般質問を続けます。

4番 坂本紀子議員。

[坂本議員質問席へ移動]

4番

坂本議員 それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

1として社会福祉協議会の今後の運営に町はどのように関わっていくのか、2つ目は町内に点在する赤線の対応はできているのか、3つ目として新型コロナウイルス感染症は落ち着いてきたけれど、その間子どもたちへの影響が心配される、現状を把握して対応ができているのか、これら3項目について順を追って質問していきます。

1-1であります。

まず社会福祉協議会の今後の運営に町はどのように関わっていくのかであります、当町に社協ができたのは平成元年で、それから34年がたち、社協の理念は変わらずに、事業内容は現在多様化しております。

社協の令和4年度の決算報告書によりますと、収入が2億6,273万円余りで、支出2億6,272万円余りとなり、1万1,662円の黒字決算でありました。過去のデータも載っておりますが、ここ数年は安定した運営をしてきております。

それで、全体事業のうちの46%ほどが障がい者福祉サービスでありまして、これが8,393万円、就労支援事業が1,052万円となっております。

そして、全体の36%ほどに当たります9,371万円が介護保険事業となっております。介護保険事業のうち、いわゆるデイサービスというのは25%の6,560万円というふうな

形になっておりました。

それで、1—1であります。

令和3年度の行政報告書によりますと、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所の通所系で当町に登録されている事業所は現在9か所あり、そのうち社協以外に町内でデイサービスのみを行っている事業所は幾つあるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

〔唐澤町長登壇〕

町長 「社協の今後の運営に町はどう関わっていくのか。」という御質問で、その中で通所介護事業に関わるデイサービスの状況ということでございますけれども、現在デイサービスを行っている事業所につきましては町内に5か所でございます。そのうち、法人で町内でのデイサービスのみを運営されている事業所は2か所になります。

〔唐澤町長降壇〕

坂本議員 ただいま、全体では5か所で、デイサービスのみというところは2か所ということでした。私が調べたのは令和3年度の行政報告書でございましたので、ちょっと数字が違いましたけれども。

1—2に行きます。

社協の理念は、「ともに生きる福祉のまちづくり」とありまして、地域福祉の中心的組織として役割を担い、個人、また団体、機関と連携しながら福祉を活発に発展させるというふうになっております。

社協は、町の福祉の中心的役割と、また町にとってはセーフティネット的な役割を私は持っていると思うわけでございます。

それで、現在は、要支援1・2が介護保険制度から外れて、それらが各市町村での対応となっております。社協でなければできない事業が増えてきていると私は思っております。長時間のデイサービスをやめても町内利用者に不便がなければ他の事業所に転換するということもできるかと思ひまして、その点は助言すべきと思ひますけれども、どうでしょうか。

これは、社協におけるデイサービスの仕事に対してどうしていくかっていうこともあるんですけども、町全体の福祉全体のことを考えたら、社協は、デイサービスではなく、ほかにやるべきことがあるのではないかという中でのお考えで、お尋ねしたいと思います。

副町長 社協関係は私が理事で出ておりますので、お答えをさせていただきたいというふうに思ひます。

町内の通所介護事業所では、それぞれ特色を持った運営をされておるといふふうに理解をしております。

今、議員さんの質問の中では、社協はほかの役割があると、そのとおりでございます。社協はもともと社会福祉全般、特に地域福祉関係を担う団体として設立したといふふうに理解をしております。

その中で、長野県内——新潟県も多いんですけども——介護関係をできた当時から特化してやった地方自治体関係の社協が幾つかございました。飯島町もその一つでござ

いまして、今はその形を30何年間維持しているというような格好でございます。

デイサービスの利用者、自身に合った事業所ですか、そういうのを選択されて、今、社協にも何名かの方々がデイサービスに通っておられると思います。

社会福祉協議会の運営する通所介護施設の飯島町デイサービスセンター石楠花苑では季節に合った行事や利用者の意向に即した活動が行われており、また高齢者と障がい者の共生を目的に運営されていると伺っております。

中を見てもみますと、私も2年ほど社協へ出向しておりましたが、当時はデイサービスだけでございましたが、今は障がい者との共同生活というか、そういう体験の場にもなっております、いろいろ発展してきたなというふうに思っております。

社会福祉協議会の通所介護は他の民間事業所と同様に事業を実施しているものでありまして、町の事業ではないということにはちょっと御理解を願いたいと思いますし、私は理事として行っておりますけれども、助言する立場ではないというふうに理解しております。

理事会がございます。理事会の中で全て運営する。何年か前から理事の理事会、それから評議員会の制度が全部変わりました、社会福祉法で変わりました、理事会の権限はうんと強まっております。責任も強まっております。その中で社協として運営をしておるわけでございますので、社会福祉協議会の意向の中で——会議の中で意見を言うことはいいというふうに理解しておりますので、意見はどんどん言わせていただくつもりでございますけれども——協議会の意向を一応尊重した中で、運営についてはそこで話をしながら事業を展開していただくということでございます。

また、町から委託事業を幾つか出してあります。デイサービスに限らず幾つか出してありますので、その関係につきましては担当の健康福祉課のほうで常に事業についてお互いに話し合いをしながらというか——助言もあるのではないかと——いうふうに思いますが——効果が上がるような格好で話し合いをしながら進めておりますので、町といたしましても社協の意向を尊重して今後の運営に当たっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

坂本議員 今の発言でありましたら、理事会の中で運営方針を決めていくというお話でしたけれども、理事会の中ではデイサービスに事業に関してはどのような意見が出ているんでしょうか、現在。

副町長 デイサービスは、確かに私がいたころと比べれば縮小しておりますし、売上げも少なくなっております。障がい関係、地域福祉関係、それからケアマネ事業、その中でカバーをしているのが実態でございますので、議員さんがおっしゃっている意味はよく分かりますけれども、デイサービスの方針として社協がどのくらいまでやるかというのは社協全体の考え方と理事会の中の考え方だというふうに思っております。

坂本議員 では、内容のことはお聞きしました。

次の1—3であります。

社協への委託事業費で生活支援体制整備事業の令和4年度での金額682万円の仕事に

対しての町としての評価はどのように見ているのでしょうか。

この事業は、令和3年度、その前のときもそうだったんですけども、地域のお助隊を立ち上げる呼び水というふうに私はお話を聞いていたわけですけども、それが進んでいるようにはとても私には思えないわけですけども、実態はどうかっているのかお話しいただければと思います。

健康福祉課長

お答えいたします。

生活支援体制整備事業については、生活支援コーディネーターの配置や生活支援コーディネーターと生活支援介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有や連携強化の場となる協議体の設置などを通じてサービスの開発、創出に取り組み、生活支援サービスの充実や地域における支え合いの体制づくりを進めていく、そんな事業になってございます。

社会福祉協議会は令和2年度から委託をしております、これまでに住民の皆さんへの聞き取りによる実態把握ですとか地域課題を話し合いの場の開催などから課題を抽出し、課題解決のためにできることを生活支援コーディネーターが中心となって検討し、見守り・声かけボランティアの養成、また民生委員との見守り対象者の情報共有ルールの取決めなど、新たな取組も始まってきている状況でございます。

また、支え合いの体制づくりへの取組といたしまして、新田地域の有志が立ち上げました新田ささえ合いの会の立ち上げ支援を行っている状況でございます。

生活支援体制整備事業については今後も社会福祉協議会に担ってほしい事業であると考えておりますので、町としてはよりよい事業の内容と一緒に協議して進めてまいりたいというように思っております。

また、お助隊の事業でございますが、進めていく手段として高齢者の生活支援を中心に一番目的が近い生活支援体制整備事業を主軸として進めようとして取り組んでまいりましたが、組織するまでには至りませんでした。

今後は、社会福祉協議会も含め、町内の様々な地域の中での取組を生かしながら、新しいお互いさまの社会をキーワードにつながる、そんなネットワークづくりを進めてまいりたいというように考えております。

坂本議員

ちょっと今のお話の中でお尋ねしたいんですけども、支え合いの会は新田だけしか今はできていないと思います。

それで、今のお話からすると、ネットワークとか、いろんなサービスの中で課題解決をしていくという——声かけとか見守りとか言ったわけですけども——それは生活支援コーディネーターを中心にしてやっていくということで、グループをつくるっていう形、組織をつくるまでには至らなかったというお話なんです。

では、そういった中で、つながりをどういう——固まりとしてつくっていくのか、それとも個人対生活支援コーディネーターという個人同士の付き合いの中でそれを見ていくのか、そこら辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

それで、もし新田のような支え合いの会がほかの地域でもできればすごくいいと思うんですけど、新田はできているけど、もうそれから2年もたっているけどほかではでき

ていないっていうことは、ほかではきつとつくるのが大変なのかなと思うわけですが、そこら辺の考えはどうなんでしょうか。

健康福祉課長

立ち上がった新田ささえ合いの会、そういうような集まり、住民同士の支え合いが会として執り行われる、そういうのが幾つもできてくるのは本当に理想的なところだなというようには考えております。

ただ、やはりすぐにそういう部分ができいくっていうのは難しいなっていうところを感じているところでございます。

しかしながら、やりたいよっていうような意見があつて相談があつたときには、一緒になって相談に乗って、そんな支え合いの体制づくりができるような支援を社会福祉協議会とも連携しながら支援してまいりたいというように考えております。

また、本当に地域の中の様々な取組が実際にはあるんですけども、それがために、ちょっとここ2年ほど町主催でイベントのほうを行っております。それで、今年2月に地域共生社会を推進するフォーラムとして開催をいたしておりますけれども、そんな中で、そういう気持ちのある個人や団体などがつながれるようなネットワークづくりを進めていきたいというようには考えております。

また、それとは別に生活支援体制整備事業は引き続いて進めていきたい事業になっておりまして、こちらのほうは、やっぱり生活支援コーディネーターが中心となって地域に出向いて課題解決に向けて取組を進めていきたい、そんなふうを考えております。

坂本議員

言っていることは大体分かりましたが、実態として、この事業の中で、社協の中で動いている人間っていうのはどの程度の人数が動いているんでしょうか。

保健福祉課長

事業のほうの実績報告がこちらのほうに上がってくるんですけども、申し訳ございません、今、手元にちょっと詳細な資料がございませんので、正確なところはお答えできませんけれども、総じて事業のほうがどうなっているのかというところでこちらのほうは見て、また、やはり一緒に事業を進めていくところがございまして、事業のほうの内容を担当の職員が主となって協議して進めているところでございます。

坂本議員

分かりました。人数まで突っ込んで今は聞いたわけですが、急な話だったのでお答えは難しいかと思えます。

事業内容は大体分かりまして、一応、また今年度もこの事業は社協に委託したということでございますので、ぜひ進めていただけるようにやっていただきたいと思います。

1-4に行きます。

こまくさ園の障がい者支援事業は、職員などの努力により仕事を出す企業や事業者が増え、利用者の受け取る賃金が近隣の中でも高いと聞いております。令和4年度ですと2万4,914円となっております。

しかし、こまくさ園の建物は老朽化しており、2階がほとんど使われていない状況であります。

先ほどデイサービスをやめてもう少しほかの事業に転換したらということをおっしゃったわけですが、もしデイサービスをやめたとしたら、社協の石楠花苑のやっているところにこまくさ園が入るといふようなことにはどうかというふうには私は思うわ

けですけれども、今後こまくさ園をどうしていくかということもありますし、社協の運営の形態にもよるので、それはそうなるかどうか分かりませんが、この点についてはどのようなお考えでいられるのでしょうか。

健康福祉課長

お答えいたします。

飯島町社会福祉協議会がこまくさ園として使用する建物については、町が旧障がい者地域活動支援センターやすらぎとして所有するものでございます。

それで、障がい者地域活動支援センターとしての役割が終了した後、平成26年度から改めて普通財産として貸し付けているものとなっております。

町では、令和2年3月に策定した飯島町公共施設個別施設計画において、こちらの建物については令和4年度に取壊しをする計画としておりましたけれども、賃貸人である社会福祉協議会との協議の結果、当面の間、取壊しを先送りすることとしております。

ただ、いずれは町の計画の考え方にに基づき建物は取壊しとする方向でございますので、引き続き社会福祉協議会の意向を尊重しながらこまくさ園の機能移転に向けた協議を重ねてまいりたいと考えております。

なお、現時点ではこまくさ園の機能を地域福祉センター石楠花苑に移転することは困難であると社会福祉協議会のほうから伺っているところでございます。

坂本議員

今、現状のことをお聞きしましたけれども、石楠花苑の移転は困難だというふうな話だったんですけれども、耐震的なこととか、そういうことを考えると、令和4年の取壊しを延長したってということなので、既に計画ができていないと、移転するにも造るにも考えていかなければいけないことだと思うんですけれども、そこら辺のところはどうなっているのでしょうか。計画案とかが幾つかあるとか、そういう話をしているとか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

副町長

社協からはまだ引き続き利用をしたいというふうにお聞きしております。具体的な案等については、まだあちらとしては持っていないというふうに理解しております。

坂本議員

具体案はないということですが、しかし、今の話でいきますと、早急にどうか、具体案はないではなく、つくっていかねばいけないと思っておりますので、ぜひ社協と協議の上でこまくさ園の今後について考えていただきたいと思います。

次の1-5に行きます。

当町は地域密着型サービス事業者が6か所、それから短期入所での予防介護の事業所が2か所、訪問系の介護予防・日常生活支援では4か所、また通所系のいわゆるデイサービスでは9か所——これは令和3年度の行政報告書の話ですけれども——居宅介護支援事業所は5か所というふうに——この中には重複している事業所もありますけれども——近隣市町村の中でも福祉施設、介護関係は充実している町だと聞いております。

しかし、今まで国庫負担であった要支援1・2というのが対象から外れまして、当町での日常生活支援総合事業として町の負担に変わってきています。

今回の介護保険の報酬改定では、多少デイサービスでよくなるものの、先ほどの事業所の数の中でお互いにデイサービスの利用者を引っ張り合っているような状況も生まれております。

それで、福祉事業所の運営は、相変わらず現在も厳しい状況であります。

その中で、社協の役割ってというのは——デイサービスはここ数年の状況を見ると全体の収益の金額としてはだんだん小さな事業の内容となってきましたけれども、そういった中で町の住民福祉の受皿としての重要な立ち位置を社協が占めているということになりますと事業内容のすみ分けというのが必要かと思しますので、その点について、町長は福祉全体を見て社協の位置づけはどういうふうになっているのか、その所見を尋ねたいと思います。

町長 高齢者の福祉関連事業所の中での社協の位置づけということでございますけれども、要支援1・2の皆様が対象となる介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民の皆様の多様な主体が参加し多様なサービスを実施することで地域の支え合い体制づくりを推進していくというものでございます。

通所型サービス——デイサービスですけれども、総合事業の一部である介護予防、それから生活支援サービス事業に位置づけられておまして、町では、住民主体の支援などの多様なサービスの展開ではなく、介護サービス事業所を事業指定して実施しているところでございます。

総合事業では報酬単価が介護予防給付により抑えられておまして、また近年は利用者が増加していることから、事業所運営が厳しい状況は認識しておるところでございます。

事業所においても特色を出すなど企業努力を行い、利用者のニーズによって選択され、それぞれによりすみ分けがなされるよう、それぞれに取り組んでいただきたいということで考えているところでございます。

坂本議員 今お話を伺いましたけれども、これだけ事業所が多いので、事業所が一堂に会して現状の福祉に対して情報交換する場というのをつくってはどうかということを提案したいわけですが、そういうことを町がするという——主導権を握って事業者とともに話をする場をつくるという提案をしたいんですが、その点はどう思われますでしょうか。

町長 それぞれの事業所の状況も調査する中で検討してまいりたいと思います。

坂本議員 そしたら1ー8に行きます。

現在、町の人口8,943人のうち65歳以上の独り暮らしは834人という中で、それで世帯数3,641世帯に対して一人世帯は834世帯、それで母子・父子家庭を足しますと78世帯、生活保護世帯は25世帯で、これは3,641世帯に対して28%となっております、これは生活弱者だと私は思いますが、これは65歳以上の世帯でありまして、現在はもう少し若い世代から一人暮らしというのが増えている状況になっております。

それで、そういった中で、福祉の中でも、現在、飯島町が遅れている部分は障がい者の部分、それからひきこもり、それから要支援1・2の方々への事業というふうに私は思っているわけですが、こういった町の人口世帯と生活弱者の部分からも福祉の果たす役割というのは、幅広く、そしてまたポイントとなってくるわけです。

障がい者支援、それからひきこもり対応で——社協がやっているのは子ども学習支援

とか、そういう事業もやっておるわけですけども——今、成年後見人制度は伊那市のほうで全部上伊那管内統一してやっているわけですけども、社協が成年後見人制度をやればできると私は思うわけですけども、そういう点などを考えて、社協の果たす中でのもう少し突っ込んだ役割に対して町長はどういうふうにお考えになっていらっしゃるか、お答えいただければと思います。

健康福祉課長

最初に私のほうから事業の状況について説明を申し上げたいと思いますが、質問は1—6の質問でよろしかったでしょうか。(坂本議員「あ、そうです。ちょっとどこかを飛ばしたかもしれない。はい」と呼ぶ)

まず、福祉の中で様々な事業が行われているわけですけども、その中で、まずひきこもり対策推進事業の関係になりますけれども、この一部については令和2年度から町の社会福祉協議会のほうに委託して実施しております。

町としても支援を拡充する必要があると考えておりまして、このため、委託に係る予算を令和5年度よりも少し増額しながら予算のほうを計上しているところでございます。それで、令和6年度については、特に個別の支援に力を入れてまいりたいというように考えているところでございます。

また、社会福祉協議会のほうで実施している障がい福祉サービス事業ですとか要支援1・2に係る介護予防・日常生活支援総合事業については、町からの委託というわけではなくて、他の民間の事業所と同様に事業を実施しているものとなっている状況となっております。

町長

そういう状況の中で、私の考えを申し上げていきたいと思っております。

生きづらさを抱えていらっしゃる方、また生活にお困りの方、障がい福祉事業の方々、こういった方々は大変増加傾向にあるところでございます。

委託しているひきこもり支援事業にのみならず、障がい者・介護保険事業、いずれも大切な施策となります。

また、重層的な支援も求められておりますので、今後も社会福祉協議会と十分に目標を共有し、連携して取り組んでまいりたいと思っております。

坂本議員

社協のことはいろいろ細かく言いましたけれども、これからも社協はなくはならず、やってもらいたい事業がたくさん出てくると思っておりますので、理事の一人として町から出ているので、ぜひ事業内容に対しても率直な意見を交わしながらいい方向に進んでいただきたいと思います。

次の2に行きます。

「町内に点在する赤線の対応は出来ているか。」であります。

まず2—1であります。

赤線の説明——赤線というものはどういったものかということと、いつ国から市町村へ移管がされたのかをお尋ねします。

企画政策課長

まず、じゃあ赤線の説明というところからお願いいたします。

一般に利用されています道路、河川等のうち、道路法、それから河川法等の特別法で管理方法等が定められているものを法定公共物というふうにいいます。

これに対しまして、管理に関します法律の適用または準用を受けないものを法定外公共物と言っております。

法定外公共物で代表的なものには里道や水路っていうものがありますけれども、これらは、法務局の古い公図等——特に古いものですが——「道」や「水」という表示をされた地番のない土地がありまして、以前は公図上で里道は赤色、水路は青色に着色されておりました。そういったことから、里道は赤線、水路は青線というふうに呼ばれているところでございます。

里道や水路をはじめとします法定外公共物は、その多くが地域住民の日常生活に密着しました道路、水路として共同で利用されてきたものでございます。一種の共有財産としての性格を有するものでありますので、そういったことから、その敷地は明治初期の地租改正の際に国有財産とされたものでございます。

その後、平成12年4月に地方分権一括法が施行されまして、国有財産特別措置法の一部が改正されたことによりまして国有財産でありました里道、水路等のうち機能を有するものなどにつきましては平成17年3月末までに各市町村に無償譲渡されたところでございます。

以上が赤線の説明でございます。

当町におきます国からの移管につきましては、平成13年～平成16年の間に行われております。

坂本議員 今詳しく説明していただいたので、聞いていらっしゃる方もよく分かったかと思いますが、次は2-2に行きます。

今、赤色と青色ということですが、これらが町内のどこにどの程度存在しているのかということをお尋ねします。

また、境界確認は全てできているのかをお尋ねします。

企画政策課長 赤線につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、古くから地域住民の皆様のご日常生活に密着した道路であるために、町内に点在しているものでございます。

筆数的に申し上げますと、国から移管されました際の書類を確認しましたところ、およそ4,700筆ございました。

国からの移管は該当の公図を含みます書類上でのみ行われたものになりますので、その当時に境界確認は実施してはおりません。

ただ、国土調査を今やっておりますけれども、その実施地区につきましては、隣接者等による境界確認は行っております。

坂本議員 ということは、今のお話からすると、全部は、まだ実施、境界確認できていないところもあるということでしょうか。

企画政策課長 はい。そういった認識で間違いありません。できていないところもございます。

坂本議員 そうなりますと、境界確認した場合に古い打ちをすと思うんですけど、古い打ちの色っていうのは——地図上では赤線って赤い色になっているんですけど、古いが打たれると思うんですけど、それは何色とかがあってあるのでしょうか。

企画政策課長 今の赤線、青線の話は公図上の色が示されていたということでお示ししております。

が、今境界確認をしています——国土調査が主ですけれども——そういったところは国土調査のくいが打ってありますので、頭の黄色いもの、プラスチックのくいが入っているところがあると思いますし、もともとコンクリートにくいがあつたりしたところはそういったものを活用しているところもありますので、くいの色で区分っていうことはなかなか難しいかなと思っております。

それで、今後、必要がありまして赤線等の境界確認をしたとした場合におきましても、くいの色を何にするっていうことは特に決めていないんですけれども、国土調査のくいを使わせていただいたりすることもあるかもしれませんし、赤色の頭のくいを打つたりすることもあるかもしれませんので、ちょっとこの場で何色っていうことお答えすることは、ちょっとできません。

坂本議員 今のお話ですと、赤か黄色っていう認識でいいんですか。

企画政策課長 今は例えで申し上げましたので、くいは、もしかしたらコンクリートのものを使うかもしれませんし、プレートを打つだけかもしれませんし、何色になるかっていうのは明確にはお答えできません。

坂本議員 そうしましたら2—3に行きます。

赤線内の管理は誰がしているんでしょうか。近所の人がやっていると思うんですけれども、それは任意で任されているということでしょうか。

企画政策課長 赤線は、先ほど来申し上げておりますとおり、国から町へ譲渡されたものでございまして、管理は町っていうものになるかというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、町内に点在していること、それから筆数が多いということによりまして、町によります直接的な草刈り等の維持管理は、実質的には不可能ということでございます。よって、草刈りなどの維持管理につきましては、隣接されます地先の地権者の皆さんや利用される地域の住民の皆さんの御協力によって行っているってというのが現状でございます。

坂本議員 ということで、今、管理は、町が全部は無理だということで、隣接している方がやっているということでしたが、ということは管理できていないところもあるっていう、要するに草刈りとかをしていないところもあるっていう認識でいいんでしょうか。全部が全部できているっていうふうには思えない、こんなにたくさんあるので、とは思えないんですけど、その点を町は認識していますか。

企画政策課長 御相談いただく中でも、もう近所の皆さん、当時やっていた方が御高齢になつたりとかして、もう草刈りもできんってようなお話をお聞きしたりすることもございますので、今おっしゃられたように管理ができていない部分もあるというところはありますということで認識しております。

坂本議員 草がどの程度なのか、どこにあるかで対応が違うと思いますけれども、少しその点は、町も管理できていないということをおっしゃいましたけれども、チェック、苦情が来たらすぐ対応したほうがいいかと思えます。

それでは2—4に行きます。

私有地の工事等を行う場合に赤線内も利用しないと工事ができない場合の手続はどの

ようにしていくのかを尋ねます。

企画政策課長

赤線に関する工事等があった場合についてでございます。

赤線部分に関わる工事を行う場合には、申請される方——工事される方——ということについていいかと思えますけれども——が町へ自営工事の手続きを取っていただく必要がございます。

手続の流れとしましては、着手1週間前までに自営工事承認申請書を御提出いただいた後、町が現地確認を行いまして、工事で境界くい等を一時的に動かすような必要があれば申請者や関係者による立会いを行った上で許可書を交付しております。

申請書の添付書類の中には、区長、それから自治会長、それから隣接者の同意書の添付が必須となっておりますので、申請者は工事内容の説明を行っていただいた上で同意を取っていただくようお願いしてございます。

なお、工事着手前に立会いを行った場合につきましては、完了後にも立会いを行うということになっております。

坂本議員

手順をお尋ねしましたので、今後工事される方は、そのようにやっていただきたいと思えます。

2-5に行きます。

都市部では住民の個人の土地に対する意識が高いため、トラブルがあり民事裁判となることもあると聞いています。

町内にそういった事例はあるのか、また住民への啓発や相談など丁寧な対応を町として求めますが、できているのかをお尋ねします。

企画政策課長

土地のトラブルは境界に関するものが多いかと思えます。町内にもそういったトラブルがあるというふうに認識しておりますけれども、裁判にまで至った経過があるかどうかというのは、ちょっと私の中では分かっておりませんが、トラブルがあつてという話はお聞きしている部分もございます。

赤線が関係します自営工事で境界くいが支障となるために一時的に動かす場合には、先ほどお手続に関する答弁でも申し上げましたとおり、着手前と完了後に関係者による立会いを行って、後々トラブルにならないよう努めているところでございます。

なお、赤線におけます自営工事の手続は、住民の皆様に分かりづらい部分があったので、改めまして町のホームページへの掲載をし直したところでございます。

今後につきましては、年度当初の区長・自治会長会や建設業協会との会議などの席におきまして周知徹底に努めるなど、丁寧な対応を心がけてまいります。

坂本議員

では、今おっしゃりましたような形で周知をよろしくお願ひしたいと思えます。

今はちょうど世代交代の時期でありまして、そういう相続とかなんかでは、若い方たちはこのことが分からない方たちも結構いらっしゃると思えますので、住民への啓発や周知をよろしくお願ひしたいと思えます。

次に3へ行きます。

3番、コロナ感染症が5類に移行しまして、教育においての子どもへの影響が心配されます。

それで、インターネットでいろいろ調べたんですけども、そうしたら 2022 年度の小中学生の不登校の児童生徒が非常に、過去最大ということで約 29 万 9,000 人、文部科学省のデータであります。

それで、要因は、無気力・不安 51.8%、生活リズムの乱れなど 11.4%、いじめ以外の友人関係ということでは 9.2%でありました。

3—1 であります。

コロナ禍前と比較して小中学生の学力、体力はどのような状況か、児童生徒にアンケートを取ったことがあるのか、あればその結果はどんなものだったのかをお尋ねいたします。

教 育 長

新型コロナが 5 類に移行してからの子どもたちの様子ということであります。

改めて子どもたちにコロナ禍と現在を比較するためのアンケート調査は行ってきていないというのが実情であります。

また、子どもたちの学力状況や体力の状況がコロナによる影響であると即判断できる状況はあまり感じておりません。

しかしながら、学校に行き、子どもたちの学び方を見ておきますと、タブレットを使つての学習や発表の際の利用の姿を見ると、学び方そのものが大きく変化しているところは感じております。

客観的なデータには基づいておりませんので、これもコロナの影響なのかどうかは分かりませんが、小学校においては休み時間に外に出て遊ぶ子どもたちの姿が少なくなっているように感じております。

また、中学校部活動における運動系部活動希望者が減っていることはコロナの影響であるのかとも考えられるところであります。

個人的には、コロナ禍の影響は今出てくることではなく、今後、子どもたちの成長や大人になっていく過程の中で表れてくるものなのかもしれないと思っております。

デジタル社会に生きる今の子どもたちが本物に触れながら学ぶ経験や活動する経験、人と顔を会わせてコミュニケーションを取ることなど、いわゆるアナログな部分の欠如により何らかの支障が出てくるのではないかと危惧しているところであります。

そのような状況の中、それだからこそ、逆にアナログでの経験や学びを学校生活の中で大事にしていく必要があるのではないかと思っているところであります。

坂本議員

具体的にコロナ前と後ろだとちょっと分からないということでしたけれども、インターネットなんかでいろいろな調査の形を見ると、やっぱり全国的な感じだと出ているんですね、これが実態として。

それは、コミュニケーションがやっぱり——そういう行事が全て、運動会、修学旅行、学校行事が中止になったことにより、非認知能力というんですけども、そういう好奇心や頑張る力、コミュニケーション能力などに悪影響が出ているというふうに答えていらっしゃる先生方が多かったですね。

それから、それが低学年の児童に大きく影響しているということも書かれておりましたので、当町では、子どもたちの数が少ないので、そういう点でははっきりとそういう

ことが出てきてはいないんでしょうけれども、全国的な中ではそういうことが問題になっているような形に出ておりましたので、今後の対応としては、今、教育長がおっしゃったみたいなの、できなかったことをやっぱりやっていただきたいと思います。

3-2に行きます。

i P a dを使うようになって視力の低下が心配されるが、児童生徒において影響は出ているのかということをお尋ねします。

それで、眼科の先生のデータによりますと、近視の発症年齢の低年齢化が非常に進んできたこと、それで、コロナ前とコロナ後だとそれが顕著に出ているということになっておりました。

それで、先ほどもあった子どもの視力っていうのはいつできるのかっていうと、6歳ぐらいまでに大体、目の筋力とか、そういう部分で出来上がってくるということでしたので、やっぱり近視のリスクが固まってしまうと元に戻らないということだったんですが、現状は影響が出ているのかをお尋ねします。

教 育 長 コロナにより i P a dを使うようになっての視力の低下っていうことであります。

子どもたちの視力の低下は、コロナ禍と比較して若干増えてきているという状況と町内学校より報告をいただいております。

しかしながら、i P a dの使用による視力の低下とは言い切れない面もあり、コロナ禍により在宅時間が長くなり、スマートフォン、パソコン、ゲーム機などを含めたデジタル機器により目を使う機会は確実に増えており、家庭生活による環境も視力低下の一つの大きな要因であるのではないかと思っております。

議 長 終わりです。

[坂本議員復席]

議 長 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会 午後4時06分

令和6年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年3月6日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
浜 田 稔	1 町の少子化・人口減少への展望を問う 2 木質バイオマスエネルギー活用の積極的展開を
坂 井 活 広	1 子ども及び子育て世代の貧困について
三 浦 寿美子	1 高齢者が安心できる介護を。 2 学校給食費無償化について 3 学校のトイレに生理用品の配置を
折 山 誠	1 七久保診療所医師の招致施策を問う 2 役場非正規職員の処遇改善を問う 3 子ども・子育て支援施策を問う

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年3月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 6番 浜田稔議員 〔浜田議員質問席へ移動〕
6番 浜田議員	それでは通告順に質問を行います。 今回は2点の質問を準備しておりますけれども、それぞれに若干関連があると考えて おります。 質問の1「町の少子化・人口減少への展望を問う」という内容であります。 町長は町の人口目標数字を明示されなかったというふうに私は理解しております。今 までは一万余人とかいうのを競い合うという雰囲気があったんですけども、そうは 言いながらも、やはり中長期の戦略は必要ではないかというふうに思います。 そういった意味で少子化と人口減少への所見を求める次第ですけれども、実は一般質 問通告書提出後に町民の方から電話がありました。その内容は、要するに一般質問の項 目が並んだということを受けてということなんですけれども、フリーペーパーの記事を 見て町の将来がとても心配になったという趣旨のお電話でありました。 それは、今、画面のほうに示しておりますけれども、「月刊かみいな」の2月29日号に 地域のニュースとして上伊那生まれの赤ちゃんの減少傾向続くと、こういう記事があり まして、その中では、飯島町は、赤ちゃんの数、要するに出生数が一昨年は46人であっ たのに対して昨年が32人と14人減ってしまったという数字だったわけです。 ちょっと御覧になりにくいかもしれませんが、赤で囲っているところです。 ちなみに、増えているのが箕輪、南箕輪、中川村、大きく減っているのが、もう一つ は宮田と、駒ヶ根です。駒ヶ根が17人、宮田が16人ということで、上伊那合計では41 人の減少ということになります。足したり引いたりということにはなるんですけども、 飯島町の減少数は上伊那の3分の1を占めると、そんな内容になっていて、これでは学 校のクラスもどうなるんだろうと、そんなような趣旨でした。 そんなことも含めまして、一般論で結構なんですけれども、町長の少子化、人口減へ

の展望をお伺いしたいと思います。

[唐澤町長登壇]

町 長 町の少子化、人口減の所見ということでございます。

初めに、国は令和5年1月4日の年頭の記者会見におきまして岸田内閣総理大臣が表明しました異次元の少子化対策、この実現に向けて令和5年の12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略により加速化プランの内容が示されたところでございます。

こども未来戦略に基づきます子ども・子育て政策の基本的な考え方の中で、2022年に生まれた子どもの総数ですけれども77万759人、それから先日報道発表されました2023年ですけれども75万8,631人ということで、統計を開始した1899年以来、最低の数字を更新しているところでございます。

また、2022年の合計特殊出生率でございますけれども、1.26と過去最低になっております。人口が減らないための合計特殊出生率ですけれども、2.07と言われておりますので、かなり下回っているというところでございます。

少子化のスピードが加速しまして出生数が100万人を割り込み、90万人、それから80万人、2026年には50万人を割り込むというふうに予測されています。

少子化につきましては、今後、100万人の都市、大都市が毎年一つずつ消滅するようなスピードで人口減少が進むということで、少子化については我が国の直面する最大の危機であると言われてしているところであります。

また、令和5年12月22日に国立社会保障・人口問題研究所が公表しました日本の地域別の将来推計人口——これは令和5年推計でございますけれども——2050年の総人口が2020年の半数未満となる市町村につきましては20%になるということを言われております。また0歳～14歳の人口は99%の市町村で2020年を下回る。こういったことで、少子化対策は待ったなしの状況でございます。

今、議員のお示しされたように、飯島町の少子化も止まりません。かつて70人の子どもが生まれておりました出生数は徐々に減り続けて、そこにありますように2022年は46人、それから2023年は途中までの数字だと思っておりますけれども32人ということで、40人近い数字に減ってきているというところでございます。

生まれる子どもの数が減り続ければ、当然、将来の生産人口が減少していきます。社会の担い手、高齢者の支え手が細くなって、町の活力が削られていくこととなります。さらに地域経済が縮小し、安定的に住民サービスを提供することが困難になるということとは容易に想像されるところであります。

少子化による人口減少ですけれども、これは昔の数に——人口に戻るということではなくて、超高齢化社会に向かっていくということだと認識しております。

子どもたちは未来の飯島町を担っていただける地域の宝でございます。今60歳以下の皆さんは、将来はほぼ間違いなくこれから生まれてくる子どもたちに支えられることとなります。

議員の御質問の人口目標数値は掲げませんでしたけれども、町の人口ビジョンでは、2050年にはおよそ7,000人ということで目標を立ててあります。

町に住みたい、住み続けたいと皆さんに思ってもらえる施策や事業を推進するとともに、地域全体で安心して子育てのできる環境づくりなどに取り組み、人口減少のスピードを緩和させて、最終的には人口を安定化していく、そんな持続的な地域の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

〔唐澤町長降壇〕

浜田議員

重大な課題ということで、地域全体で全力で取り組んでいくという表明でありました。

ところで、これは非常にローカルな話にちょっとこだわったんですけども、飯島町の出生数はもう既に構造的な問題だというふうに感じられます。

とにかく引き合いに出されるのが南箕輪村との比較なんですよね。それで、南箕輪村は人口が依然としてまだ増加傾向にあるんですかね。今回も出生数増ということになっております。

それで、それぞれの町村が都市計画基礎調査というのをやっていて、ここにちょうどいいグラフがありましたんで、ちょっとこれで比較をしてみました。

御覧になりにくいかもしれませんが、左側が飯島町です。それで、右側が南箕輪村です。

三階層に人口分布を分けています。一番下が年少人口——15歳以下、それから一番上が老年人口——65歳以上になるんですかね。それで、真ん中が生産年齢人口ということになります。

それで、これを見ると、もう一目瞭然なんですわね。

南箕輪村のほうは縮尺を縮めまして、ちょうど平成27年に一致するように作っております。既にこの地点で差はあります。

それで、しかも一番下を御覧になると分かると思うんですけども、年少人口、南箕輪村はほぼ横ばいにあるにもかかわらず、飯島は急激に下がっている。これは27年ですから、既に8年ぐらい経過していますので、この年少人口の上のほうの方は既に20代に突入しているということで、差は広がるばかりだというふうなことが見て取れるというふうに思います。

それで、この差の理由をもう少し調べてみました。

それが、これは南箕輪村の第2期人口ビジョンから取ってきたグラフです。ちょっと御覧になりにくいかもしれませんが。

どういうグラフかといいますと、ちょうど真ん中線より上が転入者数ですね。

それで、下が転出者数です。

差引きが要するに社会的増減だということになるわけですけども。

これがどこから来た転入者、転出者なのかということなんですけど、これは、よく言われているように、一番真ん中のグラフの大きいのが伊那市からです。それから2つ飛んで箕輪村です。すぐ隣が駒ヶ根市ですね。

つまり近隣からの転入者を呼び込んでいるということが非常に明瞭に分かるグラフだろうと思います。

あと、少し飛んでいますけれども、左から2つ目が何と松本市です。それから、その

隣の隣が飯田市です。ここからも転入増です。これは、多分、信州大学の農学部かなというふうに箕輪村の記事には書いてありました。いずれにしても通勤・通学圏からの人口移動が進んでいるというグラフです。

それで、もう一つ気になったのが産業です。

これはなおさら御覧になりにくいんですけども、グラフが4つありまして、一番下が全国の産業構造、それから、その上が長野県の産業構造、それから、その上が南箕輪村、一番上が飯島町、これを並べてみたものです。

それで、これから分かることなんですけれども——左のほうの緑のところは建設業です。飯島町だけが左に明るい緑があるんですけども、これは農業です。ですので、飯島町は農業がそれなりの比率を占めているというのが分かります。

それで、その隣、ブルーのところは製造業です。

これを見ますと、箕輪村の製造業の比率というのが圧倒的だというのが見て取れます。

それで、長野県も全国に比べれば比較的多い。

飯島も多いほうです。

そんな感じで、かなり目につくのが製造業の多さだということになるかと思います。

じゃあ次に……。

今の資料はRESASという、どこが出しているんだろう、要するに政府系の機関ですね、ここが出しているやつで、次のはもっと見にくいんですけども、地域経済循環図というのがありまして、一番左の下のところにあるのが付加価値額、要するに産業ごとの付加価値額で、左から第1次産業、真ん中が第2次産業、右側が第3次産業、つまり真ん中が製造業系、一番右がサービス業系と、こんなことになります。一番左が農業等ですね。

それで、それが、付加価値を生むわけですから、所得の分配が行われて、それで、右のほうに行くと、所得からの支出が行われて、またぐるぐる回っていくと、こういう、かなり荒っぽいまとめ方をしていると思いますけども、グラフになっていると思います。

それで、これ見ますと、飯島町の付加価値額は299億円、年間ですね。これは大体つじつまが合う数字だと思うんですよ。ほかのいろんな計算との数字は合っていると私は感じています。

それで、南箕輪村はどうなのかというと……。

あ、それで、もう一つ、所得の分配のところと真ん中のところに青と赤が書いてありますけれども、青というのが町内の付加価値が町内に分配されている分、それで、赤が地域外からの流入分です。つまり、よそに行って働いてきた分が赤ということになっているわけです。

この絵を頭にちょっと留めていただいて、南箕輪村を見ます。

そうすると、先ほど299億円と申しあげました数字が南箕輪村では835億円。つまり倍どころではないということになります。

それで、その中心を占めているのは、御想像どおり第2次産業です。

それから、先ほど分配と言いましたけれど、飯島町の場合には、赤い部分、真ん中の

グラフの赤い部分、つまり、よその地域で働いてきた収入が分配の対象になっているということなんですが、南箕輪は逆ですね。ここに稼ぎに来ている方が多いということになります。

それで、ここは地域経済循環率、つまりどれだけ自分の力で生産して食っていけるかという比率が115%です。

ちなみに飯島町は72%です。

百十何%っていうのは、そう多い数字ではないというか、例外的だというふうに思うわけですね。

それで、産業と出生率の関係をここまで結びつけていいのかどうかは全く素人考えなんですけれども、実際、私はこのところ、私ごとですけれども、箕輪と南箕輪には週に何回か行くことが多くて、非常に企業が活発であるということを痛感します。上の高速道路、農道のところを走っている車、トラックやなにかを含めて見ても、それから道路の両側に張り巡らされた高圧電線等も、かなり活発な交通量があるというのが目に入ります。

それで、結局のところ、これを見て私の感じなんですけれども、南箕輪村が伊那谷の中で辛うじて東京一極集中を免れている。要するに人口が増えている。その理由が実はこの点にある。つまり、町内に稼ぐ力があるからではないかっていうふうに私は推測したわけです。

実際、ドイツなんかへ行ってみますと、確かに学生は大きな都市に行って大学を出たりするんですけれども、かなり地元に戻ってくるんですよ。向こうの企業ってあまり系列化されていませんから、かなり自立心があって、中小企業でもそれなりの技術力を持っていて戻ってくると。なので、日本のような極端な一極集中化が起こらないというのが経験的な話です。

それで、今、経済の話ばかりしていますけれどもね、もちろん人が住みかを選ぶというのは、決して経済だけではなくて、その人たちや自然との出会いなど、はるかに人間的な動機で住まいを選ぶであるだろうし、そうであるべきだと私は思っていますけれども、そうはいつでも生活の支えになる地域の経済循環がかなり支配的だということから目を背けるわけにはいかないだろうというふうに思った次第です。

実は全く人口減少増加についてのあまりまともな知識を持っているわけでもないんで、気になったことを調べていたらこんなことに気がついたということなんですけれども。

つまり、もう一回言いますと、やはり地域がそこそこ経済力を持たないと、やはり東京一極集中を食い止める力は生まれてこないじゃないかということはこのデータから感じましたんですけれども、このあたりについて、それが間違いか、あるいは勉強不足なのか、そんなことも含めて町長の所見をいただければというふうに思います。

町長

地域経済循環の詳細な説明がございましたけれども、まさにそのとおりでございまして、やはり地域経済、これがやっぱり豊かでないと、なかなかそこに定着していただける人口っていうのは少なくなってくるということだと思います。

特に、日本経済の中では構造的な問題もありまして、やはり非正規労働者、こちらが

かなりある時点から増えてまいりまして、そのことによってなかなか結婚できない、また子どもさんを育てられないというような状況もあります。

そういったことから、やはり一人一人がきちんとした労働奉仕をもらう中で、その地域で生活していけるということが一番生活の基本になると思いますので、まさに御提案のあった内容については同感いたします。

また、そういった仕組みを施策の中でもきちんと積み上げていく必要があるかと思えますので、よろしくをお願いします。

浜田議員

そういう傾向があるということは共通の認識を持っておられるというふうには理解いたしました。

それでは質問の2—1のほうに進みます。

1月19日に長野県の研修会で人口減少と少子化対策に関する講演が行われました。内容は先ほど町長がおっしゃられたことに直結している内容かなというふうに思います。

それで、これはちょっと説明を加えないと分かりにくい質問だというふうに思いますので、若干の時間を割いて研修会の中身をざっくりと御紹介しておきたいと思えます。

これは、たしか町長はお聞きになったというふうに私は漏れ聞いていますけれども、議員の中でも何人かは、これはZ o o m でやったので御覧になった方もいるかもしれませんが、全員の皆さんが全員御存じではなかろうということで、1時間半を1分半ぐらいで簡単に御説明しようかなというふうに思っております。

これが異次元の少子化対策という話なんですけれども、これは、ちょっと私は勘違いしてしまっていて、一般質問通告書に「長野県主催」と書いていましたけれども、そうではなくて県議会の全会派の実行委員会の主催によって開催された講演会であると、それから、県会議員や県内の市町村長、それから市町村議会議員などを対象に直面する政策課題について学識経験者による講演が行われた。これがそういう姿です。

ちょっと通告書には若干間違っていて「長野県主催」と書きましたけど、ただ、実態は県主催なんですね。これは後で申し上げます。

それで、次に、その中でこんな図が出てきます。

これはピークが最近ですかね。日本の総人口です。

これはシナリオによって減り方が違うんですけれども、これから急速に人口が減っていくだろうというグラフです。

それで、そのシナリオの基になっているのが先ほどの町長の挙げられた数字だと思いますけれども、一番減らないケースというのは、出生率が要するに人口が維持できる2.07まで2040年までに回復すると。つまり、もう十数年しかないですね。

そうであれば、1億人は切りますけれども、そのグラフの赤い右手のほうの一番上ですね。それが一番楽観的なケースと。

それから、次が、2060年まで。若干何とかなる時間あるとして、2.07に回復すればつてというのがその下のグラフです。

それ以下は、そこまで到底戻らないと、出生率が1.36の中位推計——推計は楽観論、中間値、悲観論って大体3つやるのがよくあるやり方なんで、その楽観論でも悲観論で

もない中間値を取った場合に3つ目のグラフになるであろうということで、これを見ると6,300万人ぐらいですかね。つまり、もう日本の人口は、戦後どころか、江戸時代の終わりか明治時代の初めか、そのぐらいの人口まで減ってしまうということがこの推計から示されるわけです。

けれども、深刻なのは人口の総数ではなくて人口構成なんですよね。つまり、このような推移をしていった場合に、私を含めて、圧倒的な部分が高齢者で、それで生産年齢人口が減っているの、このグラフの中では、実は外国人労働者がもっと入ってくるということも前提にしています。それで生産を何とか支えようということになっています。

けれども少子化の傾向は変わらないもんですから、下がってどっかで止まるということではなくて、もうひたすら減り続けると。その結果、もちろん国民のやる気はなくなりますし、様々な技術や労働者は減りますし、とめどもなく人口が減少していく社会だということが予想されるということになっているわけですね。

それで、その理由は——それで、どんなことが起こるかというのをちょっとまとめた、ちょっとまた御覧になりにくいかもしれませんが、さっき1分半でまとめると申し上げましたけども、私なりに1分半でまとめるとこういうことです。

今言ったように日本の人口は果てしなく減少すると。

それで、過去50年間、徹底した対策は実施されずに今日に至っている。

それから、出生率低下の根底には東京一極集中がある。

それから、若年世代の所得、雇用格差、非正規雇用、これがなおさらこれを加速している。

それで、共働きや共育ての世帯に関して言えば、結局、出産の先送り、それから仕事か子育てかの二者択一を迫られるような生活を余儀なくされていると。

ドイツではラッシュアワーの時間っていうふうに言われているらしいですね、結婚して子どもが生まれて、それで育てて、仕事にも就かなきゃいけないということですね。

それをどう緩和するかということで、欧州ではスウェーデンが先頭に立って政策転換を行って、ドイツはそれから学んで、何とか持ち直す方向に現在は進んでいると。日本はそこにさえ至っていないということです。

これは、人口戦略会議というのが任意団体でつくられたんですけども、加速化プランを2028年度までに実行して、そのために3.6兆円を投入すると、これが多分閣議決定でなされた大枠ではないかというふうに思います。

実際、先ほど町長も毎年100万人とおっしゃっていましたっけ、都市がなくなるということですけども、ちょっと遡ってみますと……。

次のグラフがこれなんですけども、このグラフ、折れ線グラフが2本並んでいます。赤いグラフと青いグラフですけども、これは2011年から2022年までの東京周辺——東京、神奈川、埼玉、千葉ですかね。首都圏に流入した——出入りを相殺して純増分ですね。どれぐらいの人が首都圏に向かったかということなんです。

これは2つのことが見て取れます。

一番右のほうは、ちょっとコロナで一旦下がるんですけど、また最近増え始めていま

して、赤が女性です。それで青が男性です。それで、両方足すと概ね10万人ぐらいになります。毎年10万人。

つまり、現在でも飯島町が10個消えているのかな、1年間に。だから、一月ちょっとで飯島町は全く人口が空っぽになってしまうようなことがもう既に日本で、過去10年間近くで起こっているという、これが一極集中の現実だということになります。

それで、とりわけ女性の集中が多いと、それだけ地方からは女性が失われているという、そんな内容であります。

多分、先ほど町長がお話しされましたけれども、ちょっと私の解釈でいいのかどうか、あるいはほかに町長が感じられたことがあるのかどうか、そのあたりがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

町長

私も講演会を聞きまして、本当に危機感を改めて抱いたところでございます。

特に若者、若年人口が急激に減少する2030年までに現状の人口減少を食い止めることが、これは、もう今、ラストチャンスになっているということを先生もおっしゃられておりました。

やはり同感でして、やっぱり喫緊の課題と捉えております。

国が出産、育児を積極的に支援して新しい社会を全力でつくっていくという決意をしております。

具体的には、結婚したいができないとか、結婚、子育ての将来展望を描けない、そういった状況には、しっかりと若い世代の所得増と雇用の安定、それからマッチングなどの結婚支援をしていく。

また、出産を希望しているが妊娠に結びつかないという状況もございますので、そういった状況に対しては不妊治療等の支援を積極的に行っていく。

また、仕事か育児かの二者選択を迫られる、そういった状況があったり、子育てしづらい社会環境、子育てと仕事が両立できない職場環境、そういったものがあつたりする状況から、共働き、共育てのための仕事と子育ての両立支援、それから育休・保育支援、働き方改革の促進、社会全体の意識改革、そういったことを提唱されております。

また育児の負担増、また経済的や精神的な負担感、子育て世代の不公平感、こういった状況につきましては、経済的支援はもちろんでありますけれども、心身負担の軽減策、育児や支援のネットワーク、居住支援をしていくということで、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な少子化対策に取り組むことをうたっているところであります。

先ほど申し上げましたけれども、2030年までに人口減少を食い止めなければ、超高齢化社会へのスパイラルに落ち込んでしまい立ち上がれなくなることを改めて実感をしたところであります。ラストチャンスとして、持てる力を総動員して、不退転の決意で取り組まなければならないと感じたところであります。

特に、具体的には、3本柱として、若い世代の所得を増やす、また社会全体の構造だったり意識改革をしていく、全ての子ども・子育て世代を切れ目なく支援する、こういった3本柱を施策に据えた国や県の施策と連携しながら、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な少子化対策をしてまいりたいと考えております。

浜田議員

ということで、概ね人口減対策については全力で取り組むということは、私も全く異存のないところです。

ただし——ちょっとこれは、画面が御覧になれないと思うんで、人口戦略会議のメンバーをただ並べてみただけなんですけれども。

ただし、1つだけ、100%歓迎できないところもあるということに関しては一言だけ付け加えておきたいと思います。

この座長は三村さんといって日本製鉄の名誉会長さんなんですけども、副議長が増田寛也さん、この方は飯島町が消滅するという脅しに近いことを言う会議の主催者だった方ですね。

それから、ずっと並んでいる方の多くは企業のトップの方が多くて、この人たちが実際には一極集中を促進してきた張本人ではないかと私は思っていたり、あるいは派遣労働者制を推進してきたんではないかというふうに私は思っていたり……。

3つ目は、3.6兆円はいいんですけども、これを新しい税負担として国民1人当たり1か月500円以上でしたっけ、実際にはもっとあるんじゃないかというふうに信毎の社説は解していましたけども、その財源については、やはりもっと議論すべき余地があるのかなということをつけ加えて、この質問は終わります。

それでは、質問の第2ですけども、「木質バイオマスエネルギー活用の積極的展開を」というのが第2番目の質問です。

それで、これは若干先ほどの話と結びついて、やはり町内に町内循環可能な自律型の経済をつくり出す一つの材料になるんじゃないかというふうに私は兼ねてからずっと考えていたので、それに関する質問なんですけど、その入り口のところで、実はせんだって長野日報が伊那市の木質バイオマス発電計画を報じていました。上伊那森林組合に設置するという内容です。記事の表題だけは御覧いただけるかと思いますが。

それで、ちょっと私はこの記事を読んでかなりかちんときたんですけども、上伊那森林組合は伊那市の所有物ではないはずなので、飯島町として関わりがあるとすれば本当にこれでいいのかとか、この話をそもそも御存じだったのかと、このあたりの経過をもし御存じでしたらお答えいただきたいと思います。

町長

私も新聞記事で初めて読んで伊那市の新年度予算に盛られているということを知ったところであります。

森林組合につきましては、上伊那郡内の組合員の出資により設立されており、組合員より選出された役員が総会の決定に基づいて運営を行っているところであります。

したがって、議員の御指摘のとおり、当町としましても伊那市に属する組織ではないという認識ですので、本来であれば森林組合の理事会等で審議されて、その上で発表されているものと思うところであります。

浜田議員

全く伊那市中心主義もいいところだというふうに感じる次第です。

しかも、CO₂の削減も伊那市に寄与する形になっているんですよ。つまり、上伊那の全市町村が出資している上伊那森林組合にバイオマス発電施設を造って、それで、それによる効果、CO₂削減効果は伊那市が削減したという構図になっているわけです。

ね。それでいいのかということです。

仮にバイオマス発電機を伊那市が設置したとしてもですよ、そういうことをやるのであれば事前に各市町村に相談すべきだったのではないかと。もし町長一人で言いにくいのであれば、これは議会で大問題になったということで抗議していただきたいということを求める次第であります。お答は要りません。

それで、もう一つ、2-2ですけれども、町内に計画されていた中規模のバイオマス発電計画が頓挫したということは既に皆さん御存じのとおりだと思います。

三井物産が地元企業と連携して2,000キロワットの発電機を設置すると、その排熱を飯島町では農業等に熱利用しようということだったんですが、結局、当時は塩尻の1万キロワットのF・POWERを推進しなければいけない、その集材圏が、中位の集材圏がちょうど駒ヶ根まで引っかかっていたんですね。当然、上伊那森林組合も関わっていたということで、県のFITの認可が得られなかった、それで今日に至っている、結局撤退することになったということでもあります。

しかしながら、改めてカーボンゼロ——私はもうカーボンマイナスを目指すべきだとさえ思っているんですけども——そういうことが求められている今日、この計画を再度掘り起こして、当事者がもともとの者であれば一番ストーリーとしては単純だと思うんですけども、町からこの計画を再度立ち上げるということを提案してはどうかというふうには私は思うんですけども、町長の見解をいただきたいと思います。

町長 私も初期段階ではバイオマス発電の関係に関わっておりましたけれども、やはり材料の調達、そういったところはかなり課題があるということは当初から感じておりました。

また、県が進めるF・POWERの問題もありまして、なかなかバイオマス発電に係る燃料が調達できないというところは県のほうからも様々な意見をいただいていたところでもあります。

今後改めてこの問題に取り組むかということでもありますけれども、やはり再生可能エネルギーを使用していく一番の決め手は水力発電だと自分は思っております。

バイオマス発電は、大規模にするにはかなりの、先ほど申し上げましたような燃料の調達という問題もありますし、バイオマス発電自体があまり効率よくないということも言われております。大体、効率的にいうとエネルギーを使う総量の20%ぐらいしか活用できないということもありますので、そういったことからして、できるだけ効率のよい発電をしていく必要があるかと思っておりますので、まだまだバイオマス発電についてはいろいろこれから研究していく必要があるのかなと感じているところでございます。

浜田議員 あのときやっておけばよかったなと今の答弁を聞いてつくづく思った次第ですけれども。

私は、技術的にはそうではないと思っています。多分20%という数字は水蒸気タービン、要するに塩尻でやった方式であれば20%ぐらいだと思います、水蒸気タービンはエネルギー効率が悪いです。

飯島町で計画されていたのはディーゼルタービンなんですね。大体、熱に対して40%ぐらいの効率はあるはずですよ。エネルギーの4割が電気、それで6割が熱ということに

なっているというのが大体世間の相場だと思っています。

それと、水力発電はもちろんそうなんですけれども、初期投資に対する回収を私は町内の有力河川の幾つかについてかなり突っ込んで試算したんですけれども、回収率は必ずしもよくないですね。

それで、バイオマスは、結局、ペレット価格にもよるんですけれども、合理的な価格が得られればさほどではないというふうに思っています。売電価格は未利用材を使った場合には52円、バイオマスが。水力は34円です。この値差は、水はただで流れてくるからほぼただという差の分をそれで埋められるかどうかということなんで、それはやはり検討に値するのではないかというふうに思っています。

一方で、飯島の森林はそんなに活用されていませんですから、何とかしなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんで、この場で細かい議論はいたしませんけれども、再度研究をしていただきたいということを求める次第です。

それで、特に、飯島は非常に森林が多くて、一方で平地林も今は手が入ってなくて、せんだって、9月でしたか6月でしたか、一般質問で、倒木で停電が起こったという話をしました。それで、それから間もなく倒木で飯田線を止めてしまったんですかね、そのくらいやはり山に手が入っていないということもあって、森林に対する手入れということも含めてバイオマス発電を考えたらどうかなというふうに考えています。

その第一発目が2,000キロワットであるかどうかということについては検討するとしましても、やはり経済効率をもう一度検討していただいたほうがいいのかなというふうに思う次第です。

それで、先ほどの人口減の話にちょっと戻るんですけども、全国でモデル地区になっている北海道の下川町という町があります。北海道の比較的北部にある町ですね。

ここは人口が猛烈な勢いで減っていて、昔は多分2万人以上いたと思うんですけど、今は多分数千人です。ですけれども、町長がかなり腹をくくって、ここは林業で生きていくんだということで、町の周辺のいろんな暖房を次々に木質バイオマスに変えていったんですね。それで、いろんな、敬老施設とか学校だとか、最終的には林業で得ているエネルギーの輸出の町になってしまったということで、かなり、全国から視察が絶えないようです。

ここで実は最終段階でやったのがバイオマス発電で、その規模は、実は飯島に導入したそのものです、飯島よりちょっと前にやったみたいですけどもね。

ですから、人口減も含めて、それで一つの基幹産業としてバイオマスに向かっていくというのはあり得る解かなというふうに私は思った次第です。

これはちょっと御覧になりにくいので、また機会があれば……。下川町のホームページにかなり詳しく書いてあります。

九州あたりからも視察が行くということです。

一方、長野県でやりにくい問題は一体何なのかということなんですけど、一つは長野県の森林の現状というのがあるというふうに考えています。

今スライドで御覧に入れているのは長野県の森林面積ですね。

ここは、いろんな見方はありますけれども、全国で3番目です。北海道、岩手、長野です。これだけの森林県でありながら、材の産出量は1位が宮崎、2位が大分県——これは、議員はせんだって視察に行きました。長野県は何と43位、3位の森林県でありながら材木はほとんど産出していないというのが長野県です。つまり、ストレートに言えば、歴代知事は森林あって森林政策なしという政治を戦後一貫して進めてきたということを示しているのではないかと思います。

それで、これはちょっと熱電併給で、それほど大型じゃなくていいというのであれば、40キロ、50キロワットが手軽なのではないかというふうに考えていまして——中部伊那町村議会協議会というのがあります、議会在がやっている。飯島、中川、松川、大鹿ですね。ここで飯島町が3回ぐらい提案をしていますけども、50キロワットぐらいのバイオマス発電機を4町村にそれぞれ設置してはどうかという提案です。

それで、御覧になっている写真は、これは道の駅たかのすところについている40キロワットのものですかね。インターネットで見たら価格は4,000万円ということでしたから、決して手の届かない金額ではないと思います。

私が今ちょっと担当しています飯島町の自然エネルギーの太陽光発電は、大体7,000万円ぐらい投資して、一応黒字にはなってますけども、4,000万円っていうのは4町村で順番に各町村に設置していけば可能な範囲ではないかなというふうに思っています、それで、例えば非常時、マイクログリッドで大きな施設だとかを賄うことができればいいのかなと。

多分100世帯分ぐらいのエネルギーが出ますので、飯島であれば、それこそB&Gに温泉を供給して、高齢者の水中ウォークにも使って、水道の売上げも増えるっていうこともあるのかなと思っていますけど、そんなこともあって、議会のほうはそういう動きをしているので、町としても、観光でこの4町村という話がせんだって町長のほうからございましたけれども、似たような考えでエネルギー資源の掘り起こしを4町村に働きかけてはどうかというのが1—3の提案ですけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

町長

バイオマス発電については、下川町は当初飯島町に導入するっていったときにも視察に行こうかというような話が出たりしまして、先進的に取り組まれているところがございます。

また、先日、伊那市はフィンランドと覚書を締結しておりまして林業視察に大勢で出かけたんですけども、フィンランドはやっぱり林業先進国でして、いろいろな形で山林資源を活用されているというところでもあります。

当町の状況を見ますと、今、未利用材でいろいろ搬出される数量については1,360立方ということで、非常に少ない状況であります。

それで、今、町も方向転換しまして皆伐、再造林ということで進めていく予定でありますけれども、町内の町有林、それから民有林を合わせて6,000平方くらいあるんですけども、実際に森林を活用できるところを地図に落とし込むっていう作業を今担当課のほうでもらっておりますので、そういった状況を見ながらどういった山林が生かせるかっていうところを検討していきたいと思っています。

また、中部伊那につきましては、やっぱり郡境の4町村が連携していくっていうのは非常に重要なことだと思いますので、議会の皆さんは昔から連携しておりますけれども、町も3町村に働きかけまして、中部伊那の連携を様々な面でしていきたいと今研究をしているところでございます。その中の一つとして、今御提案のあった木質バイオマスのエネルギーの件につきましてもテーブルに乗せて研究をしていきたいと思っております。

議長
浜田議員

時間です。

終わります。

[浜田議員復席]

議長
2番
坂井議員

2番 坂井活広議員。

[坂井議員質問席へ移動]

それでは通告に従って一般質問を始めます。

ちょっとモニターは、私は今日は使わないんで、すみません。一般質問と著作権に関する調査をしていたら自分のモニター用の資料作成の時間がなくなってしまったんで、手元の資料を使って一般質問を行いますので、よろしくをお願いします。

それでは、私の質問の趣旨は飯島町の子どもの貧困について問うというのが趣旨でございます。

それでは早速質問をいたします。

後で数字が出てきますけれども、飯島町の全児童生徒の約1割が貧困家庭というのが現状です。

その上で、まずお尋ねいたします。

要保護児童生徒とはどのような世帯の児童生徒をいうか、また準要保護児童生徒とはどのような世帯の児童生徒をいうか、お答えください。

[教育長登壇]

教育長

要保護児童生徒及び準要保護児童生徒に関わるお尋ねかと思われれます。

町では、飯島町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱に基づき経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に努めております。

坂井議員からの御質問の要保護児童生徒とは、生活保護法第6条第2項に規定している要保護者のいる世帯の児童生徒でございます。いわゆる生活保護を受けている世帯の児童生徒でございます。

また、準要保護児童生徒とは、生活保護法第6条第2項に規定しております要保護者に準じる程度に困窮している者のいる世帯の児童生徒、生活保護に準じる程度に生活が困窮しているという世帯の児童生徒のことをいっているということになります。

[教育長降壇]

坂井議員

それでは1—2に移ります。

現在の飯島町において在学している児童生徒の総数は何名でしょうか、またそのうち要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数の合計は何名でしょうか、お答えください。

教育次長 それでは、御質問の現在の飯島町に在学している児童生徒数は小中学生で 630 人、またそのうち要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数の合計は 66 人でございます。

坂井議員 そうすると、現在、飯島町に在学している児童生徒数の総数に対する要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の割合は 1 割を超えるという理解でよろしいでしょうか。

教育次長 御質問のとおり、現在は 1 割を超えております。

坂井議員 では続いて 1—3 に移ります。

過去 10 年間の全児童生徒に占める要保護児童生徒及び準要保護児童生徒数の割合の推移をお答えください。

教育次長 過去 10 年間の全児童生徒に占める要保護児童生徒及び準要保護児童生徒数の割合の推移は、概ね 10%前後——約 1 割前後で推移しております。

坂井議員 今 1 割前後で推移しているというお答えだったんですけども、その点に関して資料 1 を御覧ください。

資料 1 は、平成 26 年から令和 4 年度までの 9 年間ですかね、における飯島町の全児童生徒に対する就学援助率の割合をグラフにしたものです。

これを見ると、今お答えになったとおり大体 10%前後程度で推移しているということが明らかになっております。

その上で、1—4 に移ります。

令和元年度から令和 4 年度にかけて一時的に要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数の割合が減少しているんですけども、この理由は何だと考えますか、お願いします。

教育次長 令和元年度から令和 4 年度にかけて要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数の割合は、坂井議員の資料からすれば 2%ほど減少しております。

理由といたしましては、児童生徒数が減ってきていることや、その年の世帯状況も違っていることから、一概に言えないところはございますが、令和元年度から 4 年度に関しましては、特に令和元年度のときに準要保護の認定であった中学 3 年生が卒業により対象外となった生徒数に比べ、次年度——令和 2 年度以降なんです——小学校へ入学するなど新たに準要保護に認定された児童数がそこはたまたま少なかったので減少しております。

坂井議員 そうすると、何か経済がよくなったとか、町で何か施策を打った結果よくなったというわけではなくて、たまたまっていうことなんですかね、そういう理解でよろしいでしょうか。

教育次長 特に世帯の状況を細かくは確認しておりませんが、坂井議員の御質問のところでおっしゃっております。

坂井議員 それでは 1—5 に移ります。

令和 5 年度の途中に就学援助費を増額するという予算が計上されまして、これはたしか 12 月議会だったか、9 月か、ちょっとあれだったんですけども、令和 5 年度の途中に就学援助費を増額する旨の予算が計上されました。

その結果、現在 630 人中 66 人が要保護児童生徒もしくは準要保護児童生徒になっていると思うんですけども、この増額に至った経緯は何でしょうか、お答えください。

教育次長 今年度、途中で就学援助費の増額の補正をさせていただきました。
その増額に至った経緯でございますが、前年度——令和4年度でございます。の実績、それから児童生徒数の推移から予算計上をしておりましたので、想定した人数を超える就学援助費の申請があり、それらを認定した結果でございます。

坂井議員 前年度の実績から推計したということなんですけれども、前年度の実績から推計した結果、当初の予算が計上されて、その後補正が組まれたということだと思っております、途中で前年度の実績からの推計がずれてしまったというか、前年度の推計を上回る、そういった生徒がいるっていうことが明らかになった、その理由っていうのは分かりませんか。

教育次長 前年度に比べ、申請者の部分——要綱のほうの該当者でございますが——特に町民税の非課税世帯、それから児童扶養手当の支給の該当の方が前年に比べて増えておりました。

坂井議員 そうすると、準要保護世帯が増えたという理解でよろしいでしょうか。

教育次長 御質問のとおり、準要保護児童生徒のほうが増えたという状況でございます。

坂井議員 それでは資料2を御覧ください。
資料2は飯島町の要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱なんですけれども、これの2ページを御覧ください。
2ページの第4条に「支給対象者」ということで「(1) 要保護者」「(2) 準要保護者」と規定されておまして、(2)の準要保護というところの下のアですね、アは生活保護法に規定する要保護者に準じる程度に困窮している者で前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者ということで、アのところにばっといういろいろ書いてあるんですけど、これは客観的だから分かりやすいと思うんですけれども、次のイを見てください。
イは「ア以外の者で次のいずれかに該当する者」ということで、これは主観的なものが多いので、特に(イ)とかは「保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者」とか、主観的な部分が多いんですけれども、その上で、ちょっと1—6に移ります。
準要保護児童生徒に該当する者として様々な理由が挙げられているんですけれども、最も多い理由は何でしょうか、それ以外で何か上位から言ってもらっても構わないので、お願いします。

教育次長 準要保護児童生徒に該当する者としては、世帯状況により理由は様々あります。最も多い理由としては、先ほどの回答と重複しますが、町民税の非課税世帯や児童扶養手当の支給を受けている世帯などが多いところでございます。

坂井議員 準要保護者のイの部分に該当する児童生徒というのもいるんでしょうか、お答えください。

教育次長 御質問のこの条例のイの部分に該当する方も数名おられます。

坂井議員 それでは1—7に移ります。
準要保護者の認定基準には、保護者の職業が不安定で生活が困難と認められる者とか、あとは(エ)の部分「学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者、通学用

品等に不自由している者等で保護者の生活が極めて困難と認められる者」とか、主観的な基準があるんですけども、町はこの主観的な基準に関してはどのように判断をしているのでしょうか。

教育次長 ただいま議員からの御質問の、特にイの該当する部分ですが、要綱の準要保護者に該当した場合の認定に当たっては、同要綱の第5条第2項により、審査、それから認定の可否を決定しております。

この審査においては、その児童生徒のいる世帯の前年の収入と、それからその年に必要な需要額をもって、国の基準を用いてその保護者等の経済的負担能力を算定し、支給判断の可否を客観的に判断しております。

ただ、家庭の状況によって可否の否になった場合がございますが、特に学校や、それから保健士、それから相談員からの家庭の情報等があり、その状況によっては、定例教育委員会のほうでも実情をお話しし、認定判断となったケースもございます。

坂井議員 そうすると、町のほうからそうした人をピックアップして声をかけているということなのでしょうか。

教育次長 ピックアップ等はしておりませんが、この認定申請につきましては、毎年4月に学校を通して各保護者さんへこの申請ができますという通知をしているところでございます。

坂井議員 じゃあ、学校から情報提供をして申請を待っているということでしょうか。

教育次長 御質問のとおりでございます。

坂井議員 それでは1—8に移ります。

町は、過去10年間の要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の中学や高校卒業後の進路、特に高校を卒業後の進路については把握しているのでしょうか、把握している場合は、その内訳はどうなっているのでしょうか、お答えください。

教育次長 この場合の要保護児童生徒及び準要保護児童生徒は、義務教育期間において経済的理由によって就学困難と認められる児童、それから生徒の保護者に対し就学援助を行うものですので、その目的は義務教育の円滑な実施に資することを目的に行っております。

そのため、町では中学卒業後の進路については全生徒分を把握しておりますが、要保護児童生徒、それから準要保護児童生徒の高校卒業後の進路は把握していない状況でございます。

坂井議員 高校卒業後の進路は把握していないということなんですけれども、把握をしようと思えばできるのでしょうか、事実上。どうなのでしょうか、お答えください。

教育長 町の教育委員会、それから健康福祉課、それから社協のほうで毎年6月から7月にかけて中学卒業後の子どもたちの状況を伺いに該当の高校に訪問しております。

それで、その際は、基本的には新しく入学した子どもたちの状況を聞くということが目的でありますけれども、場合によっては卒業に向けての状況について把握することができるというような状況でありまして、ただし、じゃあ全ての生徒についてそこで把握できているかっていうと、そうではないっていう状況であります。情報として、やはり町としても気になるお子さんについては、3年生で進路はどんな感じですかというようなことを伺うことは可能ではあります。

坂井議員

伺うことは可能ということでしたので、その点に関してはこの後の質問にもつながりますけれども、把握するべきであると私は考えております。

その上で、資料の3を御覧ください。

資料の3は京都府が令和4年度に行いました子どもの貧困対策に係る実態調査というもので、これは、ちょっと文科省の資料とかを調べたんですけれども、ちゃんとした調査がなくて、文科省のほうでもやっていなくて、私がたどり着いたのは京都府が行った調査になるんですけれども、題名が「令和4年度 子どもの貧困対策に係る実態調査 調査結果について」ということです。

このグラフの意味なんですけれども、全国学力テストっていうのが行われているっていうのは御存じだと思うんですけれども、その学力テストの結果について、京都府全体の平均正答数を1とした指数による比較の年次推移っていうことなんですけれども、どうということかという、京都府全体の正答数が1ってなったときに、要保護や準要保護——ちょっと独り親っていうのもあるんですけど、今回の質問の趣旨からはずれるので、ここは取り上げないです。

府全体の正答数を1とした場合に要保護と準要保護の家庭の子どもたちの正答数はどの程度かというのを京都府が調査して、その結果になります。

それで、このデータを見ていただければ、もう一目瞭然なんですけれども、要保護、準要保護の世帯とも府全体の平均正答数を下回っております。特に要保護はかなり下回っているんですけど。

飯島町では、ほぼ、ほとんどが準要保護ですけれども、いずれにしても、要保護、準要保護の児童の国語、算数——小学校ですね、中学校の国語、数学、全てにおいて1.0というのを下回っているという状況になっております。

ですので、貧困家庭で育つとやっぱり学力的に差がついてしまうという現状が見て取れます。

その上で、1—9に移ります。

町は、要保護や準要保護児童生徒の世帯に対する就業支援、その他の支援は行っているんでしょうか、行っているとしたらどのような支援を行っているんでしょうか、お答えください。

教育長

今お示しいただいた資料につきましては、子どもの学力と親の収入の関係を明確にしたいという関係の資料であったかなっていうふうに思っております。

町においては、準要保護児童生徒の世帯においては就業支援を行う必要のある御家庭がほとんどない状況でありますので、就業支援については特別に行っていない状況であります。

しかしながら、学校であるとか保健士、それから相談員からの情報により就業支援などが必要な児童生徒の世帯に対しては、関係課や関係機関などと個別のケース会議を持ち、情報共有と連携により、その世帯に合った支援について検討し、相談による対応をしているところでございます。

ただし、この対応につきましては、準要保護児童生徒の世帯に対してだけでなく、全

ての世帯に対しての支援となります。現状では、準要保護児童生徒の世帯への支援というのではなく、全ての世帯の経済的な負担を減らすための支援を検討し、充実させていく必要があるのではないかと考えているところであります。

なお、子どもたちの教育の機会を支えるという視点で、以前に坂井議員のほうから御提案ありましたふるさと飯島奨学金返還支援補助金制度を創設し、奨学金返還中に町内へ定住し、町内外へ就職される方を対象にする補助制度を来年度より実施していく予定であることを付け加えさせていただきます。

坂井議員 1—9にちょっと関連して、もう一つ質問したいんですけども、今、就業支援を行う必要がある家庭は今のところないってということなんですけれども、それは、もう全員働いているとか、そういう意味なんでしょうか。

教育長 個別のケースとしては就業支援をする必要のある御家庭はありまして、相談は受けている状況でありますけれども、ほとんどの準要保護家庭についてはその必要がないって判断をして、実際に就業支援については行っておらないという状況であります。

坂井議員 それは働いているってということなんですか、それとも働いてないけど支援の必要がないってということなんですか、どっちなんでしょうか。

教育長 働いておられて、ある程度の収入があってっていう状況だというふうに御理解いただければと思います。

坂井議員 それでは資料の4をお願いします。

資料の4なんですけれども、これは文部科学省のほうの就学援助実施状況調査結果ということで、すごく新しい調査の結果なんですけれども、これは日本全国で要保護及び準要保護児童生徒数の推移を示したものになります。

それで、このグラフを見ていただければ分かるとおりに、調査は平成7年から行われて——推計は平成7年からスタートして令和4年まで取っているんですけども、平成7年のときは全国で6.1%だったんですけども、そこからどんどんどんどん上がって行って、それで平成14年くらいに10%を突破して、令和4年で13.9%という数字です。これは全国の数字です。

ですので、資料1をもう一度見ていただきたいんですけども、飯島町は10%前後で推移していて、大体このグラフと一致するかなと、全国に比べれば飯島町は低いということで、低いからいいというわけではなくて、1割いるってというのがすごく問題だということをおは言いたいんですけども。

それで、飯島町及び日本全国で要保護及び準要保護児童生徒数が1割を超える数字をずっと記録していて、1—10の質問に移るんですけども、長期間にわたって要保護、準要保護児童生徒の割合が減少していないことに対する町の所見はいかがでしょうか、お答えください。

教育長 生徒の割合が減少しないということに関わるお話であります。

飯島町でも1割のお子さん方が要保護、準要保護っていう状況ですが、多分——すみません、詳しいデータがなくて申し訳ないんですが——ほとんどの市町村においてほぼ1割くらいの準要保護、要保護の児童生徒がおられる状況かなっていうふうに思ってお

るところであります。

本当に確かなことはなかなかはっきりと分からない状況でありますけれども、要因として、一つとして、独り親の御家庭が増えてきており、そこでの経済的な負担が大きくなっていることが一つには挙げられるかなって思っております。

2点目は、経済不況により保護者の所得格差が生じ生活困窮家庭が増えているのではないかということ、それから、これは私の私見でありますけれども、準要保護の制度が保護者に浸透してきているっていうこともあるのではないかなっていうふうに思っております。

経済的な理由により子どもたちが学ぶ機会が奪われることなく、自ら将来を切り開いていけるよう、教育委員会としても全力で支援していきたいと思っております。

そのために、国や県による補助制度の活用や保護者への周知を図ること、来年度の修学旅行、臨海学習等の補助であるとか卒業文集への補助等を今議会に予算計上させていただいているところでありますが、さらに教育費における学校徴収金の保護者負担の軽減に向けて、学校と相談しながら削れるところはないかというところで検討をしてみたいと考えているところであります。

坂井議員

これは町長にお伺いしたいんですけども、先ほどは人口減少が止まらないということで、恐ろしいスピードで進んでいるということで、恐ろしいスピードで人口減少が進んで、少子化も止まらないです。子どもの数は減り続けているのに子どもの貧困は止まらないっていうのはなぜだとお考えですか。

町 長

やはり、先ほど教育長からお話ししましたように、独り親で子育てをされているっていう方が非常に増えているということで、やはり独り親の方の経済的な収入が少ないというのが一番の原因ではないかと考えております。

ですので、先ほど前議員——浜田議員さんのときにも御説明しましたけれども、やはり様々な伴走的支援も必要ですし、経済的支援もしっかりと取っていかねばならないと考えております。

坂井議員

今、経済的支援の話がありまして、経済的支援は非常に重要だということは、それはもう論をまたないということは私も同感なんですけれども、飯島町一つの力で準要保護世帯を減らしていくっていうのはなかなか困難だというのは、正直、私は思っております。

それで、その上で伺いたいのが、経済的に困窮している世帯のほうが学力が低いっていう結果があるんですけども、貧困家庭でも学力の高い子もいると私は思っているんです。

それで、ここからは、すみません、ちょっとデータじゃなくて主観に基づく話になっちゃうんですけど、じゃあ経済的には恵まれていないけど学力がちゃんとある子は、じゃあ何でそうなのかとっていうのを私なりに、自分の経験、仕事上の経験とかも含めて考えると、本を読む習慣があるとか、あとは親子の会話があるとか、家庭が円満だとか、あとは規則正しい生活が送れているとか、子どもをちゃんと褒めるとか、そういった——本当にすみません、主観で恐縮なんですけれども——いわゆるよい子育てと言われて

いるようなことをしている家庭のほうが仮に貧しくても学力は高いんじゃないかなって
いうふうに私は思っているんです。

仕事上、非行少年と関わったり少年院に行ったりとかすることもあって、いろいろそ
ういう子たちと話したりしていても、やっぱりそういうのが、もう本当に、私はそう思っ
ているんですけど、そういうことって別にお金かからないじゃないですか——あ、すみ
ません、勘違いしないでほしいのは、経済的支援は絶対に大事なんですけれども、絶対
に大事なんですけれども、ただ、それだけを飯島一つの力でやるのは難しいんで、お金
のかからない何か方策っていうのはないのかなっていうのを思っているんです。

さっき言った親子の会話とか、本を読むとか、そういうのって別にお金かからなくて、
学校のほうでこういうことを勧めてくださいねとかいうふうに言えば実施してもらえ
るのかなっていうふうに思う部分もあるんです。

ちょっと質問とずれますけれども、お金のかからない子どもの学力を育てるみたいな、
そういったものとかって何かありますか、お願いします。

教育長

私にとっても非常にありがたい御質問かなというふうに思っています。

私が就任してから各学校に2つだけお願いしてきたことが、1つは子どもたちの自己
肯定感をどう育てていくのか、どうやって自己肯定感を育てていくのかっていうことを
考えてほしいっていうことをお願いしました。

それから、もう一点は、そのために、家庭とか学校を超えた地域の人たちが子どもた
ちを認めていただける、そういう力が子どもたちの将来育っていく力になるっていうふ
うに感じていて、本当に貧困だから学力が低いってというのは——確かにこれは統計的な
裏づけではありますけれども——じゃあ貧困の家庭であっても子どもとの、今、坂井議
員がおっしゃるように子どもとの対話の時間を取っていただいたりとか、そういうおう
ちも十分あるわけで、非常に私は、この調査自体は気に入らない調査であります。

町としても、やっぱり子どもたちに自分がいる意味、そこにいる意味をどういうふう
に感じてもらうかっていう取組をしていきたいと思えますし、今それぞれの学校では、
地域の方と一緒に学ぶ、一緒に何か活動するっていう中で、ぜひ地域の皆さんには、子
どもたちに存在する意味というか価値というか、そういったものを一緒に関わりながら
伝えていっていただけることが子どもたちの自己肯定感を一番高めて、じゃあ僕も頑
張ってみよう、私もこれから頑張ってみようっていう思い、その思いが子どもたちの学
力に響くと思います。

やはり、これから子どもたちに求められる学力というのは——昨日、坂本議員もおつ
しゃいましたけれども——認知能力ではなくて非認知能力と言われる、そういう力がこ
れから生きていく子どもたちには必要だっていうふうに思っていますので、私たちが頑
張りますが、地域の皆さんにもぜひ子どもたちと関わるっていうことを大事にしてい
ていただければなっていうふうに思っています。

本当にこれはお金のかからないことでありますけれども、でも、私は最も大事なこ
となっていうふうに思っているところであります。

坂井議員

今、自己肯定感を育てるという話があったんですけども、それは、もう私も完全に正

しいと思っております、さっきの話ですけれども、非行少年の弁護とか少年院に行っているいろいろ関わったりしていると、とにかく自己肯定感めちゃくちゃ低いんですよね。

なので、自己肯定感を育てるっていうのは非常に大事だと思いますし、それは、もう本当にお金のかからないことなんで、そういったことを進めていただければと思っています。

先ほどの1—8のお答えにありましたけれども、高校卒業の進路を把握していないということなんで、やろうと思えば事実上はできるみたいなんで、ぜひそこは前向きに検討していただければと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

〔坂井議員復席〕

議長 長 ここで休憩を取ります。再開時刻は11時ちょうどといたします。休憩。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時00分

議長 長 会議を再開します。

一般質問を続けます。

7番 三浦寿美子議員。

〔三浦議員質問席へ移動〕

7番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

最初に「高齢者が安心できる介護を。」について質問をいたします。

介護保険制度の見直しが行われており、介護報酬の引下げが報道されております。

画面に映っているところを御覧ください。

ちょっと画面が小さいですけれども、ホームヘルパーの人手不足の現状ということで、厚労省の資料から作られたものです。

訪問介護員——ホームヘルパーとこれからは言わせていただきますけれども——ホームヘルパーの人手不足の現状を表しております。

左側のグラフの一番右側、それが2022年のものですが、左側の緑色のところは施設介護職員ですね。

これは、左側がサービス職員の有効求人倍率なんです。

それで、緑色のところが施設で働く介護職員の倍率で3.79倍です。

それで、右側の水色、高く長くなっておりますけれども、こちらがホームヘルパーの求人ですね、15.53倍という高い倍率になっております。

介護事業所でのホームヘルパーが不足している実態が分かります。

こういう中で、町内の事業所の状況を把握しているかどうかについてお聞きをしたいと思います。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

町内の介護に従事する皆さんの人手不足の状況ということで、状況を把握しているかということでの御質問でございます。

2025年問題と言われておりますけれども、団塊の世代の皆さんがいよいよ後期高齢者になってまいります。そういった中で、今回は令和6年度ということで介護報酬等の改定がされてきたところであります。

今お示しされているとおり、人口の構造や社会経済の状況を踏まえまして、今回の改定では、切れ目のないケアシステムを推進するために、地域包括ケアシステムの進化や推進、それから多職種の連携とデータ活用によります自立支援、重度化防止に向けた対応、それから介護人材不足に対処するため良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、また全世代が安心して利用できるような制度の安定性、持続性の確保ができるようにするために基本的な視点として改定されて実施されていきます。

こういった制度改革によりまして不足する介護職員の皆さんの増が図られればいいかなというふうに考えているところであります。

町内事業所の状況については、現段階ではちょっと把握しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[唐澤町長降壇]

三浦議員

ただいまは町内の事業所の様子を把握されていないというふうにお聞きをしたところ です。

グラフの右側ですけれども、これは介護職員の職種別の人手不足ということで、一番右側ですね、ホームヘルパーが不足しているというグラフです。80.6%という高い不足、本当にホームヘルパーさんがいないということ。これは厚労省のデータから出したものです。

それで、このグラフは訪問介護の基本報酬と最低賃金の推移ということで、これも厚労省の資料から作られたものなんですけれども、2012年に生活援助の提供時間が60分から45分以上っていうふうに短縮をされました。

それで、ホームヘルパーの働く時間が分刻みになっております。時給ではなくて分給と何分で刻まれる給与になっているところもあるというふうにもお聞きしております。

この30分から1時間未満の基本報酬が、2000年では——最初に介護保険ができたときには402円でした。

それで、見直しごとに、グラフの青い、上の横に行ってぐっと落ち込むグラフですけれども、それが介護報酬の金額の変わっていったグラフですけれども、402円から、2015年には388円、2018年には394円、2021年には396円、それで今度の見直しでは387円と言われております。

一方、最低賃金ですね、オレンジの右へぐーっと上がっていく右肩上がりのグラフですけれども、これが最低賃金なんですけれども、2000年のときには659円でしたが、2024年から1,004円となっております。これも厚労省のデータからです。

訪問介護事業者は、訪問介護の報酬が削減される中で、最低賃金は守っていかなければなりません。

賃金が低いという働き手と収入減のはざまに介護事業者はいる状況になっているというふうに思っております。

町内の事業者の皆さんも、本当にホームヘルパーさんの人数が少なく、高齢化もしております。それで、募集をしても集まってこないというのが実態だと思います。これは全国どこでも同じだと思います。

それで、訪問介護事業所の依頼を断る理由というのですね。

一番上に——ちょっと読めませんがね、こんなふう書いてあるんです。「人員不足により対応が難しかったため」というふう書いてあります。そこには「90.9%」となっております。

賃金が低いために人が集まらない、そのために人手不足になって訪問介護を断らなければならない、ほとんどの事業所は人手が足りないからといって訪問介護を断っているというような実態が生まれているというのがこのグラフです。これは浜銀総合研究所というところが2021年の調査で出したデータです。

それで、これは赤字の介護訪問事業所ということで、約4割が赤字だというようなふうにデータが出ております。これは厚労省の資料から作ったグラフだというふうになっております。

2002年の収支差率分布というのなんですけれども、この真ん中の赤と水色の分かれ目の右側が中心点ということで、中央値ですね、4.2%というのが中央値で、それ以下の事業所が赤字ということで、赤いグラフになっております。

それで、中央値よりも少し多い10%くらいまでが、その隣のちょっと水色の一番高い、あのグラフが中央値よりちょっといい、そんな事業所ですので、その辺から見ますと、ほとんどは経営が苦しいと、訪問介護事業所は非常にやりくりも大変だというのが実態だというふうに見て取れます。

これは、実は訪問介護事業者の倒産の推移というグラフです。これは東京商工リサーチの調査したもので、2023年の倒産が67件、一番右ですね、ぐーっと上がっている。67件だそうです。それで、前回の見直しの2021年からこの3年間で164件の訪問介護事業者が倒産をしているというふうに見て取れます。

厚労省の調査では、80.6%の事業所が人手不足、在宅介護を支えるホームヘルパーの不足が深刻で高齢化もしていると、80代のホームヘルパーもいるというふうにお聞きをしております。

訪問介護報酬が引き下げられた場合には町の介護事業所にどのような影響が懸念されるのかお聞きをしたいと思います。

先ほど町長は厚労省のいう介護についての見直しについて、賃金を上げたり、よくなる方向で改定されるだろうというふうに希望を持って言われておりましたけれども、現実にはなかなかそうならない。

それで、訪問介護報酬が引き下げられるということになりますと、事業者は本当に、今でも先ほど見ていただいたように厳しい経営状況の中で、このように見直しごとに倒産をする事業者が増えているということを見れば、さらにそうした事業者が増えてくる

のではないかと。

この小さな飯島町の中で、飯島町は本当に事業所がたくさんあっていいと言われておりますけれども、本当に苦勞されているんだと思います。これで今度の見直しがあったら持ち応えられるかどうか分からないというところも出てくるのではないかと私は心配をしているところです。

こうした中で、町長は、やっぱり国の言うように、訪問介護の報酬が引き下げられても、それによってほかの部分で何とかなっていくというふうに思っておられるのか、どんなふうにお考えか。

私は大変に懸念されると思って、お聞きしたいのは、介護報酬の引下げによって町の介護事業者にどんな影響が懸念されるかというふうにお聞きをしたいと思って今回質問をしているところなんですけれども、先ほどの町長の答弁を聞いたら見直しに期待を持っているのかなと思って、ちょっとずれがあるかなあと思って心配になったんですけど、その辺のところをお聞きしたいと思います。

町長

全体としては加算等も含めて上がるという改定になっているかと思います。パーセンテージでいきますと1.59%、それから外的な要因も含めると2.04%、全体的には上がるという数字が出ておりますので、事業所としては加算を受けていけば当然全体としての報酬は上がってくるかなということ考えております。

町内の事業所の関係につきましては、先日、1か所だけでしたけれども、事業者のところへ訪問させていただいて、企業訪問させていただいて状況をお伺いしたところであります。大変厳しい状況は続いておりますし、やはり募集してもなかなか来ていただけないというところもあります。

今回の改定でどのようになっていくかというのは、またこれからそれぞれ関係事業所と懇談をしながら進めてまいりたいと思いますけれども、今回の改定では全体的には上がるという認識でおります。

三浦議員

町長の認識をお聞きしました。

それで、私が心配をしているのは、飯島町の在宅介護ですね、自宅にいてホームヘルパーさんに来てもらって生活を維持していくという中で、ホームヘルパーさんが、実際には町内の事業者も募集しても足りない——今、町長も言われましたけれども——なかなか応募がないという中で一年一年が過ぎていく中で、介護を受けて在宅で頑張っている、そういう利用者の皆さんがますます——私もそんな年になってきましたけれども——増えてくる飯島町だと思います。

その中で、ホームヘルパーさんがいないということになったり、それから御高齢になっていくという中では、本当に飯島町の在宅介護が危ういかなと、守っていけるのかなという心配を私はしています。

それで、もう一つは、あれですね、制度の発足当時——先ほども言いましたけれども——訪問介護報酬が402円だったんですね。それで、今は396円で、387円に今度は削減されると、引き下げられるというふうに言われております。

先ほども言いましたけれども、訪問介護の事業者については、訪問介護報酬が減らさ

れるたびに経営が厳しくなり、また倒産をするところも増えている。

この数は倒産ですけれども、自ら閉鎖をするというところもあるので、もっと実際には事業を、訪問介護をやめたというところももっとあるわけです、実際には。

それで、そういう中で、本当に訪問介護報酬の削減というのは町の中で頑張っている訪問介護事業所の経営も危うくすると。

先ほど町長は加算と言いましたけれども、加算を得るためには、やっぱりそれなりの人材とか、できる決まりがありますから、何でもかんでも、どこでも加算を取って収入を増やすということはできません。

そこそこ大きくて、やっぱりそれだけの、加算を取るだけの能力のある事業所は生き延びられるかもしれませんが、小規模なところはとても加算を取るわけにはいきませんので倒産が増えていくと。だから身近な小さなところほどいつの間にかなくなっていくというのが実態だと思います。

なので、本当にこれは大変な、飯島にとって私はとても大変なことになるというふうに思っているところです。

それで、現在でもほかの産業に比べると約6万円も賃金が低いとホームヘルパーさんと言われてますね。

ところが、賃金を上げるということは本当に経営を圧迫すると。先ほども言いましたけれども、訪問介護報酬を減らされたりしていきますから、訪問介護事業所っていうのはそこに特化しているわけですから、ますます大変な状況になっていると思います。

賃金を上げたら仕事に来てくれるかもしれませんが、先ほども言いましたけれども、分刻みの仕事で、どこに行くかも分からない、そこで僅かな時間を本当に一生懸命働いて、次のところに時間をかけて行ったりとかっていうふうに、本当に不効率な仕事をしながら頑張っていてくださるホームヘルパーさんですけれども、そういう皆さんは本当に高齢化をしてくれています。

そういう中で、今度は、これから働ける皆さんがなかなかそういう仕事に就いてもらえないというのが——先ほどのグラフでもお示ししましたけれども——実態ですので、本当に大変だと思います。

それで、これについて、今回の改定について、改定が不十分過ぎるという関係団体から抗議が相次いでいるというのがどこかに出ていたんですけども、その中では全国社会福祉協議会、全国ホームヘルパー協議会や日本ホームヘルパー協会っていうところが厚労省に抗議をしたというふうに出ておりました。これはかつてない事態だというふうに思います。

ここだけではなくて、いろんなところから、各関係団体から抗議が相次いでいるということですので、本当に日本全国のあちこちでホームヘルパーさんを抱えている事業所では抗議をしているというふうに取り扱っています。

先ほども言いましたけれども、町内の事業所を守らなければ本当に町民の在宅介護は守れないというふうに私は思います。

それで、在宅介護も大変ですけれども、そうなりますと、町内の総合事業ですね、

今、町内の事業者をお願いをしたりして総合事業を担っていますけれども、その担い手もいなくなってしまう可能性があります。

飯島町としても訪問介護報酬の引下げをやめて国庫負担の増額で介護労働者の処遇改善をすると、そういうふうに厚労省に求めるべきではないかなというふうに私は思います。

いろんな考え方もあると思いますけど、訪問介護に関しては、本当にこのことで飯島町の町民の皆さんが大変な思いをするようなことになってはならないというふうに私はとても危機感を持っておりまして、ぜひ、そういう点では、町としても町民の介護を守るために、またそのための介護労働、ホームヘルパーをやっていただける皆さんがちゃんとそんな仕事に就いてもらえるような、そんなふうな処遇改善を厚労省に求めているのだと思いますので、どうでしょうか。

町長のほうから国に、厚労省に要請するのか要望するのか、また町の介護事業所の皆さんと一緒にそうした声を上げてほしいということで、そういう働きかけをするのか、やり方はいろいろあると思いますけれども、ぜひそういうところで力を発揮していただきたいなというふうに私は思います。

以前にも、町長が全国の町村会とか、そういう大きなところに行ってそういう声を一緒になって出しているというふうに言われたことがありますけれども、それだけではやっぱり力にはなりません。それぞれの自分たちの地域の住民の皆さんの介護や命を守るという立場に立ったら、やっぱり自分の町のトップとして国に対してやめてほしいとか、こうしてほしいとかっていうことは言っていたきたいというのが私の願いですけれども、その辺の町長の見解をお聞きしたいと思います。

議 長 三浦議員、確認します。

1—2の質問の続き……

三浦議員 あ、これだったかな。はい。いいです。

議 長 続きということですね。

三浦議員 はい。

議 長 町長、いかがですか。

町 長 3年に一度、介護報酬については改定されまして、既に2024年の事項については決定をされておりまして、6月1日から改定に従って実施されていくところであります。

以前から全国町村会等を通じて介護保険制度の見直しの段階でいろいろ要望事項を上げているところだと思います。

今後は、また次の改定に向けて状況を把握しながら、要望できるところは要望してまいりたいと思います。

三浦議員 いろいろ言っているうちにちょっと不備があったかもしれませんが、町長の言うことも分かります。

始めると言いながら、あまりにも反発が多過ぎて厚労省で引っ込めたというのも実際にあるんですね、今までにも。

ですので、遅くはないと思いますので、大変だと、これはえらいことだと思ったとき

には、ぜひ声を上げて、飯島町は大変だと、こんな状況だということは、ぜひ言ってほしいと思います。

では1-4の質問をします。すみません、どこか飛んだかもしれません。一緒に言ってしまったのかもしれないので、すみません、1-4の質問に移ります。

町の総合事業の短期集中予防サービスを担ったリハビリの職員からは、短期集中予防サービスでは福祉用品の試しやレンタルができないためにできることに限りがある、介護保険サービスの対象ではないことから自宅にあるものを工夫して利用することになる、安易に物品の購入を勧めることもできないのでとても残念な思いをしているというふうに聞いております。

町の施策として総合事業の中で必要な福祉用品の試しとかレンタルが可能になるような仕組みを検討してはいかがかなというふうに私はそのときに思いました。

というのは、介護保険が始まったときには今の総合事業の対象になる皆さんも介護保険のサービスが利用できたわけですが、初めの頃はね。

だんだんに、やはり改定をされるたびに変わってきまして、今は町の総合事業として行われておりまして、そういう中で、少しでも社会復帰できるというか、生活がちゃんと自分の力でできるようにということで、リハビリの職員が短期集中予防サービスということで訪問をしたと。

何か月かお邪魔をしたようですけれども、そういう中で、リハビリの職員ですから、本当に必要な、どんな福祉用具を使えば筋力が高まるとか、こういうことができるようになるのかっていうのはよく御存じだと思うんですけれども、そうしたものを購入したりレンタルをしたりとかいうことがこの中ではできないので、うちの中を探して、これを使ったら似たようなことができるだろうとか、あれこれ思案して、お金を使わないでもできるように工夫をしてリハビリサービスを行ったということなんですね。

ですから、専門的なことを分かっているわけですので、本当にもうちょっとここにこれが使えたらもう少し頑張れたんじゃないかとか、こういうことができるようになったんじゃないかっていう思いを抱きながら、この残念な思いを言っているのです。

それでしたら、総合事業を行っている町が聞き取りをするか、どんなふうにするのかは検討次第だと思いますけれども、必要なものを、例えば社協にあれば社協からお借りするとか、町にあれば町のものをお貸しするとか、町に取りあえず用意をしてそれを貸し出すとか、何か工夫ができないかというふうに私はそのときに思いましたので、検討していただけないかということで今回の質問ですが、いかがでしょうか。

お答えいたします。

現在、町で行っている介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中予防サービス元気宅配いいじまについての御質問でございます。

こちらについては、体力や基本的日常生活動作の改善に向けた支援が必要な方などを対象にして、リハビリ専門職による3か月～6か月、週1回の訪問リハビリで、生協診療所いいじまのほうに委託をして行っている事業になっております。

こちらのほうの利用につきましては、相談のあった段階で地域包括支援センターにお

いて利用者の意向や抱えている課題等を総合的に判断し、総合事業を利用するのか、また要介護認定の申請が望ましいのか、専門職員が的確に判断をしております。相談の時点で福祉用具が必要だと判断される場合には要介護認定の申請を勧めるような形を取っている現状でございます。

また、短期集中予防サービスの利用中に福祉用具の貸与の必要性が認められる場合には、要介護認定の申請を行うことも可能でございます。

実際に、やはりこの事業を利用している途中で身体の様子が変化し、要介護申請を行ったケースもございます。

今のおうちであるもので何とかってところなんですけれども、負担をかけずに日常生活に戻れる支援をするってような事業になっております。

ですけれども、やはり福祉用具を使ったほうがいいのかどうかお試しすることができないかなっていった場合には、民間の事業所のサービスで無料お試しってようなこともしておりますので、そちらのほうの利用も十分可能かと思っております。

御提案の総合事業におきましては、今の元気宅配いいじまの事業の中では福祉用具の貸与って部分は考えていない事業となっておりますので、この事業で追加としてというようなところは考えていないところでございます。

三浦議員 もう一回確認をしますけれども、町内の事業所で必要なときにはお借りをするのが——無料で借りることができるっていうふうに解釈してよいのでしょうか。

福祉健康課長 すみません。民間のサービスですね。（三浦議員「はい。民間のサービスで」と呼ぶ）はい。民間でそういうようなことを行っておりますので……。

三浦議員 分かりました。民間のサービスで、だから各事業所がじゃなくて、町がお願いしているんじゃないって、だから、そういう事業者にお聞きをしてみて、無料でそういうサービスが受けられるかもしれないということによいんですね。はい。分かりました。

それでは大きな2番に移りたいと思います。

2番目は「学校給食費無償化について」の質問です。

町長の公約に学校給食費無償化があります。

町民の期待もあります。今後の実施に向けての進め方についてお考えがあったらお聞きしたいと思います。

教育長 学校給食費無償化についての御質問であります。

学校給食費の無償化に向けた検討をしまいたいと考えておりますが、まずはその財源を確保することが課題だと認識しております。

国においては、地方自治体の取組への支援として「学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う。」と示しており、町も国の動向を注視しております。

今後も、町といたしましては、まずは財源の確保をどうするのか、国や県の支援策など活用できるものを研究し、給食費の無償化の実現に向けて進めてまいりたいと思っております。

三浦議員 ただいま教育長からお聞きをしました。実施の方向で検討をしていくということでお

聞きをしました。

財源の問題を含めていろいろハードルは結構高いかなというところもありますけれども、下伊那では、松川町、根羽村、売木村、天龍村、大鹿村と、規模は小さい自治体ですけれども完全な給食費の無償化を実施しております。

上伊那は部分的に無料にしてみたりというようなこともあったりしていますけど、完全な無償化はまだこれからというところかなというふうに思っております。

長野県では、佐久地方がすごく進んでいて、ほとんどのところが無償でやっているという状況で、上田市等を除いて無償でやっているというような状況で、どんなふうに財源を生み出しているのかはちょっと調べてありませんけれども、身近なところでもそんなふうの実施を始めていると、宮田村は来年度から部分的に何か月間か無償にするというようなことを言っていたと思います。そんなことで、またいろんな工夫があるのかなというふうにも思います。

そこで、実は長野県では来年度から子どもの医療費の無料化の対象を中学校3年生まで拡充するというふうに言っていますね。それで、飯島町では中学生分までがどれだけ無償化になって財源的に浮いてくるのかはクエスチョンマークですけれども、今まで予算化している中で、たとえ数円でも10円でも100円でも、中学生までの無料化で今までよりも少し町からの持ち出しが減った分だけそっちのほうに回してみたら保護者の皆さんにも喜んでもらえるかなというふうに私は思ったんですけれども、そんなふうな考え方で検討することはできないでしょうか、お聞きをします。

教育長

町では、現在、医療費の無償対象を既に高校3年生までとした福祉医療費給付事業を実施しており、その財源は一般財源で補填しておるところであります。

県では来年度から医療費の無償対象を中学3年生までに拡充するとしており、その場合の対象経費を試算いたしますと約400万円となります。これまで町で負担していた財源は軽減されることとなりますが、仮に来年度学校給食費を無償化する場合、約3,700万円の財源が必要となります。

町では来年度も様々な子育て支援を実施してまいりますので、現段階においては、400万円の軽減分を学校給食費に活用するのではなく、そのほかの施策に活用していきたいと考えておるところであります。

しかしながら、三浦議員からの御提案のとおり、町としましても様々な自治体施策に対する国や県の補助金などの支援策を有効に活用しながら、今後もさらに財源確保と負担軽減に努め、給食費無償化の検討を進めてまいりたいと思っております。

三浦議員

400万円と今言われましたけれども、結構大きな金額で、給食費に回したらって今思ったところですが、ほかに使い道があるということですので、今回は、ですけれども……。

ぜひいろんな形で——今、教育長も言われましたけれども——財源をつくって、全額無償でなくても軽減されるということは本当にうれしいと思います。ですので、いろんな工夫をしていただいて、ぜひ少しでも保護者負担が軽くなるような工夫をしていただきたいというふうに思います。

3つ目の質問です。「学校のトイレに生理用品の配置を」ということで質問をさせていただきます。

経済的な理由や急に必要になった場合なども含めて、全ての子どもたちが安心して学校生活ができるようにトイレに生理用品を配置する、そういう取組が全国で広がっております。町の小中学校ではどのように対応しているのかということで、お聞きをしたいと思います。

教育長 3校ともに、保健指導の際に困ったら養護教員に相談しながら保健室に取りに行くよう指導し、トイレには置いていない状況であります。

三浦議員 私も中学校へ行って養護の先生にお聞きをしました。保健室にみんな取りに来るんだよと、中学校ですので、大体みんな周りを見ても同じような子どもたちですので、保健室に行くことは何でもないこと、当たり前保健室に行っているようで、保健室に来ていますよってというふうに言われました。

でも、そのときに養護の先生は、小学校はちょっとどうかなって言われました。やっぱりなかなか、いろいろよく分からないうちに始まる子もあれば、分かっているにもかかわらず行きにくい子や、様々な子どもさんが小学校にはいるんじゃないかなってという心配をしていました。それで、中学も、もしかしたら保健室にみんなが来ているわけじゃなくて、来られない子もいるかもしれないっていうふうにも言われました。

それで、後日談なんですけれども、うちに帰りましたらファクスが来ておまして、ファクスは中学校の養護の先生からでした。

先日は学校へ来て生理用品についての御指摘をいただきましてありがとうございます。以前より気にかけていることでありながら手をつけずにいたことでしたので、この機会にトイレへの生理用品の設置を進めたいと思います。きっかけをいただきましてありがとうございます。

と、このように返していただきました。

なので、中学校ではトイレに生理用品を配置していただけるかなというふうにうれしく思ったところなんですけれども、中学校がそうなので、お互いに情報交流をしていて、もしかしたら小学校のほうでもトイレに設置をするようなことをされるのかもしれないけれども、もしそうでなかったら、誰でもですし、保健室に相談に行かなければならないって気持ちになったお子さんは保健室へ行けばいいですけれども、何も言えないで困っている子どもさんたちがいたときには安心して対応できるというようなことも必要だと思いますので、ぜひそんなことを対応していただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、教育長。そんなところは。

教育長 今は中学の教員のほうからそういうファクスがあったというお話しでした。

以前の中学の養護教諭からそのような話は聞いておりませんで、保健室に取りに行く形でいいってということで、養護教諭そのものの個々の判断の違いもあるのかなっていうふうに思っております。

ただし、養護教諭が不在の場合、保健室に取りに来るっていう形でも養護教諭が不在の場合もありますので、今後それぞれの養護教諭と検討の上どのように対応していく

かっていうところではありますが、現状の保健室に取りに来るといって困難点はないという状況でありますので、今お話ししたみたいに、今後、養護教諭と話をしながら進めていきたいと思っています。

ですので、配置するかしないかも含めて検討していくということをお願いしたいと思います。

三浦議員 いろいろな子どもさんがいます。自分ではっきり物が言えて、保健室にも堂々で行けるお子さんもいれば、言い出しもできないでおろおろと黙って我慢してしまうお子さんもいるかもしれませんし、いろいろいますので、誰でも本当に安心して学校生活を送れるようにするためには——今相談してと言われましたけれども——ぜひトイレに配置をと、進めていただきたい立場だと思いますので、ぜひ前向きな形で、全ての子どもさんが安心して学校生活ができるためにはトイレに配置をとということを進めていただきたいなというふうに私は思っておりますので、そんな点を再度言いまして、お答えは検討をしていただくということですので、そういうことですので、私の要望としては、ぜひそういう方向で進めていただきたいということを申し添えて、一般質問を終わりにいたします。

〔三浦議員復席〕

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

議長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 折山誠議員。

〔折山議員質問席へ移動〕

3番

折山議員 通告順に質問をまいります。

質問項目1「七久保診療所医師の招致施策を問う」について伺ってまいります。

前回——12月に引き続きの一般質問になります。

質問要旨1-1、新年度予算での具体的な取組はについて伺います。お答えください。

〔唐澤町長登壇〕

町長 七久保診療所の医師の招致施策についてということで、12月議会の一般質問に続いての質問でございますけれども、予算につきましては、開業医支援事業補助金ですとか、開業医支援事業サポート業務の委託料等の計上をしております。

まずはそれによりまして医療圏調査や状況の確認を行いながら、招致に向けて働きかけてまいりたいと思っております。

なお、2月に心当たりのある医師に打診をしたところでもありますけれども、マッチングとはなりませんので、報告をさせていただきます。

〔唐澤町長降壇〕

折山議員 昨年12月13日の信濃毎日新聞によれば、仁愛病院と昭和伊南総合病院に勤務している50代の医師が令和6年度末頃、宮田村に診療所を開業する予定という報道があつて、見たかと思えます。

記事によれば、この医師が上伊那での開業を予定している情報を宮田村では得て、当該医師に開業支援を働きかけて互いの合意に達した、こういった経過だそうであります。

それで、伺いたかったのは、町長の心当たりのある医師というのはこの方だったのかどうかというのを伺いしようとおったんですが、お断りになられたということで、そうだったような可能性が高いのかなというふうに受け止めましたが、そうであってもなくても、終わったことですので結構です。

1つ副町長に伺います。この情報を副町長は得ておったかどうか、お答えください。

副町長

私のところへは情報が入っておりませんでしたので、先生の開業は宮田が当たった後に聞いたような格好になっております。

折山議員

宮田村では、現在2か所の診療所があって、医師のそれぞれの年齢が60代と70代という、いわゆる御高齢になってきている、したがって将来の医療体制を維持するための施策だと報じられておりました。

当町でも、地域医療の強化、そして将来に向けてこういった機能を維持していくためには、今、同様の状況かなというふうに思います。

町長は12月の私の一般質問に対しまして、まずは医療圏調査、診療圏調査をこれから始めるとの答弁でしたが、所管課からは——先ほど町長のお言葉にもありました——ここ10年くらいずっとそれを続けてきたんだと、こういうことであります。

それで、質問要旨1—2に行きます。

継続実施をしてきた医療圏調査の成果、これをどのように町長は受け止めていらっしゃるでしょうか、伺います。

福祉健康課長

御質問の医療圏調査につきましては、開業支援コンサルティングの委託契約といたしまして平成27年度から株式会社マズネットワークさんと契約をいたしております。町の実情を勘案していただきながら、医師や医療法人、医療業界の動向に関する情報提供を行っていただいているところでございます。この医療圏の分析資料によりまして具体的な勧誘資料として活用ができているというところでございます。

やはり医師への招致への働きかけを進めていく上では、こういった専門的なコンサルタントのサポートも本当に大変大きなものでございますので、やはり医師の招致の働きかけを行っていく上では、こちらのほうの専門の方のコンサルによるこういった状況も引き続き委託していきながら、併せて進めてまいりたいと考えております。

折山議員

では、課長に伺います。

医療圏調査っていうのは、例えば七久保診療所、あそこへ医師が開業してやっていけるかどうか、医療圏の中にそれだけの需要があるかどうか大きいところだと思うんですが、どのように理解されておりますか。

健康福祉課長

具体的に七久保へというようなところというよりは、この地域の中の状況がどうなっているのかというような中で、飯島町内内というような視点で捉えているものでございます。

折山議員

飯島町内内っていうのは、七久保診療所は再開を目指して取り組んできていることは周知の事実ですので、あまり抽象的なことを言わずに、七久保診療所の再開ということで、

もしそこに手落ちがあるのであれば来年度の調査に当たってはそこを視点にきちっと据えて取り組んでいってもらいたいということを求めまして……。

12月には町長就任直後だったんで、今の宮下副町長が担当幹だった頃は専任体制を取りながら一つの成果を上げてきたという事実を申し上げて、今お聞きするとそういった情報も入っていなかったようなんです、そういった情報をきちっと取っていくところからがやっぱり大事だなと思うんで、求めたいのは、新年度には、あるいは新年度でなくても、町長の真剣味をもし表に出していくんなら、やはりそういった専任体制、これをもって情報収集から当たっていく、この姿勢が大事かと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

町長 七久保診療所の医師の招致については、もう喫緊の課題だと自分は認識しております、なかなか招致というのは、医療圏調査等々をコンサルティングでお願いしていくというよりは、やはり人と人とのつながりの中でいろいろな情報を得ながらやっていく必要があるかと思えます。

正副町長がしっかりとアンテナを高くして、いろんなところへ——企業誘致と一緒にございますので、いろんなところへ出向いたり、あるいはいろんな人とお行き会いする中で情報収集しながら誘致に向けた取組をしていきたいと思えます。

御質問の専任ということでもありますけれども、なかなか、今は機構改革も控えておまして厳しいところがありますので、取りあえず現体制の中でやっていくということで御承知おきいただきたいと思えます。

折山議員 就任されたばかりで、これからきちっとした庁内の体制づくりから取り組んでいく中での御言葉だというふうに受け止めます。

いずれにしても、これが、具体的にターゲットが決まるとやると、これは一番、副町長は自分で経験してきているんで、その点が大事だなというのは、自分の今までの経歴からも必要かなという理解はいただいていると思うんで、ぜひタイミングを見ては、一定期間だけでも、ちょっとそういった体制を取っていただきたいなと強く要望しておきます。

それでは、七久保診療所については、引き続き医療圏調査って言いますが、ちょっと私の認識、素人なんです、今まで開業してきた先生の業績を見ますと、あそこは間違いなく開業すれば十分運営ができていくだけの背景があるんだというふうに、医療圏調査を経なくとも私はそういうふうな理解をずっと長くしておりましたんで、なぜあんないいところへ先生が来てくれないのかなという不思議な気持ちがありますんで、ぜひ積極的に取り組んでいただければということで、質問事項2「役場非正規職員の処遇改善を問う」これについて伺ってまいります。

午前中の浜田議員の質問の中では、ちょっと私の伺いたい町長の思いの多くをかなり踏み込んで語っていただいたような気がしていますが、あくまでも町長は、その段階では一般論としてこういうことが大事だということのような語り方だったかと思えます。

私はこの組織の長としての具体的な内容へ踏み込んでみたいと思いますが、お答えできる範囲で結構です。

12月の私の一般質問をやった後、12月27日の信濃毎日新聞です。非正規公務員の処遇について大きく取り上げておりました。御覧になりましたでしょうか。

信毎の1面でした。1面の一番大きいところ、大見出しは「低待遇嘆く非正規公務員」という大見出しでした。中見出しは「パート扱いなのか」「結婚考えられず」という中見出しでした。項目の見出しでは「ボーナス出ても年収150万円」。引き続き、写真のキャプションでは「仕事にやりがいがあり、だから低収入でも甘んじて続けてきた」、こういった文言が連続して踊っておりました。

そこで伺います。

質問要旨2-1、当町役場正規・非正規職員の格差の現状をどのように捉えているか。

これについては、12月に伺ったところ、手元の資料がないから精査をして後刻お答えをさせていただくという副町長のお言葉がございましたので、答弁を求めます。

町長

今御質問にありました新聞報道については、私も拝見させていただきました。その方は自分の思いで今の業務に就いているけれども、大変厳しい状況だという実態が書かれていたところであります。

御質問でありますけれども、役場の正規職員と非正規職員の格差の現状についてということでございます。

町では、2月末現在、正規職員122名、非正規職員につきましては、地方公務員法の一般職の非常勤職員である会計年度任用職員、こちらが158名の職員数となっているところでございます。

会計年度任用職員の給料につきましては、国のマニュアルにおいて地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の考え方にに基づき、各会計年度任用職員と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の給料月額を基礎として、職務の内容や責任の程度、それから職務の遂行上で必要となる知識、技術、職務経験等の要素を考慮して定めているところでございます。

町では定期的または補助的な業務を担っていただいております、類似する職務の正規職員との給料を比較しますと、職種により異なりますけれども、給与でございますけれども、給与の比較で見ますと、一般職、1級から3級までの一般職の職員と比較すると、約給与で60%、職務の関係で1級職を充てておりますので、職務の関係でいきますと給与で70~90%でございます。

給料でございますけれども――期末手当、勤勉手当を含む給料でございますけれども、給料で比較しますと、一般職、1級から3級までの一般職と比較すると65%~80%でございます。また、1級の職員と比較しますと80%~105%という状況になっております。

今後につきましても、常勤職員との均衡等を踏まえ、適正な支給に努めてまいりたいと考えております。

折山議員

ちょっと額的には私の伺っている額と大分開きがあるんですが、どこに原因があるのか、ちょっと突き詰めるだけの私は力を持っていませんので、どうぞ。

副町長

今、町長が言いましたのは令和6年度予算ベースでございますので、今はもうちょっと低いというふうに御理解願いたいというふうに思います。

令和6年度では、期末手当は20時間以上の職員に出すようにしてございます。それと、0.5か月分でございますが勤勉手当を支給することになっておりますので、その分を含むと今のような格好になるという比較をしておりますので、令和5年度でいきますと、もう少し、五、六%低くはなつてまいりますということで、ちょっと御理解を願いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほど町長が申しました105%というのは保育園の職でございまして、保育園の保育士さんは会計年度任用職員につきましても定着支援金というのが全部、1年勤めた方は30万円支給するようになっておりますので、そういうのを含めると105%という数字が出てくる格好になるということでございますので、給与、給与というのは本給と手当のものでございます。給料が本給のみという理解をしていただければと思います。

定着支援金は、それ以外に30%払うということの規定をしてございますので、保育士さんはちょっと100%を超えるような数字が出てくるということでございますので、そういう御理解で、よろしく願いいたします。

折山議員

ちょっと私の感覚と大分違うんで、多分データを持っていない私の感覚違いかと思うんですが、100%を超える、給与ベースであり、支援の部分で——まあこのところ保育士さんについては人材不足ということでよくしてきているんですが、それを加味しても、ちょっとどういうことなのかな……。

質問要旨2-2、新年度予算で云々は今大分お答えいただきましたので飛ばしまして、さきの記事によれば——さきっていうのは、ただいま申し上げた新聞記事によれば、総務省のマニュアルでは、非正規の時間給を正規職員の——これは、いろいろ町長は難しい言葉で語られておりましたが——極めて単純で、高卒初任給の時給換算を上限とするように、これはマニュアルやなんかをもって誘導しているようであります。

簡単な言葉を使うと分かりやすいんですが、先ほどの説明はほとんど理解できませんでした、聞いていても。

この4月から勤勉手当が支給対象となつても——12月のこの報道によればですよ。あまりに低額な給与がベースとなるために非正規の皆さんの年収は200万円以下——これは飯島町のことじゃないですよ、全国的な話ですよ。いわゆるワーキングプア——年収200万円以下はワーキングプアというそうです。これは何でか、働く貧困層という名称だそうであります。この水準にとどまるそうであります。

また、今日の総務省の見解では、基本はあくまでも正規職員との均衡した水準を求めておつて、人件費の削減をすることを各自治体に強くは求めないそうであります。

当町では年次を追いながら水準均衡の努力をしていっていただけたというこれまでの町長、副町長の答弁に間違いはないと思いますので、確認をいたしますが、この4月からの、いわゆる——先ほど20時間以上の勤務の職員って言われました。総務省の見解では15時間になっているはずですよ。それをちょっと厳しくしたのが飯島町だと思うんですが、その理由は今回聞きません。

それで、期末勤勉手当——その人の働き方を評価した手当、これを4月から制度化していくってことなんだそうですが、引き続きその後も、いわゆる均衡へ近づけてい

く御努力をされるということでお答えをいただいていた感じがしますが、それでよろしいですか。

副町長

今、折山議員さんのおっしゃったとおり、15時間30分以上は期末手当、勤勉手当を支給することができるという規定になっております。ですので、期末手当は、先ほど申しました20時間以上の職員全てに同じ利率で支給をするというふうにしてあります。

勤勉手当は、町のこれから行います組織改革とか、そういうのを全部合わせまして、満額とは今いっておりませんので、その分につきましては、上伊那の均衡、それから長野県全体の均衡を見まして、だんだん引き上げる方向で検討したいと思っております。

そういうことで、同一労働同一賃金ということで、そういう国の方針に従ってやっていくのがいいのかなというふうに思っております。上伊那では、多分どっかの町村は多分満額——4. 幾つを出すところはあるというふうに理解をしています。下伊那はまだそこまで行っていないというふうに理解しております。その均衡を見ながらやっていきたいというふうに思っております。

先ほど町長申しました格付は、1級1号俸という格付を一般事務職の普通の事務の方はしております。

保育職とか、そういう部分につきましては、資格職につきましては1級の十何号俸、二十何号俸という格付をしながらやっていくというふうにして、それだけの処遇はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

折山議員

副町長は近隣を見ながらっていう言葉が多いんですが、求めるのは——また後でも触れますけど——近隣比較っていうことよりも、純粹に同一労働同一賃金。

ただ、職責の重さはね、正規、非正規、それぞれ勤務時間の長短も関係しながら、重さは違いますから、全く同等ではあり得ないと思うんですが、作業に応じた均衡、これに向けては、あまりよそを眺めながらではなくて——もうちょっと申し上げますと、新聞報道によると、多くは、もう正規、非正規の支給率は、少なくとも市は満額で運用しておるそうですから、それは、総務省のマニュアルがどうこうではなくて、そうあるべきだという姿勢がそこに表れているんで、ぜひ言葉ではなくて姿勢で、形で表していただけるように求めます。

ついでに申し上げますと、議員間でたまに雑談することがあるんですが、例えば給食センターの皆さんの仕事、それから保育士さんの仕事、一般事務の皆さんについてもそうなんでしょう、各議員の多くのところへは非正規の皆さんの処遇が低いっていう同情的な声が寄せられておる方が多いことをよく聞きます、私もそうです。ですから、このことへ財源を振り向けていく住民の合意はかなり高い部分でできていると思いますんで、そこを恐れずに手を突っ込んでいっていただきたいな、こういうふうに思います。

質問要旨2-3、非正規職員は年度を越えて継続雇用の保証のない不安定な身分なんです。給与、手当で厚遇されるべきではという項に入っていきます。

総務省では、職員になりたい人の——先ほど副町長が申されておりましたが——そういう人の均等な機会確保や能力本位の採用を図るために毎年度の公募が望ましい、こういった見解を述べております。マニュアルにも決めておるようです。ただし、ですから

継続雇用の上限を設けて、これは3年くらいがいいだろう、それを上限にしてほしい、こういった指導も町へ来ているのかとは思いますが。これを運用する自治体は、やっぱり多いそうです、総務省の指導ですから。

ですが、一方では無視している、やっぱり長期的な継続雇用、そこで得られる経験、知識、こういったものを大事にする自治体もあるそうであります。

副 町 長

当町の現状、継続雇用の現状、どんな任用をされているのでしょうか、伺います。

会計年度任用職員の募集に関しましては、給与、休暇、保険の条件を全て示して御応募いただいております。

今、議員がおっしゃいましたように、総務省の指導では、1年雇用——原則的には1年雇用なんです——必要な方については、1年2年になった場合にはそういう処遇をしないということになっておりますので、そういう処遇をしていきたいというふうに考えておりますし、給食センターだとか、保育園の給食とか、そういうものもできるだけそろえて同じ処遇をしていくという格好で今年も見直しをさせていただいております。

そういうことで、会計年度の職員の処遇につきましても国の指導に従いながら、勤勉手当につきましてはだんだん上げていきたいというふうに考えておりますけれども、町の財政状況、組織改革を併せながらやっていきたいというふうに思っておりますので、国の指導と同じように処遇をしてまいりたいというふうに考えております。

折山議員

今の副町長のお言葉は、職歴、2年3年という職歴を考慮した処遇を進めていきたい、こういうことで明確にお答えいただいた。

同じく総務省なんです、それに関わって申し上げると、給料や報酬の額には、副町長が申されたとおり職務経験などを考慮すべきっていう要望、求めているわけですね。

一方で、継続雇用の年限の上限を求めてくるわけですね。これはどういうことかっていうと、普通に理解すると、難しいこと分かりませんが、せっかく積み上げてきた職歴を一旦切るわけですね、次の採用に向けて。これは、もう職歴そのものにリセットをかけるわけですね。また新たに一般公募して、その人が再任用されてきたときはまたゼロから入っていくっていうことをやりやすくするための——総務省ってずるいのかね、俺の頭が悪いのか。ちょっとやり方がね、いいことを述べるんだけど、これを併せるとそういう結論になっていくっていう、その部分は皆さんもじくじたる思いがあるんだろうなと思います。

いずれにしても、簡単に言えば、経験年数が積み増せば、その職って熟練するんですよ。町民の財産が増えるわけですよ。その人を大事にしていくっていうようなことは、すなわち町民益に通じていくっていうことで、大切な1年2年の経過だと思うんです。ですから、当然その方のいわゆる経歴がそのまま昇給に反映されていく制度であるべきだ。これは誰が考えてもそうだと思いますよね。

ぜひ、そういった取組を——今はなされていないと思いますが——近づけていっていただける。もう一度お聞きします。それでよろしいですか。

副 町 長

そのように考えております。

総務省の文面だけを読みますと、今、折山議員さんがおっしゃったとおりに解釈がで

きる、両方に取れるんですね。

ですけれども、両方とも書いてありますので、経験年数の長い熟練で必要な方につきましてはそれなりの処遇をするというふうに考えております。

折山議員

去年12月に私が一般質問してから、結構いろんな新聞でこういうことが取り上げられるんですね、しかも1面で。

昨年12月12日の長野日報の1面にも、やっぱりこういう記事が出ておりました。「会計年度任用職員の保育士」、大見出し「人材確保へ待遇改善」、中見出し「経験に応じ報酬最大3割増額へ」「南箕輪村」、こうありました。

3割ですよ。慢性的に人材不足の保育士確保のための施策だそうです。財源は3,600万円。

南箕輪村では、正規保育士が43人、対して会計年度の保育士110人だそうです。110人でこの財源を——これは時間の長短、仕事の内容で違うようなんですが——これを単純にならしてみますと32万円余の1人当たり増額です。ですから、この倍の増額の人もおれば、この10分の1の増額の人もあるんだろうと思いますが。

もう一つ、これを聞くと、正規職員と非正規職員のあまりの偏り——人数ですよ。これは、いつときの政策で人をかき集めて、長期を見通してないんですね。これは、いつ子どもたちが減ってくるか分からないっていう当町と同じ理由で、全部をオール正規にはできないんですね。しかし、43人に対して110人って、ちょっと異常ですよっていう問題は感じるんですが。

町長に伺います。

当町は、新年度の会計年度任用職員の予算——これから審議がされるわけなんです——待遇・処遇改善に関わる予算、ちょっとろ覚えで申し訳ありません。七百数十万ってお聞きしたような気がします、処遇改善に。

南箕輪村とは財政力も違うもんで、この差は財政力の違いから出てくるものなのか、あるいは町長の思いよりも向こうの村長の思いのほうが強い表れなのか、唐澤町長はどんなふうを受け止められるのでしょうか、伺います。根拠はなくて結構です、感想で。

町長

七百数十万円ではなくて、正確な数字を申し上げますと、令和6年度からの改善事項とそれに伴う増加額としまして、勤勉手当の支給開始による増額が、ここが688万円、約700万円でございます。

それから、時間給の会計年度任用職員への期末手当の支給開始による増額が1,349万円でございます。

その他の増額としまして全体で2,979万円の増額となっているところであります。

南箕輪と飯島町の違いでございますけれども、飯島町も昨年から30万円の継続雇用の手当を出しているところでありますけれども、引き続き保育士については大変厳しい状況が続いておりますし、またそれぞれ、今は子どもさんが少なくなってきているとはいえ、いろいろな子どもさんがいらっしゃいますので、加配ということで保育士さんが非常に必要になってきております。

そんな中で、先ほど給与面では105%という数字も出させていただきましたけれども、

折山議員

できるだけ職務に見合うような処遇改善をしながら、やっぱり気持ちよく飯島町へ勤めていただくというところをお願いしながら、処遇改善とともに保育士の増員についてお願いしていきたいと思っております。

大変失礼なことを申し上げて、反省をしております。唐澤町長の公約に基づく熱い新年度予算の編成内容が十分伝わりまして、勉強不足の私がおわびを申し上げます。十分伝わったかと思えます。

また段階を踏んで均衡に向けて御努力をいただけるということで約束できましたので、この項を閉じて、質問項目3「子ども・子育て支援施策を問う」これについて伺ってまいります。

午前中、浜田議員、それからまた坂井議員、関連することで、子どもの貧困の部分、それから、浜田さんからは、激減する子ども、これに対しての高いレベルでの質疑があったわけですが、日本全体が出生率の低下を要因とする少子化、ひいては急激な人口減少に直面していて、これはもう飯島町だけの課題ではないということ、当然のことなんです。

それで、ちょっと町に限って見てみますと、先ほど来、言葉に出ている32人。令和5年4月～令和6年2月に生まれた子は何人ですかってこの間所管課長にお聞きしたところ32名。それで、これがいろんな部分へ出ていって、町民の皆さんが改めて驚いて、いろんなところへ心配の声を上げていったんだろう、私のところへも2人から来ております。

それで、32名なんです、これは年間じゃないんですよ、先ほど町長言われたとおり11か月の成果ですよ。3月にはもう多分母子手帳やなんかで分かると思うんですが、簡単に推計するんであれば、今までの月平均が、これは3人弱なんです、月平均にすると。これを足せば年度中の出生が35人弱ってということになるかと思えます、35人ということ。

私は71歳になります。阿智村の出身なんで、ここの私の年代のときの中学1年の学年の人数が分かりませんので、宮脇議員と私は同じ歳なので、飯島町はどうだったかって聞いたら、俺のときには230人くらいっていうふうに昨日お聞きしました。230人なんです、中学1年の1学年が。

阿智村は、私は百五十数名だ、自分の学年の人数だけは覚えてはいますね、百五十数人。それで、阿智村は、まだそのときは統合する前の人数だったんです。

飯島町は、多分そこから今日まで——宮脇さんのときから今日まで行政の枠組みは変わってないと思うんで、それと数字が比較できると思うんですが、230人が35人になるっていうと、ちょっと驚きますよね。五十数年です、この間。五十数年——五十五、六年じゃないですかね、私どもが中学に在籍してってというようなあたりで。

小学校でこれを考えると、飯島、七久保の2校あるわけですね。そうすると、35人を今の案分ですと、七久保小学校の存続がちょっとっていうか、クラス運営がなかなか厳しいものになっていくってというような心配をされる向きが今町内に広がっているということをお伝えして、これは、もう飯島町単独でどうこうって問題では、あまりに

でか過ぎてしまってできないんですが。

ただ、お伝えだけするのであれば、そういうことを見据えながら、中川ではもう1中学2小学校の統合っていう検討が始まって具体的に動き始めている、そういったようなところまで子どもの生まれる数が少ないっていうのが町民の不安をあおる一因になっている。

こういったことの中で、ちょっと時間がないんで、町長に本当は先ほどのようにお伺いしたかったんですが、大体は、先ほど何が要因なのかっていうのは町長もお答えの中で大分伺いましたんで、質問要旨のほうへ入ります。

こういったことを心配しながら、それぞれの自治体も努力しています。

そこで、ここんところの各自治体の首長選挙を見ておきますと、多くの候補者が、子育て支援、これを掲げて取り組もうっていう公約をされております。唐澤町長も、まさに同様の公約をされております。

そこで、質問要旨3-1、町長の言われるとおりです。子どもは次の代の町や国を担っていく、そういった宝物であります。そういった子ども、そしてまた子育ての支援にどのように取り組むのか、これは、就任されて、まだ思うように政策をがらっと打っていくっていうことはできないと思うんで、こうあったらいいなっていう自分の任期中の変換、道筋がこうあったらいいなっていう希望的な部分で結構ですんで、こんなふうになっていったら——国の動きは別ですよ。飯島町がこんな努力の方向へシフトできたらっていうことがあればお聞きしたいと思います、どのように取り組んでいくか。

町長

平成に入ったところ時点で100名くらいでした、実は出生者がですね。それで、それから現在、平成でいくと35年になるんですけど、30年で3分の1になってしまったという状況でございます。本当にここで何とかしないと飯島町自体が大変なことになっていくという危機感を持っているところであります。

政策としては、午前中から御説明申し上げているところであります。本当に不転の決意でやっていかなければならないと思っています。

その中で大事なのは、やはり、今、飯島町へ来て子育てしようとか、あるいはここに住んでみたいっていう方たち、経済的な理由だけで、経済支援だけで来ている方っていうのは非常に——それもいらっしゃいますけれども——そんなには、住宅で200万円補助したとしてもなかなか来ていただけない。

それより、もっと違うところで、この町に来たい、またこの町で子どもを育てたいっていう方たちが今は増えてきております。そういったところも総合的に伴走支援しながらやっていきたいと思っています。

特に若い皆さん方については、やっぱり安心して子育てができる環境、人、そういったところも求めていらっしゃる方がいますので、そういった施策を、やっぱり人を通じた人を呼び込むような施策にも取り組みながらやっていきたいと、当然、経済支援も併せてやっていくということになると思いますけれども。

そんなことで、本当にどこの市町村もこれといった抜本的な施策っていうのはなかなか打てないと思いますけれども、こつこつと、やっぱり2030年に向けて一人でも多く若

い皆さんが子どもを産んで育てていただけるような環境をつくっていききたいと思っております。

質問要旨 3-2、家庭環境に左右されない保育、就学支援、高等教育は町の未来を担う人材育成として重要、その環境整備にこそ恒久的で大胆な予算措置を英断すべきでは。この多くは国に向けて言いたいことでもあります。

先ほど午前中の坂井議員の一番言わんとした部分は、家庭環境に、家庭の貧富に、親の状態に左右されない子育て、教育、ここが一番おっしゃりたいことだったのかなっていうふうに思います。なぜなら、子どもはその家の宝であると同時に、今日的にはもっと地域の宝、国の宝っていう見方のほうが大きいわけですから、より大きい宝の側が担っていかなくちゃならない、当然の理屈がそこにはあると思います。

先ほど来、ずっと午前中の議論を聞いていると、特に浜田さんとの人口減少の議論を聞いておきますと、自治体間で住民を取り合う施策、そこから少しずつ子ども・子育て支援により、この町で——先ほど町長おっしゃられたとおりです——子どもを産み育てたいとする環境整備に徐々にシフトを進めていくことが町を長期的に——この町ばかりじゃないです。日本全国の自治体で望まれる施策だと思います。

町長には、ぜひ任期中にその道筋をつけていただきたいなというふうに求めます。

そのためには、ちょっと言ってみると、考えられるのを申し上げますと、買物の利便性の確保もあるんでしょう。

病児・病後児保育、飯島町はつくりました。それを含めた医療環境の充実。子どもが具合悪くなったらすぐに飛んでいける、そういう環境の充実。

たまには子どもを伸び伸びと遊ばせる公園の整備。これも町長の公約の中の1つにあります。

子どもを育てている世帯の上下水道料金だとか、そういうものの負担軽減。

教育長や保育園の先生方の特別な配慮で、今は運用の中で回っている未満児保育の無条件の受入れ。これは、ちょっとうちが出遅れたことでまた保育士の確保難しくなるかと思うんですが、保育士さんの確保がまた鍵になってくるかと思います。無条件に言ったって、二親が働きながら、なおかつ生まれたばかりの子どもをもう一人、複数の幼児を育ててくれているって、こんなありがたい世帯はないですよ。感謝だけじゃないですよ、何とか手を差し伸べたいっていう思い。

それからまた、保育費、給食費。これはさきの三浦議員からも要請があります。

教育費無償化、通学費支援、奨学金のさらなる充実と返済免除の拡大。

挙げていけば切りがないほど今親が負担をしているものって大きいわけなんですね。それをどれほど地域や町や県や国が肩代わりしていったらあげられるかで、親は安心して働きながら子どもを産み育てていける、そういうことにつながると思います。

出産すれば、町や県や国、地域、こういったところが育てていってくれる。このことは、飯島町だけがよくて、駒ヶ根へ行ったら駄目じゃあ、これは駄目なんですね。全国どこの自治体であっても、財政力や自治体の環境に関わらず、そういったことが応援できる、そういった国であってほしいし、地域社会であってほしい。

これが理想だと思うんですが、これは一挙に望んでも全く無理なことなんで、さて、ここで町は何ができるのかってということなんです、例えば、先ほど来言っているように、一生懸命産んでくれた、2人で働いている、農業をしている、一人が子育てに入っちゃうと農業が回らない、回らなければ生活できない、こういった世帯の未満児さんを、もう既に保育園に子どもが1人おろうが2人おろうが無条件で受け入れて、そこを無償で育ててあげる。

今は本当に教育長や保育園の先生方が思いやりを持って場に応じた取組をしてくれていることは全て承知の上で、これを制度化して、無条件に、そういった思い、配慮がなくしても当たり前で受け入れていただける、そんなことから手をつけていただきたい。これもお金がかかるんで、求めますが、町長、これは教育長に伺っても財源が伴うのでお気の毒です。町長に伺います。町長、そこら辺のお考えはいかがでしょう。

町長 まさにそのとおりでして、やはり働くことで育児ができなかったり、あるいは共働きの方が子育てできなかったりするような、そういう状況を解消することが、やっぱり家庭の形成にもつながりますし、経済的な支援にもなりますので、ぜひとも、そういった未満児の対応については積極的に研究してまいりたいと思います。

自分の中では、できればそういった未満児を専門に受け入れる保育園を集中的にやっていたらいいかなというふうに考えておりますし、先ほどの保育士の問題もあります。保育士の皆さんがしっかり飯島町で働いていただけるような環境づくりも必要ですので、そういった総合的な研究を進めながら、今おっしゃられたことについては前向きに取り組んでまいりたいと思います。

教育長 今の折山議員のおっしゃるとおりで、私どももそこに本当に対応していきたいというふうに思っております。

ただ、お金の問題というよりも、保育士そのものの数の問題がその前にありまして、今、多分ほかの市町村にも聞いていただければ分かりますけれども、保育士の取り合いみたいな、そういう状況が生まれているっていう状況もあって、本当にお金だけの問題であれば、その解決に向けて取り組めばいいんですが、保育士の数、人っていうふうになるとなかなか難しいところもありますけれども、今、町長のお話のとおり、そこに向けては精いっぱい取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長 時間です。

折山議員 終わります。

[折山議員復席]

議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

事務局長 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散会 午後2時21分

令和6年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和6年3月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 第 1 号議案 飯島町犯罪被害者等支援条例
- 日程第 3 第 17 号議案 令和6年度飯島町一般会計予算
- 日程第 4 第 18 号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 第 19 号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 第 20 号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 第 21 号議案 令和6年度飯島町水道事業会計予算
- 日程第 8 第 22 号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計予算
- 日程第 9 請願・陳情等の処理について
- 日程第 10 議員派遣について
- 日程第 11 議会閉会中の委員会継続調査について

令和6年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和6年3月18日

- 追加日程第 1 発議第 1 号 再審規定（刑事訴訟法）の改正を求める意見書
- 追加日程第 2 発議第 2 号 訪問介護報酬削減の撤回を求める意見書
- 追加日程第 3 発議第 3 号 裏金問題の解明と政治資金の透明化を求める意見書
- 追加日程第 4 発議第 4 号 少子化対策財源に保険料上乘せを行わないよう求める意見書

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会計管理者 松澤 京子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年3月18日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 町当局並びに議員各位には大変御苦労さまでございます。 また、本多代表監査委員におかれましては、お忙しい中、御参列いただき、ありがとうございます。よろしく願いをいたします。 これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日をもって最終日となりました。 会期中は、それぞれ本会議はじめ各委員会において提出されました案件につきまして大変御熱心に審査、調査に当たられ、感謝申し上げます。 去る3月1日の本会議におきまして社会文教常任委員会に付託いたしました条例案件1件につきまして、委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 また、新年度予算案件6件につきましては本日最終日に採決することにしております。 本日は、これらの案件について審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な御議決をされるようお願い申し上げます。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告ですが、報告はありません。
議 長	日程第2 第1号議案 飯島町犯罪被害者等支援条例 を議題といたします。 本案につきましては社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から議案に対する審査報告を求めます。 星野社会文教委員長。 〔星野社会文教委員長登壇〕
社会文教委員長	それでは社会文教委員会に付託されました審査について発表いたします。 3月1日、本会議において付託されました第1号議案 飯島町犯罪被害者等支援条例について、3月7日に委員会を開催し、説明員として所管課の出席を求め審査を行いました。 質疑について幾つか述べます。 「問1 第2の条例に(4)として住まいと住んでいるところが違っていても大丈夫か。特に学生など。」という問いがありまして、答えとしまして「対象となる」というこ

とでした。

次に今回の条例の改定経過ということでお聞きしたところ、答えは、駒ヶ根警察署より令和5年7月にあって、10月に県民文化部より条例整備の依頼があったそうです。次に、賛成討論としまして「犯罪被害者の支援については歴史が浅く、犯罪被害者基本条例ができたのは平成16年で、犯罪被害者は長きにわたり置き去りにされてきたので、町として取り組むのはよいことと考える」ということで、採決をした結果、賛成5、反対0ということで、当委員会の報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

星野委員長、自席にお戻りください。

〔星野社会文教委員長降壇〕

議長 以上で第1号議案 飯島町犯罪被害者等支援条例に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に原案に賛成討論はありませんか。

2番

坂井議員

原案に賛成の立場から討論いたします。

先ほども少し話が出ましたが、犯罪被害者基本法が制定されたのが平成16年と、犯罪被害者の権利を守ることが法的に認められてまだ20年と非常に期間が短いです。犯罪被害者は長きにわたって置き去りにされていたと言わざるを得ないと思っております。

本条例は、犯罪被害者の権利を守るために町民の理解の促進や日常生活の支援、居住の安定のための支援をするものであって、犯罪被害者の権利を守るために重要なものであると考えます。

今後、見舞金に関する要綱ができると思うんですけれども、見舞金に関しては県の条例よりも進んだ内容となることを期待して賛成といたします。

以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第1号議案 犯罪被害者等支援条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議長

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり可決をされました。

議長

日程第3 第17号議案 令和6年度飯島町一般会計予算

日程第4 第18号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第5 第19号議案 令和6年度飯島町高齢者医療特別会計予算

日程第6 第20号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第7 第21号議案 令和6年度飯島町水道事業会計予算

日程第8 第22号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計予算

以上、第17号議案から第22号議案までの令和6年度会計予算6議案を一括議題といたします。

それでは、本6議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番
坂本議員

3点伺いたいと思います。

1つは与田切公園のことなんですけれども、松の管理に関してです。

与田切公園と坊主平の松の管理なんですけれども、現在どのような方法で管理をされているのかということで、平成28年6月の一般質問でネオニコチノイド系の農薬の危険性を指摘し、そのときの課長答弁では研究していきたいというお話でした。それから随分たちます。

それで、与田切公園は、現在、保育園の課外授業でも使われていまして、保護者の方から安心して遊ばせられる環境にしてほしいという要望が来ておりまして、安全だということならば残留農薬について調べて公表していただきたいと思いますが、その点をお伺いいたします。

あと、もう一つは、令和6年度から会計年度任用職員の処遇改善が進んだわけなんですけれども、報道では自治体や一部事務組合では81.4%で継続雇用を制限する公募基準というのを設けているとされており、その内容は特定の人が長期間同じ仕事に就くのを防ぎ、新しい人にも採用の機会を与えるということにより、継続して働きたい人が働けない雇止めの原因にもなっているというふうに言われております。

当町の公募基準にはそのような内容があるのかどうかということをお尋ねします。

もう一つ、最後には、農業者関係と、それから商工業関係の方たちの高齢化によりということで、農表者の高齢化により農業法人や栗の団体の担い手が減ったり、農地の維持が——今も農地の維持はちょっと大変な状況になってきていると思いますけれども、また商工業においては、事業継続という点では予算計上されておりますが、事業継続だけではなく、異業種間の合併も一つの存続の手だてになると私は考えておりますので、そういう点にも予算を入れていただきたいと思います。

それで、農業においては、ドローンや自動機械の導入などで省力化を図り、米も昔の

ように多収にするのではなく、安全性の高い米をそれなりに作る栽培方法への転換が必要かと思われます。それによって、やはり機械化ということだと思いますが、それと農業者の若手を育てることや定住促進の中で農業に興味のある方には手厚い支援をするというような政策も必要かと思えます。

それで、今年度予算にはこれらの点がどこに盛り込まれているかということをお聞きしたいと思えます。

町 長

与田切公園の松枯れの防除の関係ですけれども、以前から防除につきましては全体への散布ではなくて与田切公園の特定の松に対しての防除を行ってまいりました。

薬品についてはマツガードという薬でして、以前はスミパインを使っておりましたけれども、マツガードに変わったと思えます。

それで、マツガードについては、今御指摘のあったようにネオニコチノイド系の薬品ということで、今現在、農薬についてはネオニコチノイド系、それから有機リン酸系と2種類あるわけですけれども、大体全体の4分の1くらいはネオニコチノイド系の農薬となっています。

これには非常に残留性があったり、いろいろな問題があって、ヨーロッパでは2020年から一部を除いて使用禁止になっておりまして、日本でも今は農薬の再評価というのがありまして、再評価基準で今後15年間使用していかどうかというのを判定していくんですけれども、その際の判定基準としては花蜂類にどのような影響があるかというところを再評価の基準として入れていくということになっております。

2020年からいろいろなところで課題となっているところでもありますけれども、埼玉県では河川の残留濃度の検査を行った経過もありまして、やはり河川に流れ込んでいるというのが確認されています。それは基準以下ということでもありますので問題ではなかったというようなことを言われております。

また、先月——3月13日に県の松くい虫防除対策協議会の会議が行われまして、その席上で駒ヶ根市の空中散布についての意見が出されています。これについて環境評価を県で行ったんですけれども、特に問題がないというところの発表でございました。これらを勘案したり、あるいは県内のいろいろな場面でこういった農薬散布については再検討していくというような見解が出ているところもあります。

そんなことで、現状では基準以下でありますので問題はないと思えますけれども、今後は様々な場面で影響が出てくる可能性もありますので、いろいろな機関と研究を重ねながら、今後の散布についてどのようにしていくかというのを研究してまいりたいと思えます。

特に、私の目指しているミヤマシジミのまちづくりの中では、やはりそういった昆虫にも害があるということが言われておりますし、北陸地方では米に対するカメムシの防除で非常にアキアカネ等のトンボ類がほとんど見られなくなったという状況もあります。そういった状況も見ながら、今後研究を進めながら対応をしてまいりたいと思っております。

あとの残留調査等については、ちょっと関係機関とまた調整しながら進めてまいりたい

いと思います。

それから、会計年度任用職員の採用基準の関係ですけれども、私のほうでお答えしますけれども、県等につきましては採用基準の中で年度が区切られているものもあるというのは聞いております。

町につきましては、年度については区切った公募基準にしていけないというところであります。

あと、農業関係につきましては、今回、商工業の関係につきましては、事業承継のグループをつくりながら事業承継に取り組んでいくということでありますけれども、先ほど提案のありました異業種間の合併等についてはその中でまた検討していきたいと考えているところであります。

あと、農業の省力化については、さきの一般質問の中でもお話をしましたように、スマート農業、特に中山間地は非常に重要な取組だと思っておりますので、そういったものに取り組みながら若手の皆さんが農業に従事していただけるような仕組みをつくっていききたいというふうに考えているところであります。

具体的な新たな補助制度とか、そういったところについては今後検討してまいりたいと思います。

議 長
7 番
三浦議員

ほかに。

それでは2件質問をしたいと思います。

1つは環境係と地域創造課で新エネルギー関連の事業を行っているわけです。それで、CO₂削減とかゼロカーボンの取組で本当に将来を見据えた事業があるわけですが、2つの課で取り組まれるということについては以前からも問題があるのではないかという指摘もしてきたわけですが、一つの部署として新しい課を立ち上げるとか、そういう考えはないかどうかお聞きをしたいと思います。

もう1件は、先ほどミヤマシジミのお話がありましたけれども、ミヤマシジミの保全というのは飯島町だからこその重要な取組だというふうに思っております。

それで、それだけではやっぱり片手落ちではないかっていう気がしております。先ほど少し町長が言われましたけれども、生態系が今は崩れているというふうに思っております。それで、昆虫や小動物などが身近にいなくなったり、種類が減って個体数も減っているというような実感があるわけですね。

農薬や除草剤、草刈りの在り方や里山の環境整備、外来植物の繁茂などで身近な根本的な課題があるのではないかなというふうに思っております。生態系が崩れれば人類にとっても危険だ、危機だというふうにも言われておりますし、もっと飯島町全体の自然環境の維持ということについて研究をして取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

以上です。

副 町 長

多分、生活環境係と地域創造課の循環ライフ構想推進室の話だというふうに理解しております。

我々のほうも十分によく、前も言われておりますので承知をしております、今現在、環境省のゼロカーボンの関係の補助金の事業につきましては生活環境で、今、実際には事務を進めております。

それで、これが補助事業としてできた段階におきまして、そのところは実際にどこでやるかということをちょっと検討しながら、それで、来年に機構改革を検討しておりますので、その辺に議員さんがおっしゃられたことを——まだ結論がでておりませんが、十分に配慮しながら、この後、町長が答えると思いますが、環境の共生の問題もございまして、そういうのも含めて、どこかで一つになればというふうに考えております。

今は検討中でございますのではつきりお答えができませんけれども、そういうふうは今検討を進めている段階でございます。

以上でございます。

町長

今、副町長が申し上げましたけれども、自分が一般質問でもお答えしましたけれども、やはり環境共生というところを重視していきたいと思ひまして、その中では、CO₂の削減はもちろんでありますけれども、生物の多様性、それからリサイクルの推進、この3本柱で進めていきたいと考えています。そのための組織づくりについては今後検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

先ほど御質問のあった生物の多様性を維持していくための様々な取組ですけれども、やはりミヤマシジミというのは一つの町の象徴でありますので、それは独自で進めていきますけれども、それを取り巻く環境については、しっかりと研究をしていきたいと思ひております。

先ほどのネオニコチノイドですけれども、これは2000年あたりを中心に散布が広まってきたところであります。これは稲のイネミズゾウムシというのが大発生しまして、それに対応する薬がネオニコチノイドということで、自分も非常にそのあたりから使用が盛んになってきたのではないかなというふうに感があります。

そのほか、除草剤の関係がやっぱりあると思ひます。除草剤では、グリホサート、これは、商品名は言いませんけれども、〇〇アップという商品がありますけれども、これらに含まれている成分ですけれども、これも非常に残留性がある浸透性もあって、非常に危険だということで、アメリカでは使用禁止になっているということでもあります。

こういった農薬ですとか、あるいは除草剤、そういったものや、また化学肥料、これも、一般質問でもお答えしましたように、やっぱり非常に窒素過多になっているということで、一酸化二窒素が非常に発生しているという状況の中で、そういった総合的な取組を含めながら生物の多様性については推進してまいりたいと考えております。

議長

ほかに。

9番

星野議員

元気アップ講座と生きがい講座についての関連性についてちょっとお聞きしますけれども、町長の肝煎りで元気アップ講座っていうのができたわけですが、現在は生きがい教室に通っている方が非常に多いということを感じるんですが、それが縮小されてしま

うっていう形で悲しいという今の参加者が言われるんですが、その点はどのように参加者に御説明をしていただけるのか、お願いします。

副町長

生きがいデイサービスのことだと、何百人かいらっしゃる、グループが5つか6つぐらいあって、結構いらっしゃると思うんですけども、もともとは、介護保険関係のデイサービスだとか、そういうのに行く前の皆さんの講座でございました。結構人数が増えて、そこで仲間が増えてということで、これがなくなってしまうと、ということです。

町が社協に委託しているんでございますけども、委託の関係では3年ぐらい前から、要支援とか、そういうふうで介護関係になった方についてはその講座ではないよということで転換を図るように要請をできておったんですけども、なかなか進まなかったということで、その辺のところも踏まえまして、今回は予算の中で半分に減らして元気アップのほうへ切り替えたということでございます。

社協へ元気アップの委託するわけでございまして、行っていた皆さんのコミュニティー関係の仲間づくりにつきましては、また社協と話をしまして別の方法でコミュニティーをつくるような方法を考えていきたいというふうに思っておりますので、そんな向きで今話を進めておるところでございますので、よろしく願いいたします。

議長

ほかに。

2番

坂井議員

2点お尋ねします。

1点目が、56ページ、1171光をそそぐマイホームに関しまして、光をそそぐマイホームが始まって以降49歳以下の転入者が増加しているとの調査報告を受けております。

一方、ちょっと私のほうでもらったほうの資料によると、令和4年以降のデータしか記載されていないくて、令和3年以前に比べて令和4年以降のほうは49歳以下の転入者が増えているというのが資料上では分かりませんでしたので、令和3年以前の49歳以下の転入者数に比べて令和4年、令和5年のほうが転入者が増加しているという事実はあるという理解でよろしいのでしょうか。その上で、具体的にどの程度増加しているのか、分かればお答えください。それが1つ。

それで、もう1点、98ページの2891なんですけれども、飯島クリニックに関しましてクリニックの賃借料が開業以来ずっと免除されております。これは、基準として収益が幾ら上がったから賃借料の免除をやめるといった客観的な基準は特に定められていないと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

以上2点、お願いします。

地域創造課長

御質問の令和3年度に比べて4年度5年度の49歳以下の方の転入が増えたかどうかということですが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどまた調べまして御報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

副町長

飯島中央クリニックの件でございまして、確かに、議員さんがおっしゃるとおり、基準はございません。ただし、覚書等でいろいろ賃借料を当初は決めておりましたけれども、それは軌道に乗らなかった時点の話でございまして、その後、話し合いを何回か重ねておりますけれども、先生の都合もあるんだと思っておりますけれども、ちょっといただけること

ろにはまだ至っておりません。今後、またその辺につきましてはクリニックの先生と話をしながら進めたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

2番

坂井議員

1点目に関してなんですけれども、令和3年以前に比べて令和4年・5年のほうが49歳以下の転入者が増加しているという、細かい数字はいいんで、増加しているっていうことは合っているのかっていうのは今答えられますか、お願いします。

地域創造課長

しっかり増えたというふうになかなか今この場では言いにくいところがございます。ただ、こういった補助事業をやって49歳以下の人が入ってきたということはありますので、200万円の補助金の効果はあったというふうに判断しております。

ちょっと数字につきましては、申し訳ございません、またしっかり調べた中で御報告させていただきたいと思えます。

議長

よろしいですか。

2番

坂井議員

はい。

議長

ほかに。

6番

浜田議員

都市計画総務費関連について、まずお伺いいたします。

この事業の成り行きを見ていますと、まず外部組織に委託業務で立地適正化計画を策定してもらって、それから立地適正化計画策定委員会の委員を選任して、最終的には恐らく都市計画審議会に答申が出ると、こういう段取りではないかというふうに説明を聞いて理解しました。

それで、まず、このやり方は、私は非常に大きな問題があると考えています。どうしてかっていうと、最初に、外部組織に、言ってみれば決まり切った、飯島町は緯度がどうで交通体系がどうでという一般的なまとめだけではなくて、ある程度の方向性を持った素案のようなものをつくって、それに対して審議を行うという、このやり方でいいのかというのがまず1つですね、それで本当にしっかりした計画ができるのか。

加えて、今回は恐らく政府のほうからコンパクトシティを中心にしたようなガイドラインが出ていて、それに伴う補助金もあるんだろうというふうに思えます。そうであれば、なおさら誘導的なもとの調査報告が出るのではないかっていうことを私は非常に懸念するわけです。

それに対して、町側はそれでいいのかということが第1点ですね。

それから、第2番目、この中で立地適正化の策定の委員会を構成することになるわけなんですけれども、この件に関しては、この件にとどまらず、例えば生活交通の対策協議会等もございます、町内の循環バスとか。様々な組織があるんですけれども、少なからぬケースを見ていますと、それぞれの組織の代表の方が出席されるんですね。それで、その方は、じゃあ組織の中で意見を集約しているのかということになるんですけれども、恐らくそうではなからうというふうに思っているんですね。

それで、逆にトップが出てくれば、それを組織の中では是正する動きは恐らくないんじゃ

ないかというふうに私は考えた。なおかつ、その専門家であると限らない。そういう方々が集まって様々な委員会を行うと、一方で区長さんたちは充て職だらけになるわけですが、そういう組織構成でいいのかという、それについての考え方をまず——この質問の中心的な趣旨なんですけれども——お伺いしたいと思っています。

そうではなくて、それぞれの組織の中で最も専門的な知見のある方に委員として出席していただいて、そういう方であれば、当然そのトップにもその都度報告をなさるでしょうし、それから組織の中で討論もなさるでしょうし、より具体的な検討が進むのではないかというふうに私は推定するわけです。

今までの形式的かつ形骸的な組織ではなくて、実効性のある委員会を編成すべきだというふうに私は考えておりますけれども、まずこの点についての考え方を、まず第1番目にお伺いしたいと思います。

それで、2番目は循環ライフ構想に関わる話ですけども、小水力発電やバイオマス発電の事業化への取組ということで、これは一般質問でも一部お尋ねしましたけれども、この間、私なりにいろんな調査を進めてきたことに比べると極めて踏み込みの足りない結論が今のところ出ているというふうに考えております。

例えば小水力発電に関して言えば、企業局の発電所に関する関わりを持つというところにとどまっています。

それで、その一方で、具体的な地名を申し上げますけれども、新井用水のところではかなり有望な箇所が例えば具体的にあるわけですね。そこに関して言えば、地元からの要望ということで、もう既に用水路の修復の事業は一方で進んでいるわけです。

それで、これにお金をかけてしまって、後でここに新たな発電所を造るっていうことになる二重投資なんですけれども、この件については行政内で十分な意見交換が行われていないと思うんですね。私はざっくり試算しましたけれども、恐らく総工事費が2億円弱、それで20年間のFITでの収益が約1億円弱ぐらいに上ります。もしこれを町の事業として行うようになれば、町には独自の財源が当然舞い込んでくるわけですね。

もちろん、その一方で、1級河川からの取水ですから、国交省の了解を得るとか、様々な手続はあるでしょうけれども、逆にそれは行政でなければできないと、そうなんですけれども、やはり後の独自財源をつくるっていう意味では、それぞれの部署がばらばらにするのではなくて、もっと高い水準の議論を詰める、町内にはいろんな専門がいらっしゃるわけですから、そういったことをやってはどうかということが2つ目の質問です。

それから、3つ目、人口増プロジェクトの中で光をそそぐマイホーム取得補助金の件です。

これは、もちろん現町長ではない、前町長時代の9月に当初予算の2.5倍に上る補正が行われたということで、議会の中で大きな問題になりまして、結果的にその年度内についてはこれ以上の補正を認めないという議会議決が行われて、それは遵守されたと考えています。

それでは、今年度の予算では、それに対してキャップが、要するに頭を押さえるような仕組みがあるのかということをお尋ねしたら、あるという答えだったわけなんですけれども

も、事前には、お尋ねしない限り議会側にはそれが知らされていなかったんですよ。要するに、尋ねなければ要綱の中身は議会に伝えないのかと。

それで、議員には町民の中から様々な問合せがあつて、要するに予算額を超えたらどうなるのかという問合せは既に受けているわけです。要綱はもちろん執行側の権限でしようけれども、少なくとも議会が関わって、住民に説明する責任がある議会側にそれが事前に伝えられていなかったということに対してどう考えるのか、これに関しては、質問的というよりも、厳しく私は指摘したいと思いますけど、以上3点について見解を求めます。

建設水道課長

初めの都市計画関連の質問にお答えをさせていただきます。

まずコンパクトシティーの方向性ということでございますが、やはり人口の減少が見込まれる中では、一定の人口密度というのは我々が生活していく上では必要なことだと思います。その上でも、コンパクトシティーの考えもベースにしながら今後の都市計画を進めていくっていうことは重要なことだと考えております。

その上で、策定をしていきます立地策定の委員会の御指摘をいただきました。

議員さんのおっしゃられていることはもっともなことだと思いますし、ほかの組織でも、例えば建築士会ですとか司法書士の組織の方ですとか、トップの方ではなくて、精通した方を選出いただいているケースもございますので、出身母体の中から御指摘いただいたような精通された方を選出していただくという方向については検討してまいりたいと考えております。

町 長

都市計画につきましては、20年間見直しがなくて来たところであります。

先般、アンケート調査を行いまして——今後、全員協議会でも御説明申し上げますけれども——住民の皆さんの考えている考えが大分浮き上がってまいりました。それらを含めまして、今、課長が答弁しましたように様々な角度から御意見をいただくような仕組みを検討してまいりたいと思います。

2番目の小水力、またバイオマスの関係ですけれども、バイオマス関係につきましては、今まで熱供給減ということで検討してきた経過がございますけれども、小規模なバイオマス発電というのも選択肢の一つかなと思います。様々な角度で研究をしてまいりたいと思います。

小水力発電については、御提案のありましたように、あの地域の関係については以前にも民間での立ち上げがありましたけれども、頓挫した経過もありますが、自分も非常に有効な場所だと思いますので、研究をしていきたいと考えております。

最後に御質問のありました人口増プロジェクトの関係ですけれども、これらにつきましては3年ということで、今年が3年目ですので予算を盛らせていただきました。内容につきましては、今後、住民の皆さんの要望があるかと思っておりますので、その際にまたお願いしてまいりたいと思います。

要綱等について事前にお示ししなかったことはおわび申し上げますけれども、後ほどまた資料等を差し上げたいと思っておりますけれども、一定の効果はあったということで自分も感じておりますので、今年一年、この補助事業は最終年度になりますけれども、実施

してまいりたいと思いますので、御承知おきいただきたいと思います。

副町長 昨年、議会の中で、要綱の訂正につきましては、やりますというふうにお答えをして、やりました。それで、確かに、今議員さんのおっしゃるとおり報告はしていなかったというふうに思っておりますので、そこは大変申し訳なかったなというふうに思っております。

それに基つきまして、要綱、それから皆さんの御意見に基つきまして今年度の予算を盛ったつもりでございます。

それで、我々のほうの政策の中と併せて、今後、補正が出てくるだろうというふうに予想しております。その際にもここへ全部上程するというつもりでおりますし、協議をさせていただくつもりでおりますので、その中でまた御協議願いたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長 町長、浜田議員から小水力発電について、新井の改修に伴ってその辺のところは盛り込むのかという話がありましたが、その辺はいかがなんでしょうか。

町長 関係機関と協議しながら研究を進めてまいります。

議長 ほかに。

8番 堀内議員 3点ほどお聞かせをいただければと思います。

まず79ページにあります2303の中の……。あ、これじゃなかった。——2303の福祉タクシー券の交付事業でございます。

対象者につきましては、日中独居の方とか免許を持っていない方に両方——夫婦のどちらかが持っているじゃなく、両方の方に福祉タクシー券を交付するという形で拡充をされてきております。

その中で、やっぱり、今、日頃から使っている方からすると、初乗りの料金のチケットですと、700円で行けるところであればいいんですけども、ちょっと遠いと、700円を超えてしまうという場合には2枚を使わなきゃいけないんですけども、2枚使うとおつりが出ないということで、なかなか使いづらいという現状がございます。その中でこれだけ利用者が増えてきたという中でもあります。

それで、以前、一般質問の中でもお話を聞かせていただいたとおり、タクシー券のデジタル化を推進するというお話がありました。マイナンバーカードと連携してプリペイド方式のような形に使えないかという説明があったんですけども、そのあたりは、委員会の中の調査のところではそんなに調査が進んでいないのではないかというふうに感じまして、そのあたりについてしっかり研究をしていくところを予算として盛り込んでいく予定はないのかどうかっていうところを、まず1点をお聞かせいただければと思います。

続いて、129ページの4532空き家対策事業の中ですけれども、人口増対策をしていく中で、今はマイホームを建てていくと思うんですけども、その中で、この場所がいけれども空き家が建っていてなかなか建てられない、古い空き家が建っているようなところも結構見受けられます。

町の景観としても、あまり古い建物がいっぱいあってもよくないのかなというところもありますし、町の財源という意味でも——固定資産税については特定空家に認定すれば6分の1の減税を解除していけるという話にもなっております。皆さん、なぜ家が建ったままになっているかっていうと、6分の1の減税を解除されるのが嫌だから危険な家でもずっと残っているっていうところもありますので、そのあたりは、しっかり特定空家の認定をしながら除却の支援をして、そこが更地になれば新しい家が建てられるという形で住宅を建てる推進にもなっていくのかなと思いますので、そのあたりを積極的にやっていくっていう考えがあるかお聞かせください。

最後の3点目でございますけれども、これは一応予算概要の中にも書いてありまして、教育員会のところに、今年の新規事業として異文化交流事業や拡充として中学生の海外派遣等を進めていく、海外に目を向けた推進をしていくってところが見て取れるところは評価したいところでございます。

その中で、坂井議員の一般質問の折、教育長の考え方として、やっぱり地域の人としっかりコミュニケーションを取っていく、交流をしていくってところを進めていきたいというお話をされておりました。ただ、予算の中でそれはどこにありますかっていうお問合せをしたところ、総合学習の中に入っている予算であるという話を聞かせていただきました。

以前は、キャリアフェスをやったり地域の人と何か交流をしたりという形で地域の人と関わりを持って、飯島町の職場や人と触れ合うっていう多くのことが行われていたんですけども、総合学習の予算の中で教育長が思い描いているような地域の交流っていうものを積極的に図っていけるのか、何か、より予算があっというろんな人と関わるのが今後の子どもたちの自己肯定感を高めるためにはいいのかなというふうに感じますので、そのあたりを積極的に進めていくお考えがあるのかどうか、この3点をお聞かせください。

副町長

タクシー券の事業でございます。

今年は、議員さんがおっしゃったように拡充をいたしました。

デジタル関係につきましては、業者を入れて途中まで一生懸命研究をして進めてまいりました。ただし、かなり高額なものになってしまうものですから、もう一回再検討をしながら、デジタル化につきましては今後も進めていきたいというふうに思っております。700円の初乗りと、それからデジタル化すると金額はとか、そういうふうに考えておったんですけども、なかなか全国的にはそういうシステムがなくて、それで、うまく利用できないなというふうに実感をしたので、若干延期をさせていただいております。

デジタル化の推進につきましては、研究をやめたわけではございませんし、検討をしておる段階でございますので、今後もいろいろなものを入れながらデジタル化に向けて検討し、できれば補助金も取っていきたいというふうに思っておりますので、そんな方法でやっていきたいというふうに思っております。

それから、空き家対策につきましてはですけども、今、建設水道課のほうで検討を進め

ております。

補助金関係もあるんでございますけども、空き家バンクに登録していただいた方本人とのこれからの接触の仕方ですとか、御希望ですとか、そういうのもございます。

それから、不動産組合と連携をして空き家活用ということも考えなきゃいけないなどというふうに思っております、新しいものに全部建て替えるというわけではございませんけども、その辺の推進もしながら、新しいものを建てたければ税金の問題もクリアするわけでございますので、そこに家があることによって税が減っていくということになると思いますので、それを研究しながら進めてまいりたいということで、今検討中でございます。

異文化交流についてはいいですか。お願いします。

教 育 長

ありがとうございます。

来年度、英語学習とか、外国語学習に向けての指導についてより充実させていこうってことで進んでいるところで、最近、造語でありますけれども、グローバルって言葉が言われているように、やはり子どもたちが世界に目を向けるってということ、やはり私たちの住む地元を向けるってということ、そういう両面が必要なんだっていうふうに思っています。

それで、予算についてですけども、私は総合的な学習の時間はお金ありきの学習ではないっていうふうに思っていて、それで、やっぱり子どもたちがそこに取り組む中でどうしてもそこに必要なお金が出てきたりするってということも活動によっては出てくる部分もあるのかなっていうふうに思っています、年度当初の予算には一応計上はしていない、それぞれの総合学習のお金ってことで出してありますけれども、今後活動を子どもたちが発展させていく中で経費等が必要になれば補正等でお願いをしていかなければならないかなってということも考えているところです。

今年度は、今、堀内議員の御指摘のように、キャリアフェスっていう名前になるか分かりませんが、そんなことも一応、今計画をしています。

それから、地域の方たちと子どもたちが、何ていうか、何か具体的なテーマっていうことではないんですけども、地域の方たちと子どもたちがざくばらんに話をするみたいな、そういう機会をぜひ今年度は取りたいっていうふうに思っていて、そちらはこれから今後具体的な計画に入っていきますけれども、そんなことを考えているってところであります。

議 長

よろしいですか。

8 番

堀内議員

はい。

議 長

ほかに。

4 番

坂本議員

一般質問の最後のところで私はコロナ禍の子どものことを聞いていると思うんですけど、昨日、駒ヶ根市議の方とちょっとそのことで話す機会がありまして、駒ヶ根市の学校の中で学力テストをした結果、3割ぐらい基本学力が落ちているということを開き

まして、飯島はどうかということを知られたわけです。

それで、一般質問では最後まで話を詰められなかったのも、その点は聞かなかったんですけれども、そういう結果が現実的に駒ヶ根市では出ているので、飯島町はその学力テストはまだしていないと思っておりますけれども、基礎学力における学力低下がちょっと心配されるので、その点を今年度はちょっと気をつけていただきたいと思うわけですが、その点はどうでしょうか。

教育長

駒ヶ根市の結果はコロナ禍が原因だということに決まっていのかどうかというのは私にはよく分かりませんが、本当に、飯島町の場合には、子どもの数からしても少ないので、何ていうんですか、全体をくくって平均でどうか、そういう見方をしてはいけないのかなって私は思っています。

やっぱり、そういう中で、この子はどうなんだという9年間にわたる中で捉えていくって必要があると思っております、決して学力が落ちているって、コロナによって落ちているってことは、私は思っていないところであります。コロナで3割落ちるっていうふうに、何ていうか、原因をそこにしているのかということについては思いますが。

議長

ほかに。

6番

浜田議員

何点かお尋ねします。

1つは、小規模農家向けの支援が今回新しい事業として行われて、これは大変ありがたい施策だということに思っております。

ただ、1つだけ、委員会の中の調査で分かったのが、中古品の購入まではいいということだったんですけれども、修理は駄目だということで、それが除外されたのは大変残念で、これを見直していただけないかといいますのは、大体小規模農家は、私なんかはほとんど中古しか使っていないので、それで、だんだん年限が来ると部品も手に入らなくなるんですけれども、とにかく修理でだまされだまされ使っているところかなりの経費がかかるということで、可能であれば運用について見直しをお願いしたいということが第1点です。

それから、第2点は、先ほど福祉タクシー券の話がありましたけれども、これは、実は循環バスは、総務課の所管でございますか、総務課になっていましてね、同じ町内の公共交通機関が別々の部署で議論されているものかということで、もう少し統一的な議論が必要なんではないかというのが第1点。

それから、もう一つは、とりわけ循環バスに関して言いますと、恐らく、その委員の方——先ほど委員の構成について申し上げましたけれども——一体委員の中で誰が循環バスを利用しているのか、その比率がどのくらいあるのかですね。恐らくほとんどいらっやらないんじゃないかと、役場に車で来られる方が審議しているんじゃないかということに私は思っております、そういうやり方では実態がつかめないんじゃないかということ、先ほどの委員の選定の最も典型的な例として、これに対する再検討を求めたいというふうに思います。

それから、3番目が防災に関する問題。これは、ずっと私は今の防災訓練でいいのかということをしつこく申し上げてきました、現実的ではないと思うからです。

それで、とりわけ、私は、本1——本郷第1自治会にいて、非常に高い、一番高いところですね、それが一番下の本郷公民館のところで訓練をやるという仕組みになっていて、現実的ではないということで、実は、私が自治会長のときに、避難先はB&Gだということで、やはり同じ動きを本郷区としてまとまってやることは現実的じゃないんじゃないかということを繰り返し申し上げてきました。

ところが、これは、平成30年に改訂された防災マニュアルでしたっけ、正式な名前は忘れましたが、全部で500ページにわたる中にはそのことはほとんど明記されていないんですよ。しかも、防災の場合の通信を区会が中継するという事になっているわけですけども、このことも実は明記されていません。

区の役割は、自治会と併せて避難所の開設、これについては責任があると、それから、恐らく水利組合が別だったと思いますけれども、河川についての対策をする義務があるってあたりは記されていますけれども、中継基地を担うということは記述されていなかったと思います、全文検索をかけたんですけど。

その一方、ありとあらゆることにわたって詳しく記述はされているんですが、具体的なことに関してはほとんど記述がないというのが500ページにわたるマニュアルの特徴で、そういうことでありながらですよ、一方で、毎年、防災訓練を前提とした会議が本郷区では開かれます。議員も呼ばれます。その場には、ほとんど例年と変わらない訓練の様式が町のほうから出てくるんですよ。

そうすると、現実には、これに縛られて、一番危険な——我々から見ればですね、ところでの防災訓練っていうのが催されて、それで、区会議員や日赤奉仕団の皆さんは、自治会中心の防災訓練が地域で行われながら、それとは全然違う訓練を下のほうでやると、とりわけ、昔ながらの非常に古い炊飯器で炊き出し訓練をやる。

それで、我々のところには——ちょっと長くなりますけれども——静岡県の十分防災体制の整ったところから来られた方がいらして、そこから教わったやり方というのは、実は、ビニール袋に下味をつけたお米を入れて、それを大きな釜で炊いてしまうというやり方なんです。これですと、後で個別におにぎりにする問題はなくなりますし、極めて安全ですし、そのほうが現実的ですし、なおかつ米をきちんと備蓄しておけばいいということで済むわけですよ。

そういう合理的なやり方が一方ではありながら、相変わらず毎年毎年同じような訓練が行われている。これは、訓練というよりも、私は行事だと思っているんですけども、それが本当の防災に役立つのかということが今回の予算の中でもかいま見えたというふうに私は思っています。当然、日赤奉仕団に予算がつけば炊き出し訓練をやるに決まっているわけです。それで、それを前提とした訓練っていうか、行事が行われることに決まっているわけです。でも、それは決して現実の姿じゃないわけです。

一方で、私どものいる本1は、かつての三六災害で唯一、死者が出た場所ですね、日影坂で。それで、ここをどうするかということも、当然、先ほどのマニュアルには具体

的な個別の場所としては書いてないんですよ。それで、特定の区域の人たちだけが緊急車両に乗って逃げていいと。基本的には緊急車両で逃げちゃだめよというのが災害のときのルールになっているというふうなことになっていましてね。

つまり、いろいろ言いましたけれども、現実には即したんではないことが訓練として行われていて、それで、しかも、現実には緊急に決めなければいけない。例えば日影坂の皆さんは、一体、災害が予知されるときにはどうするんだ、あるいは事後に起こった場合にはどうするんだ。

それで、与田切川のこちらには豊岡地区のところもありますからね、だから自治会単位でさえもないような仕組みっていうのを本当に徹底して町の中で考えないと、これまでの能登や、もちろん東北の災害やなんかの反映にはなっていないんじゃないか。つまり、それから以後も同じルールでやられているばかりで、そろそろ見直す時期ではないかというふうに思うんですけども、このあたり——長くなりましたけれども——どういうふうにお考えかお尋ねします。

産業振興課長

それでは、私のほうから1つ目の関係についてお答えしたいと思います。

小規模農家支援ということで、今回、農機具購入に対し助成を行うものであります。

御存じのとおり、国や県というのは、おおむね大規模農家に対する支援っていうのは厚いんですけど、小規模農家に対してはなかなかそういった補助が出てきておりません。そういった中で、令和6年度、飯島町としては、こういった小規模農家の支援をさせていただきたいというふうに思っております。

ただし、農家を経営する、営利を求めている中で、どこまで資産に対する補助を、範囲をしていくかというのは、ある面、慎重になるところでございます。公共的な部分っていうより一個人の資産に属する部分でありますので、新規購入、中古までは認めますけれど、修繕の部分まではちょっと踏み込めないかなというふうに思っております。

これは、他市町村では少ないんですけど、今年の議会の中で、中川村でいい補助をしているという御意見をこの会議の中でもいただいて、その辺を調べて、それを基本に制度設計をしてきました。やはり、そこでも購入は認めるけれど、修繕まではやっておりません。それらも含めて、今回はこの制度設計とさせていただきたいと思っております。

副町長

今、課長が申しましたように、修繕関係につきましては、個人の資産形成ということで、他の農業関係、商業関係、こういうのがいろいろあるわけございまして、そこら辺のバランスも取らなければなりませんし、そこら辺のところ初めて小規模農家の支援をやってもいいんじゃないかというふうに判断をいたしましたので、この結果を見ながら、またその辺のところを検討させていただくということをお願いしたいなというふうに思います。

それと、防災訓練でございますけども、一昨年ぐらいから、やはり議員さんのおっしゃったように、まずどこへ逃げるかっていうことは必要だというふうに考えております。

一番近い集会所ではなくて、親戚の家でもいいし、垂直避難でもいいしということは、その都度、訓練のたびに申し上げておまして、区なり自治会の全体の防災会議の際に

も、そういうことが必要ですということは、この2年ぐらいは申し上げてきております。

ただ、実際に訓練になりますと画一的な訓練になるのかなというのは、確かに議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思っております、そこら辺のところはもう一度推奨しなきゃならんのかなというふうに思っております。

炊き出し等につきましては、確かに、今、防災先進地、東海とか東南海、そういう地震の多発される予想がされる地域では進んだことをやっておられまして、日赤の皆さんにお願いしてやるよりも、そういうふうにしてやったほうがいいというふうには私も思いますが、そこら辺の経費の関係でございまして、機械の関係でありますとか、だんだん、順々に更新をしながらということになるかと思っておりますけれども、そういう訓練があることは承知しておりますので、できるものがあれば、そういうことをやってみたいというふうに思います。

町全体の連絡の仕方として、今は、町から区、区から自治会みたいなことがございます。この辺は、もう何十年っていう形で作り上げてきたものなのかなというふうに思います。

ただ、いろいろの関係で、人も少なくなってきましたし、見直す時期には来ているんだろうなというふうには思っております、そこら辺のところも含めまして、防災計画の中でどういうふうにしていくか、そこら辺のところは——今までは運用の中でみんな決めてきたようなところがございまして。うたっていないんですね。はっきりとうたっていないので、地元の皆さんの御意見も聞かなくちゃならないと思っておりますので、そこら辺を踏まえまして、また検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

町長 福祉タクシー券と、あとは地域の循環交通の関係ですけれども、この関係につきましては、機構改革の中で全体的な調整が取れるような仕組みをつくっていききたいと思っております。

委員の中にそういった利用者も含めろということで御意見でありますけれども、私もかなり使ってきました。それで、いろいろ課題もあることは承知しておりますし、そういった利用者の観点からやっていきたいと考えております。

それから、防災訓練ですけれども、何を一番に据えるかっていうところですけど、やっぱり命を守るっていうところだと思うんです。命を守るためにどういう訓練をしていくか、これが一番基本だと思いますので、それに向けた訓練ができるような仕組みをつくってまいりたいと考えます。

議長 ほかに。

9番

星野議員

先日——2月23日なんですが、銀座NAGANOに飯島中学校の2年生が行って、いわゆる移住者のためのプレゼンを行いました。その際には、定住促進係の職員の皆さんには大変感謝したいと思います。また、中学生には御苦労さまで言いたいです。

先ほど教育長も言われましたが、こういった子どもの総合的な勉強を町外に出ていく際にはある程度の予算を回してあげられるようなことをこれからはできないかどうか

ということをお聞きしたいと思います。

副町長

教育の観点からというか、移住・定住の観点——この間は移住・定住でございましたけども——必要があれば、先ほど教育長が申しましたように、予算を計上して促進をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

ほかに。

11番

吉川議員

農業問題ということで、アグリイノベーション 2030 ということで、前のレディースファームからつなぐ農業プロジェクトということで継続になっておりますけど、特に農政系の 3300 の女性に対して補助金に対しては、これはいいかと思っておりますけども、もっと大きな意味で私はお話をしていきたいと思っております。

実は、レディースファーム、我々も研修に行っていました。ウーマンメイク、大分県、これは非常に立地条件がいい、飛行場がある、販売もすごい、これはこれでいいんですけども——何を言いたいかっていうのは、やはりもっと大きな農業構造改革が必要じゃないかっていうふうに私は思っております。

というのは、今まで飯島町がやってきました 2 階建て方式、集落営農であります一般社団法人の地区営農組合と担い手法人の関係、これが大分崩れ——崩れて言ったら失礼ですけども、後継者問題が非常に大きいという話になっております。これが一つの大きな課題になっております。

それで、土地利用型の米は大事なんですけれども、米だけではなくて、私も果樹をやっておりますが、私の近辺でもかなり果樹が切られているという実態、これも後継者問題。やはり、これはもっと大きな目で、集落営農の体系の中で、切られていいのかっていう、私は本当に心配であります。

できないので切るということでもありますけど、やはりそれは大きな構造改革の中でやらなきゃいかんというふうに私は思っておりますので、やはり基幹産業として、やっぱり未来の子どもたちのために食と農を大切にすることは大事というふうに思っておりますし、特に 2030、20 代 30 代の若者が新しい——米作りもいいですけど、米ではないと思うんですね。

ですから、新しい野菜、花、果樹を含めた中で、やはり飛び込んでいく、新しいものに飛び込んでいくという——ウーマンメイクじゃありませんけど——やはりそこへ施設型を入れて、そこで雇用する。私はそれに——前町長の話に乗ったわけでもありますけれども、なかなか補助金も要るということで大変、まあ誰がやるかっていうこともあるんでしょうけど。

やはり園芸施設栽培、これを私は営農センターとともに一緒に考えていきたいと思っておりますが、ここら辺の集落営農の考え方、町長の考え方、それから園芸作物の取組、これは堀越課長の見解をお願いしたいと思っております。

町長

一般質問の答弁でも申し上げましたように、やはり 40 年間培ってきた集落営農、この仕組みというのは、非常に、まだまだ土地利用を進めていく上では重要かと思っております。ただ、いろいろな課題があります。この課題については、それぞれの皆さんと協議しな

がら解決していきたいと思います。

若い皆さんが農業に取り組む、魅力がないとなかなか農業に取り組めないっていうのがあります。施設園芸だけで取り組めるのかというと、やはり大きなお金がかかりますので、やっぱり小さな農業でも魅力のある農業がたくさんありますので、そういったところに若い皆さんが取り組んでいけるような、そんな仕組みも研究してまいりたいと思います。

そのためには、スマート農業もそうですし、また地域のいろいろな皆さんと協力しながら6次産業化していく道もあるかと思っていますので、それぞれ研究をしながら進めてまいりたいと思います。

産業振興課長

私のほうで園芸農業の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、町内で果樹園の木を切られるケースがございます。本当に悲しい現状、気持ちになるところであります。果樹をやめられる方もおりますけど、一方、新規就農者でそういったリンゴや梨をやりたいと、そういった方もおりますので、この辺は、うまく事業継承、また園地の継承ができるように努めていきたいと思っております。

これについては、町だけでなく、JA上伊那のほうでも園地継承の補助が新たに今年度から設けられてきておりますので、連携を取りながら進めていきたいと思っています。

また、農業の中で過度な業務が重なるようなところについては、今、1日農業バイト「daywork」を検討しております。こういった中で農家支援も行えればというふうに思っております。

それと、果樹園の場所はどうしても自宅の近辺というのが一般的なんですけれど、場合によっては果樹の団地化、こういったものも今後は研究をしていかなければいけないんじゃないかというふうに考えておるところであります。

議 長

ほかに。

10 番

片桐議員

委員会調査の中で生活困窮者の話が出たかと思いますが、上伊那管内でも増えているし、当町でも増えているというような内容だったかと思いますが、町長の施策の中の誰一人取り残さないという中で、生活困窮者に対しての何か対策ですとか予算的などところについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

副 町 長

生活困窮者でございますけども、令和6年度予算の中では、具体的には多分ないなというふうに思います。

今やっております国からの助成、対策を含めて、まだ6年度も続くかなというふうに思っております。ただ、生活困窮者につきましては、コロナと、それから物価高の影響で、ここへ来て、多分、影響が結構出ている方がいらっしゃるのかなというふうに思っております。それで、その辺のところにつきましては十分こちらでも注意しながら見ていかなきゃならんのかなというふうに思っております。

最終的には、どうにもならなければ生活保護の手もあるんですけども、働きたい方もいらっしゃいますし、そういうことも含めまして、今後の状況を見ながら検討させてい

ただきたいというふうに思っております。

議長 1番 伊藤議員
ほかに。

議長 動議として、休憩を取ってほしいんですが、その後、質問を私がしますので。
ただいまの動議について賛成の方はいますか。
〔賛成者挙手〕

議長 賛成多数と見ます。動議は成立することにいたしました。
ただいまから休憩と取りたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。それでは、ここで休憩といたします。
再開時刻を40分とさせていただきますと思います。よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長 休憩。

休憩再開
午前10時22分
午前10時40分

議長 再開いたします。
休憩前に引き続き令和6年度予算6議案を一括議題といたします。
質問はございませんか。

議長 1番 伊藤議員
それでは3点ほど伺います。
まず初めに、来年度、圃場整備事業は日曾利地区と本郷島河原地区があります。それで、恐らく業務量が広範囲になっていると思います。聞くところによると、1人の係で対応ということをお伺いしております。それで、1人の対応で十分なのか、来年度は増員をして対応するのかわかるということをお聞きします。
もう1点は、来年度は、町有林を伐採して売る——売却するという予算がありますが、かなり広い範囲にわたって町有林を伐採しますね、2ヘクタールでしたっけ。
それで、伐採するのはいいんですが、その後のことですが、植林、それは、まだ樹種とか方向性は決まっていないということで、ヒノキは非常に伐採するまでに50年とかって長い期間がかかります。それで、カラマツは非常に成長が早くて、すぐに——今は集成材にすると利用価値がうんと多くて、伊那市では進めています。それで、カラマツとかクヌギ——それこそ熊が食べ物がなくて里へ下りてくる、その防止対策についてもカラマツとかクヌギとか——まあ、ヒノキでもいいですが、あんまり私は、ヒノキは好ましくないと思っておりますが——どういうものを植えるか今決まっているのか、そこら辺の決まっているかどうかをお聞きします。
それと、光をそそぐマイホーム関係ですが、前回も言いましたが、令和6年度当初予算が終了し次第申込みを打ち切るということをお聞きします。

に事前に言って、飯島としては、もう歯止めが利かないので申込みが予算に達し次第打ち切りますということと事前に言っていただきたいことを私は希望します。ということは、ちょうど去年のように歯止めが利かなくなって全部受け入れると莫大な額になることが予想されております。それで、私はその補正予算にあまり賛成ではできません。

それで、飯島町の人口は、3年間の統計を取りますと、確実に減っています。それで、外へも減っています。それは、統計を3年間取りましたら数字に表れています、所帯が増えてきているということは言っていますが。

人口増対策には、直接、これはね、結果的にならなかったということは、飯島町の死亡者が年間100人ぐらいいますね、それで出生者は40人～50人ですかね、その60人分は町内に移転しないとプラスにはならないという、数字を見るとそうになってしまいますので、果たしてこの計画はよかったか悪かったか、ちょっと疑問を、数字を見ると考えさせられます。

その3点を伺います。

副町長

まず圃場整備の1人係制でございますけども、予算の段階から技術的な職員を会計年度で雇おうかというふうに考えております。しかし、なかなかいらっしゃらないので、今んところ1人ということになっておりますが、状況を見ながら、また来年度の計画の推進を見ながら、また増員等については考えていきたいというふうに思っておりますので、増員する気は持っております。

それから、町有林はちょっと後にいたしまして、光をそそぐの関係でございますけども、3,000万円4,000万円をお願いをしましたところは我々の姿勢を示したと先ほど申しましたが、考えておるということです。

ただし、要綱、それから町として3年間やるって言った以上は、事前にPRということは今んところ考えておりません。制限をかけるということになりますと、今まで言っていたのと違うじゃないかということになると思います。

ただし、状況を見ながらそこは判断をさせていただくというふうに考えておまして、これからのいろいろな計画を見ながら町の施策を打っていくということになると思いますので、そこで判断をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、人口の増減につきましては、自然増減と社会増減があるというふうに理解をしておまして、人口が今は日本全体でずっと減っているわけでございますので、これが一概に、補助金があったことの効果がないというふうには言えないなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

産業振興課長

私のほうで、2番目の質問、町有林の関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。今回伐採する樹種については、ここのエリアは主にヒノキであります。その当時、やはり値もよかったり、公共施設、あるいは個人の家でもそういった材を活用していたということでヒノキが植えられておりました。

それで、この一帯がヒノキ林ですので、ヒノキを植えるというのが一般的かもしれませんが、今お話にあるように、カラマツ、これも今は集成材として利用が広がっております。そのほかに、場合によっては広葉樹、またあるいは広葉樹の混合林というも

のも考えられます。今段階、委員会でも申し上げましたけれど、この辺について研究をしておるところでございます。

以上です。

議長

ほかにございますか。

6番 浜田議員、3回目です。

6番

浜田議員

2点ほどお伺いします。

1つは、河川整備事業で古川と唐沢川が対象になっています。それから、それとは別に島河原、日曾利っていうよりも、むしろ島河原の残土埋立ての事業が一方で検討されていると思います。

私がちょっと心配しているのは、島河原は、確かに天竜川が氾濫すると越水して、言ってみればその犠牲をしょい込んできたという側面もあるので、そこの堤防を何とかしたいという地元の要望は、もちろんそのとおりなんですけども、この河川整備事業が単独に計画された場合には、一方では、天竜川の河床が上昇していて、逆に水の逃げ場がなくなってしまうのではないかとということも心配するわけですね。

ですので、そういった河川という全部がつながり合ったトータルの影響についてきちんとした検討がなされているのかどうかについて、まず1点、お伺いします。

それから、2点目は、先ほどの質問にも出ましたけれども、町有林の整備事業ですね。これについては、調査の中では2社を予定しているということで、さすがにヘクタール級の町有林になると個人の伐採では無理だろうということはよく理解できるわけです。

ただ、どうも、お伺いしたところ、これは上伊那を対象に調査しているということなんですけれども、以前のバイオマスするときには下伊那の業者もバイオマス発電にはかかわっていたと思うので、どちらかといえば下伊那まで入札の対象に選んではどうかというふうに私は考えているんですけども、どうお考えでしょう、この2点をお尋ねいたします。

建設水道課長

河川整備事業についてでございます。

こういった町内の河川を整備した場合、直線的に天竜川へその雨量が出ていってしまつて天竜川が大丈夫かどうかというような総合的な検討はしているのかという御質問かと思いますが、現在、国土交通省・天竜川上流河川事務所におきまして諏訪湖から太平洋までの間の整備計画を立てております。これによって、気候変動も含めて、今後、雨量が増えていく中での河川整備計画を立てております。

例えば、議員のおっしゃったとおり、河床の掘削ですとか、河川内の支障林の伐採、それと堤防のかさ上げ等を複合的に考えていくというもの、それと、これは我々のほうも取り組んでいく必要があるんですけども、例えば田んぼダムですとか、そういったものの推進を今後は整備していく必要があるという計画を全体的に今立てているところがございます。

その中で、古川ですとか唐沢川につきましては、近々的に越水をしておるものですから、どうしても生活に直結してきますので、目の前の越水を修繕していくという考えで

進めさせていただきたいと思います。

また島河原につきましては、定期的な越水、霞堤的な役割を果たしているんですけども、基本的な天竜川の河川計画の中では、あそこについては霞堤の取扱いはしておりませんので、あそこでかさ上げした後、バックウォーターがなくなった場合でも下流側で堤防等の越水がないような計画を国のほうでしているところでございます。

産業振興課長 それでは私のほうから2つ目の町有林の関係についてお答えをさせていただきます。

2社については、やはり上伊那の山林を熟知しているという利点はございます。

ただし、今、議員の提案があったとおり、下伊那においては、木材といいますか、森林振興が進んでいるところもでございます。ですので、下伊那、こういったところも含めて入札については検討したいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第17号議案 令和6年度飯島町一般会計予算について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に賛成討論はありますか。

7番

三浦議員

それでは賛成の立場で討論をしたいと思います。

まず、私が提案をしてきました高齢者の補聴器購入助成事業の対象年齢を65歳に引き下げられたことに対しては評価をしたいと思います。今後は、ぜひ助成額の引上げも検討をしていただきたいなというふうに思っているところです。

ほかには、福祉タクシー券の対象拡大、また75歳以上の人間ドックの補助の2万円への増額など、住民生活に必要な施策が盛り込まれていることは大変よいことだというふうに評価をしているところです。

また、未来をつなぐ小規模農家の応援事業で小規模の農家を守るという立場での補助事業ということで、よい事業だというふうに受け止めました。

また、学校給食の無償化は、実施計画の中には令和8年をめどとして検討されるということが載っておりました。求めてきたことですので、本当にしっかり検討していただきたいなと思うところですけども、食材費への補助などで学校給食費の軽減ができないかということも思っておりまして、ぜひその点では検討していただきたいなということを付け加えて、賛成といたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

2番

坂井議員

賛成の立場で討論をいたします。

「月刊かみいなにも」掲載があったとおり、飯島町は出生数が激減しておりまして、

たしか32人だったと記憶しているんですけども、このままでは飯島町っていうのは消滅しますし、その前に七久保小学校が廃校になるというふうに私は思っております。

それで、今回の予算が子育て世帯に対する援助や子ども自体への援助が盛り込まれておりまして、特に奨学金返還補助金として予算がつけられたということで、その内容も、実家の農業を継ぐってということも含むという予算の調査の中での回答でしたので、これは農家の担い手不足解消の一助にもなる可能性があると思っておりますので、そういう意味でも大変結構なことだと思っております。

それで、光をそそぐマイホームに関しては、令和3年度以前に比べて49歳以下の転入者数が増えているというふうに私は聞いておりますので、効果検証をしっかりともらって、効果があった場合は、私は継続しても問題ないと考えております。

その上で、別の事業では、異文化交流事業ということで、この事業はJICA、JOCA、地球人ネットワークの協力を得て実際に外国人との交流を通じて英語の必要性を学ぶという施策だと聞いておりますけれども、「百聞は一見にしかず」っていうことで、何のためにこの勉強をするのかということが分かると、勉強をやる気によりつながると思うんで、それはもう大変結構なことだと思います。うまくいけば、これはもっと拡充してほしいと思います。

以上のとおり私は考えますので、賛成いたします。

以上です。

ほかに。

では賛成の立場で討論いたします。

私のほうの担当のひきこもり対策に対して拡充の予算をつけていただき、またフレイル予防教室についても拡充ということで予算が広がっておりまして、その点を評価いたします。

それから、災害においては、4つの区にある公民館のエアコン設置事業が新しく入ってきてまして、これは補助金がついていることですけども、能登の地震を考えてみても、やっぱり冬場の対応がきちっとできないととても大変だということで、これを評価するものであります。

それで、1つ、今、総括質疑の中で言われたことの中に、農業者において個人事業者に農機具なんかでサポートする事業が今期はできまして、その中で修理に関しては個人資産に関するというような発言をそちらではされているわけですけども、考えてみれば、光をそそぐ住宅取得、新設はほとんど個人資産に係るものでありまして、ここに莫大なお金がかかっているのに、修理費は僅か10万円にも行かない金額に、それを個人資産というのはちょっと、ちょっとそれは冷たいなと思ひまして、所得制限、個人の方たちの農業者所得を見たりして、全員の方たちに修理費を、町がそこにお金を入れるっていうのは考えるにしましても、事業を始めたばかりの農業者とか若手の方たちでやっぱり所得的には安定していない人たちに対しては、修理費ってそんな何十万円もかかるものではないので、やっぱりそれは今後の政策としては考えていっていただきたいと言

議長
4番
坂本議員

		付け加えまして、賛成といたします。
議	長	ほかにありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 17 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計予算を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。 次に第 18 号議案 令和 6 年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に賛成討論はありませんか。
8 番	堀内議員	それでは賛成の立場から討論をさせていただきます。 国民健康保険の人間ドック、がん検診——健康保険事業ですけれども、上伊那で 1 位ということ、また県では 6 位ということで、大変すばらしい数字が出ているということの評価いたします。 その中で、さらに町内でもしっかり検診の率を上げていただいて、早期に治療が進むということで医療費の縮小につながることを推進するということを要望いたしまして、賛成とさせていただきます。
議	長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 18 号議案 令和 6 年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。 次に第 19 号議案 令和 6 年度飯島町高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に賛成討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第 19 号議案 令和 6 年度飯島町高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
 異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第 20 号議案 令和 6 年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。
 初めに原案に反対討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 次に賛成討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 ほかに討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第 20 号議案 令和 6 年度飯島町介護保険特別会計予算を採決いたします。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
 異議なしと認めます。したがって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第 21 号議案 令和 6 年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。
 初めに原案に反対討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 次に原案に賛成討論はありませんか。

6 番 浜田議員 大変経営環境の厳しい中で設定された水道事業に対して賛成するものであります。
 ただ、あわせて申し上げますと、土地開発公社の事業はそろそろ収束が見えてきた中で、収益的な事業を行える部署が上下水道になってしまったという中でありますけれども、先ほど質問の中で申し上げましたように、水を扱うという、豊かな水のある飯島町の中では、考え方によってはこの事業を収益的な事業に転換できる余地も残っていると思いますので、そういったことを今後の展開の中で見据えるということも含めまして、賛成といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。

これから第 21 号議案 令和 6 年度飯島町水道事業会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。
次に第 22 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計予算に対する討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第 22 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 9 請願・陳情等の処理についてを議題とします。
去る 3 月 1 日の本会議におきまして社会文教常任委員会へ審査を付託しました案件 1
件につきましては、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出され
ております。
本請願、陳情等の審議について委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑
の後、討論、採決を行います。
これから委員長報告を求めます。
星野社会文教委員長。
〔星野社会文教委員長登壇〕

社会文教委員長 それでは委員会に付託されました請願・陳情案件 1 件について報告いたします。
3 月 7 日、委員会を開催し、提出されました陳情について、参考人として日本国民救
援会上伊那支部 西村氏をお招きし、趣旨をお聞きした後に質疑を行っております。
問いとしまして「検察が所有する証拠の全面開示はよく分かり、賛成します。ただし、
再審査決定に対する検察側の不服申立てについて、国会討論の会議録では法的安定性
の見地から、これを是正する余地をなくしてしまう問題があるという答えがありますが、
その点はどのように考えますか」という問いに対し、答えが「上告により簡単に再審を
覆すのではなく、その判決を出した裁判所で再審にしっかりとした議論をして結果を出
してほしいという趣旨である」という答えが返ってきました。

次に、反対討論はなし、賛成討論として「冤罪被害者の長きにわたる苦しみは分かるので、再審を速やかに行うことは大切です」。

よって、委員会では採択に賛成が5名、反対がゼロということで、委員会報告とします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

星野委員長、自席にお戻りください。

〔星野社会文教委員長降壇〕

議長 以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告並びにこれに対する質疑を終わります。

これから6陳情第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書について討論を行います。

本陳情については、委員長審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。

1番

伊藤議員

委員会で行われた問いと答えが、問いに対してこれは答えになっていないような私は気がしたので、おかしいなと思いました。

そのほかに、この陳情に対して5つの理由から反対討論をいたします。

まず1点目、本年3月11日——1週間前ですが——国会議員の与野党の首相経験者や代表を含む合計134人がえん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟設立総会を開催し、国では既に大きく働き始めております。

2点目、翌日の3月12日には、日弁連——日本弁護士連合会が再審法改正を実現する院内会議を国会議員も参加して開催するようにしました。

3点目、日弁連は証拠開示の制度化等、検察不服申立ての禁止を実現するための議論をしております。

4点目、法務省では改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会を令和4年から今までに10回の議論をして刑事手続の改正を進めております。

5番、以上のことから、国や日弁連で議論を進め、法律改正に動いております。

また、この意見書は司法制度全体の在り方と密接に関連する問題でもあり、この判断は、刑事訴訟法だけでなく、刑事の専門知識を持たない地方議会で審議するべき範囲を超えていると思います。

現在は、国と日弁連の動向と結果を注意深く見ていくことで私はよいと思います。

以上の理由により不採択と考えます。

議長

7番

三浦議員

ほかに、原案に賛成討論はありますか。

私は、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意

見書の提出に賛成をするものです。

今、国会では超党派で再審法の改正のためにそうした組織がされているようですが、地方として私たちの立場から意見書を上げることは重要なことだというふうに思っております。

実際に、再審に至るまでが——無罪であると主張しながらも、再審をするためには、現在は、被告が自分で自分の無実を証明するために、そうしたことを、何でしょうかね、立証しなければならないと、被告自身がそうしたことを立証しないと再審さえも申請できないというのが実態です。

しかし、実際には、検察や警察の中では、裁判のときには、たくさん持っている中から自分たちに都合のいい、そうしたものを提出するだけで、全部を開示はしていないというふうにもお聞きをしました。やはり持っている情報はきちっと全部開示をすることが最新への道も早く開かれ、そして無実であれば、それが早くちゃんと無罪になるという道筋がつくられるようなことが必要だというふうに私は思っております。

最近の裁判の中では、冤罪だということがあって再審が認められた方は40年というような長い時間を費やしているわけで、人生の半分をそんなところで過ごしてしまうというのは本当に人権、尊厳にも関わるような大きな問題を含んでいますので、私は、こうした地方の議会かもしれませんけれども、ちゃんとそうした再審を求める声を上げていくべきだというふうに考えますので、賛成をいたします。

議長
2番
坂井議員

ほかに討論はありませんか。

原案に賛成の立場から討論いたします。

再審規定の改定が必要だということは、この後、これが可決されたら意見書で述べさせていただきますけれども、国では改正に向けて既に動き出しております、日弁連でも既に検討を開始している。

それで、さらに法務省でも検討を開始しているということで、既に改正に向けた議論を開始しているというのは事実ですけれども、その人たちに任せておいて地方議会では議論しなくていいというのでは地方議会の存在意義に関わるのではないかと思いますので、地方議会で議論すべきことだと私は考えます。

その上で、原案には賛成いたします。

以上です。

議長
6番
浜田議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情に賛成する立場で討論いたします。

そもそも、地方地自法では中央と地方の司法は平等であることが定められております。決して地方は下部機関ではないということが、まず大前提にあります。

それから、国がこの問題について制度の改正を始めるよりもはるか前の時期に多くの住民運動が各地方で行われてきました。それで、冤罪事件で死刑を宣告され、獄中で生涯を閉じた方々もいらっしゃいます。つまり、今回の見直しに至る過程は、本当に全国

		の各地方での運動のたまものだったということに我々は心を割く必要があるんじゃないかと思います。
		それで、地方議会がこの問題に対して再び強い要望をすることは当然妥当だというふうに考えますので、賛成といたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから6陳情第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書について採決いたします。
		この採決は起立によって行います。
		本陳情に対する委員長の報告は採択です。
		本陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は御起立を願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。(起立者着席)
		起立多数です。したがって、6陳情第1号は採択することに決定いたしました。
議	長	日程第10 議員派遣についてを議題といたします。
		お諮りいたします。
		会議規則第124条の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件につきましては別紙のとおり議員派遣することに決定いたしました。
議	長	日程第11 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。
		会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。
		お諮りいたします。
		申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件につきましては各委員長からの申出のとおり継続調査といたします。
		ここで暫時休憩といたします。
休	憩	午前11時16分
再	開	午前11時19分

議長 会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり、坂井活広議員、三浦寿美子議員、浜田稔議員、坂本紀子議員からそれぞれ1件ずつ、計4件の議案が提出されました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、追加日程第1～第4として議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議案4件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

議長 追加日程第1 発議第1号 再審規定（刑事訴訟法）の改正を求める意見書を議題といたします。

事務局長 事務局長に議案を朗読させます。

議長 議長朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番 坂井活広議員。

〔坂井議員登壇〕

2番 坂井議員

それでは趣旨説明をいたします。

先ほど朗読にあったとおりなんですけれども、主に改正を求める趣旨が2つありまして、1つ目としては、検察官が持っている証拠を、現在、開示するかどうかは全て検察官の任意になっているので、それを制度的に開示させるという改正が必要ではないかと考える点が1つです。

続いて2つ目として、再審手続は2段階の手続になっておりまして、1段階目に関して、検察官の不服申立てを認めるってことは再審が長期化する傾向につながるということで、2段階目の手続で争うことができるので1段階目の手続で不服申立てを認める必要はないと考えます。

以上の趣旨から再審規定（刑事訴訟法）の改正を求めます。

以上です。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔坂井議員降壇〕

議長 これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

1 番
伊藤議員 先ほど申し上げたとおりの理由で反対といたします。

それで、この意見書の文面、私は難し過ぎて理解できません。したがって、これは国とか法律の専門家、日弁連、国の専門分野に任せておけばいいと思いますので、これは不採択を希望します。

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。

6 番
浜田議員 この意見書に賛成いたします。

この趣旨は記書きのところに極めて明瞭に書かれているとおりでありまして、この主張に疑う余地はないというふうに思っておりますので、賛成といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 1 号 再審規定（刑事訴訟法）の改正を求める意見書を採択いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。（起立者着席）

起立多数です。したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第 2 発議第 2 号 訪問介護報酬削減の撤回を求める意見書を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議 長 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

7 番 三浦寿美子議員。

[三浦議員登壇]

議 長 それでは訪問介護報酬削減の撤回を求める意見書について提案説明をいたします。

先ほど事務局長のほうから朗読をしていただきましたけれども、訪問介護報酬が 2024 年度から削減されるということになりました。

しかし、その基となっている厚労省の経営実態調査の判断の仕方が間違っているというふうに私は思っております。

厚労省の実態調査では、平均値を出して、7.8%ということで訪問介護事業所は経営がそこそこ成り立っているというような見方をしておりますけれども、実際には、中央点ということで中央値から見ると、赤字の事業所、そしてぎりぎり経営をしているという事業所が最も多いということで、平均値を大きく伸ばしているところは、都会の大

きなマンションとか、そういうところの対応をしている大手の事業所は年間千何件も事業をやっている、受け持って訪問看護をやっていると、しかし地方——年間じゃない、一月かな。でも、地方ですと、先ほどもお話がありましたけれども、中山間地の飯島でもそうですけれども、一軒一軒移動するためにも時間がかかるというような状況の中で、実際には賃金も低く、訪問看護師——ヘルパーさんはなかなか人材も集まらないというのが実態だということが、これは飯島だけじゃなくて、全国的にそういうふうになっています。

そういう中で訪問介護報酬を削減するということは、事業所が倒産をするということも含めて、経営が厳しい中で大変なことになっている。そういう中で、また人材も集まらない、在宅介護を進める、こうした中で在宅介護が危うくなっていると、じゃあ施設に入ればいいのかといえば、受け入れる施設も、実際には皆さん御存じのとおりありませんから、在宅介護が中心になってきますが、それを支える訪問介護員が、事業所と介護員が大変になってしまうということが実態ですので、引き下げるのではなくて引き上げてほしいというのが今回の趣旨です。

ということで、1番2番3番のように、まずは訪問介護報酬削減を撤回すること、2つ目には訪問看護師の人手不足解消のために訪問介護報酬を引き上げて訪問看護師の処遇改善を図ること、3つ目には中山間地域などの訪問介護員の訪問に関わる移動時間、待機時間など訪問介護サービス提供に係るそうした時間を賃金に反映するように制度を改正するようということを求める内容になっておりますので、ぜひ全員の皆さんの御賛同をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで討論を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔三浦議員降壇〕

議 長

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

次に原案に賛成討論はありませんか。

4 番

坂本議員

それでは賛成の立場で討論いたします。

政府は2024年4月からの介護報酬改定で1.5%アップしたとっておりますが、内容を見ると訪問介護系の事業所の基本報酬がマイナス改定となり、大きく加算される事業所は特別養護老人ホームと介護老人福祉施設で、理由としては物価高騰と食材や燃料が上がったことで経営が苦しく、それを補填するものだと言っております。

なぜ訪問介護系の事業所がマイナス改定となったのかは、経営実態調査——先ほど三

浦議員が言った、その中で利益を出しているという今回の結果になっていますけれども、実際は36.7%の事業所が赤字となっております、地方では訪問介護だけで経営ができていない事業所はほとんどないと思っております。そこにデイサービス、リハビリ、介護予防など、総合的な事業の中で赤字の部分の補填しているというような状況になっております。

特に地方では、先ほど言われましたように、訪問介護ということだと、利用者間の移動時間、そして燃料費がかかり、これらが介護報酬に加算されておられません。

今回は、訪問介護の基本報酬マイナス改定ということで、地方の実態にそぐわない内容としておりますので、この意見書のとおり、その要求をのみまして賛成いたします。

議長
3番
折山議員

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場で討論を申し上げます。

理由はこの意見書の記載のとおりであるんですが、ちょっと、国の考え方でコンパクトシティーを進めながら、できるだけ効率のよい行政運営、財政難に対応していこうっていう、そのことは分かるんですが、人の住む権利、生きていく権利、しかも介護が始まるという人生の最後のステージでもって処遇を引き下げて、これを中心部へ移す、施設へ移していくという国の思いが見え隠れする今回の改定について、地方であるからこそ強く声を上げて、地方に生きる者の権利として、この報酬の引下げについては断固反対する旨の意思表示をしまいらなければならない、そのためにもこの意見書の提出は必須であると考え、賛成いたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 訪問介護報酬削減の撤回を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第3 発議第3号 裏金問題の解明と政治資金の透明化を求める意見書を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

議案朗読

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番 浜田稔議員。

〔浜田議員登壇〕

6番

浜田議員

それでは意見書案の趣旨説明を行います。

本文のほうにおおむね趣旨は書いてありますので、若干の捕捉を行いたいと思います。

1つは、そもそも裏金事件の本質は何かと、私なりの理解ですけども、これはマネーロンダリングの逆なわけですね。つまり、非常に汚いお金を公に使うために金融機関ですとかビットコインですとか様々な仕組みを使って公に認められたお金にするというのがマネーロンダリングですけども、これは全くその逆で、公から支給され、あるいは公に集めたお金を使途不明金の中に投げ込むやり方が裏金問題だというふうに考えております。

それと、もう一つ、とりわけ重要なのが、この意見書の3行目からに書いてありますけど、一連の疑惑が地方議会に及んでいるということですね。これは、皆様、毎日ニュースに接しておられるから御存じだろうと思えますけども、逆に国会議員の中には、地方からせびられるからやむなくお金を集めたんだというニュースが、「日刊ゲンダイ」ですとか、あるいは「ダイヤモンド」ですとか、そんな雑誌にも書かれています。

そういう意味では、議会、我々自身が疑惑の対象にされるなどということはあるとはならないというふうに考えますので、この意見書を皆さんの総意によって議会として意思表示していただきたいということを付け加えまして、趣旨説明といたします。

議長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔浜田議員降壇〕

議長

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

1番

伊藤議員

裏金問題についても反対討論を行います。

政治資金問題については、公明党は早くから取り組み、今年の1月18日に他党に先駆けて政治改革ビジョンを発表しております。

また、3月15日——3日前ですが——再発防止策の法制化の議論をしております。

それで、4月には衆議院で政治改革特別委員会を設置することを与党、野党合意でやっております。

それで、具体的には、公明党の策として、1番 パーティーの支払者の指名の公表、2番 パーティーの入金方法の厳格化、3番 政策活動費の使途公開を義務化、4番 政治団体の収支報告書のデジタル化、5番 政治資金を監督する第三者機関の設置、6番 連座制の強化です。

そして、自民党では、17日——昨日ですが——裏金問題に関する議員の処分について

結論を出すよう幹事長に指示しております。

以上のことから、国を挙げて政治資金問題の透明化に取り組んでいるところであります。

したがって、私は不採択と考えるものであります。

議 長
11 番
吉川議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

ここに新聞があります。

私も 14 日の参議院の審議会を聞いておりました。

それで、ここにもありますが、ちょっと振り返ってみますけども、そこにもありますように、要するに自民党安倍派の中で、やはり資金パーティーを悪用した裏金はやめようと、断ち切ろうという話があったわけですが、キーマンである世耕氏につきましては記憶にない、知らないということで書いてあります。それをかなり強調しておりました。

また、東京地検特捜部での結果ということで橋本代議士も言っておりましたけど、これは東京地検特捜部の関係でありまして、やはり透明性が見えていないという部分があります。

それと、この中の要旨の中でのもう一つの論点は西田元政調会長代理への質問であります。自民党の福岡さん、安倍派の幹部は説明責任を果たしていると考えているということで、西田につきましては、全く果たされていない、誰一人まともに答えていない、幹部は実態を調べて報告する義務があると、当然のことだ、世耕氏の弁明は全く理解できない、こういうことで、政調会長がこの中で、2 人目の中で言うておりますし、橋本氏につきましては元五輪相という形の中ですが、これは、私の問題視しているのは、それを借入金として収支報告書に記載したと、これはどうも納得できませんね、何にも。全然分かりません。

それと、もう一つ、私の疑念は、森 元首相であります。これは五輪相との関係もあるということで、これについては弁明をしていないということでありますけど、これもちょっとよく分からないという部分もあります。

そういったことで私は聞いておりましたけども、そんなことと。

昨日の質問で、片山さんっていう方が、教授が書いておりますけど、この方は税務署員もやっておりました、鳥取県知事もやっておりますが。この中で、やはり、この報告書、やっぱり納税者の目線で、やはりこの大きな金については、やはり簿外資金という形の中では、やはり税務署へ報告すべき、これは各国民の思っている内容であります。

今言ったそれぞれの方々からの弁明を聞いておって、やはり、町民、あるいは国民の方は本当に疑念に思っておると、要するに先ほどの伊藤さんの話ではありませんが、仕組みを考えると、そういう意味ではなくて、やっぱりはっきりとした弁明を、経過をしっかりとっていただきたいということで、この意見書については賛成をしたいと思いません。

よろしくをお願いします。

議 長

ほかに討論はありませんか。

2番
坂井議員

意見書に賛成の立場で討論いたします。

最近、確定申告の時期で、私も確定申告したばかりで、税金高いなと思いつつも子どものためとかに使ってもらえればいいと思っているんですけども、国会の審議とかを見ていると、質問を受けた自民党の国会議員がキックバックを受けたお金は所得として申告するつもりはないとか、そういうような答弁をしていまいて、ちょっと納税するのがばかばかしくなってくるなというふう感じた次第です。

ですので、そういった納税する国民に不信感を持たれないためにも裏金問題の解明っていうのは必要だと思いますので、賛成いたします。

以上です。

議長
3番
折山議員

ほかに討論ありませんか。

賛成の討論をいたします。

ここの意見書に記載のとおりなんですが、特に記の中の全容解明をして国民に報告すること、この点と、やっぱり規正法の見直しを行うことで使途の全般の透明化、この2点だと思います。

それで、大事なことは、政権・与党も野党も国民の期待に応えようと努力をしていることは認められます。しかし、どこに落としどころがあるのかが明確に見えてこない限り、この2点は譲れないところでありまして、少なくとも私の周りで今の状況でいいという町民にはまだ一人も出会っておりません。みんな不満に思っているとする、我々は、どの党に所属ではなくて、町民党の一人として町民の思いを国に伝えていくのは当然の義務でありますから、全会一致でこれは採択しないと町議会として恥ずかしいのかな、このような思いで賛成といたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 裏金問題の解明と政治資金の透明化を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第4 発議第4号 少子化対策財源に保険料上乘せを行わないよう求める意見書

を議題といたします。

事務局長 事務局長に議案を朗読させます。
議長 議案朗読
議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
4番 坂本紀子議員。
[坂本議員登壇]

4番 坂本議員 それでは少子化対策財源に保険料上乗せを行わないよう求める意見書の趣旨説明を行います。

政府は、子ども・子育て支援法等改正の中で2024年から2028年までに年3.6兆円の財源を確保したいと現在の国会で審議をしております。内容は、支援金制度の創設で1兆円程度、社会保障の歳出改革で1.1兆円程度、既定の予算の活用で1.5兆円程度としております。

支援金制度の1兆円は公的医療保険に上乗せする形で財源を確保するとし、現在、衆議院議会を通過してしまいました。

公的医療保険制度には全ての国民が加入しております。

内訳としては、市町村で加入している国民健康保険で保険料を負担する加入者本人の数は全国で2万5,037万人であります。

2つ目は全国健康保険協会で、中小企業で働く従業員とその家族が加入しており、負担者の数は全国2万5,007万人となっております。

そして、3として組合健保、中規模から大規模で働く従業員とその家族が加入しており、負担者の数は1万6,041万人となっております。

それで、4つ目としては共済組合、国家公務員、地方公務員、私立学校教職員などを対象とした保険で、これの加入者は477万人です。

そして、5つ目として後期高齢者医療保険は75歳以上の方が加入する保険で、対象者は1,843万人となっております。

これらの人数を全て足すと、令和4年3月末の時点で保険料を負担する加入者本人の数は9,005万人となります。この方々が支援金制度の創設での1億円を平等に負担する場合は1人当たり年間1万1,105円となり、月額925円となります。

それで、岸田首相が国会答弁で500円弱と言っておりますその根拠はここにあります。協会けんぽや組合健保、共済組合は保険料の負担を会社と個人で折半しているため、925円より少なくなり、500円ぐらいとの答弁になるわけです。

市町村加入の国民健康保険は全て本人負担となるので、500円より高い金額になるのではないかと思います。

しかし、後期高齢者医療保険への上乗せは、75歳以上の方々ということもあり、かなり抑制されるのではないかとされておりしております。

全ての国民が課税対象となり、年収によって、また年齢によって不平等感があり、新聞の世論調査では、現在、国民の6割～7割の方が反対しておることが出ております。

現在、中小企業では賃金が上がらず、物価高が進む中での事実上の増税は、決して子育てしやすい社会とは言えません。よって、政府には少子化対策財源に保険料上乗せを行わないことを求めるものです。

多くの議員の方々の賛同をお願いしたいと思います。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔坂本議員降壇〕

議長 これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

2番

坂井議員

原案に反対の立場から討論いたします。

まず大前提としまして、少子化対策として子育て世代への経済的な支援は極めて重要であるということは論をまたないものであると考えます。少子化問題っていうのは、国の存立に係る非常に本当に第一に優先すべき問題だと私は考えております。

その上で、今回、この保険料上乗せをして、それによって使う使い道なんですけれども、児童手当の所得制限の撤廃や児童手当の支給期間の高校生までの延長、また第3子への増額、さらに保育施設への入所要件の緩和、また育休の給付率の引上げなど、非常の有効な施策に使われると考えております。

それで、その上で月500円ということなんですけれども、これは結局所得に応じるんで、結局所得が多い人のほうが高くなって、少ない人のほうが安くなるっていうことになるので、平均500円っていうことで、平均額としても正直大きくないと私は考えますし、所得に応じて負担になるので、それほどいろんな所得の人に対する負担増にはならないと考えます。したがって原案に反対いたします。

以上です。

議長 次に原案に賛成討論はありませんか。

6番

浜田議員

この意見書に賛成いたします。

私も一般質問で行いましたけれども、少子高齢化は待たなしの問題だということには全く意義がないところであります。

また、そのために巨大な財源が必要であることも全くそのとおりだと思います。

それで、問題は、保険料に乗せるかというところに、この1点にあると思っています。つまり、保険は、先ほど提案者が説明したように、それぞれの業態が違い、決して平等な負担割合になるとは限りません。

それから、もう一つは、保険料自身は、もう、そもそも全世代の様々なまさに保険の

ため、福祉のために使われる財源であります。それで、ここに上乗せするというのは本来の姿ではなかろうと、やるのであれば、あくまでも一般財源の形でやるのが必要ではないかと思えます。

身近な例では森林税というのがありました。長野県が初めて、とうとう全国に波及しましたけれども、このやり方は決して有効な使われ方はしていません。

そんなような形で税外の税負担を次々と制度とつくってやるやり方は、言ってみれば禁じ手だというふうに思えます。

ですので、あくまでも趣旨そのものに御注目いただきたいわけですがけれども、これは少子高齢化に対する対策に対して反対しているのではなく、それには賛成するけれども、それを福祉のための制度の上乗せすることに反対する、この1点に尽きるということでもありますので、賛成といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号 少子化対策財源に保険料上乗せを行わないよう求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 3月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る1日から本日まで18日間の会期をもって開催されました3月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、連日にわたる慎重な御審議をいただき、上程しました全ての案件につきまして原案のとおり御議決いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、3月もはや半ばを過ぎまして、先週は中学校、小学校の失業式が行われました。新型コロナウイルス感染症が流行し、学校生活の中で思い出に残るはずのいろいろな事業ができない子どもたちにとって非常につらい期間がありましたが、学校生活の最後を飾る卒業式はコロナの流行前と同じよう到来賓を迎えて式典を行うことができました。飯島小学校は52名、七久保小学校17名、飯島中87名の卒業生がすばらしい歌声で、式典で私たちに感動と元気をいただきました。未来を明るく照らす歌声でした。

来週には保育園も同様に来賓をお迎えしての卒園式が予定されています。

卒業される子どもたちには、自分を信じて、それぞれ大きな夢と希望に向かって羽ば

たいてくれることを心から願うところでございます。

また、進学や就職で飯島町を離れる皆さんには、新天地で大いに勉強や仕事に励まれることを願いますとともに、行く行くはふるさと飯島に帰ってきていただき、まちづくりの主役として力を発揮していただくことを切に願うものでございます。

そのためにも、所信表明でもお伝えしていますが、人、若者、心、命、暮らし、産業、自然、文化など、それぞれを結びつけ、つなぐまちづくりを進めてまいります。

今住んでいる皆さんが人と人のつながりと自らが町に誇りと愛着を持ち、住んでよかった、住み続けたいと思っただくことで、一旦町を離れた子どもたちも自然と帰ってきていただけると思っております。

この一年を振り返ってみますと、3年にも及び対策を講じてきた新型コロナウイルス感染症が昨年5月に感染症法上の第5類に分類され、少しずつではありますが以前の日常が戻ってきていると感じています。

8月にはラブリー♡フェスタやりりん祭等のお祭りが盛大に開催されました。また、秋には文化祭や産業祭りなどもコロナ前の規模で開催できたところでございます。

自治会や地域の行事も少しずつできるようになってきていると思います。事業の見直しを行い、負担軽減を図りながらも、地域のつながりをまた活発にさせていただきたいところでございます。

年が明けて1月1日には能登半島地震が発生し、北陸地方で甚大な被害が発生しました。このような状況を見るにつけ、改めて防災への備えが必要であると思うところでございます。今議会でもいただきました御意見や御提案も参考にしながら防災・減災対策を行ってまいりたいと思います。

さて、先ほど令和6年度の予算について御議決をいただきましたので、3点の重点ポイント、子ども元気な豊かな暮らし、脱炭素・環境共生の推進、デジタル化の推進、それぞれの施策について適切な時期に適切な方法で実施してまいり所存でございます。

特に少子化対策につきましては、2030年までが最後のチャンスと捉え、不退転の決意を持って取り組んでまいります。

また、そのほかの各事業につきましても、第6次総合計画に掲げる主要施策の実現に向けて取り組んでまいります。

議員各位からは、本会議や委員会、また一般質問、予算調査委員会での総括質疑を通じまして広範な行政課題に対し貴重な御意見や御示唆をいただきました。これらを重く受け止め、全職員一丸となって行財政の運営に努めてまいります。

委員をはじめ町民の皆様には、令和5年度の町政運営に対しまして御協力を賜りましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、令和6年度におきましても大きな災害がなく、飯島町がさらなる発展を遂げられますよう、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本多代表監査委員さんには、大変お忙しいところを本会議に御出席いただき、誠にありがとうございました。

議員をはじめ皆様におかれましては、ますます御健勝で御活躍されることを心よりお

祈り申し上げまして、3月議会定例会の閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

[唐澤町長降壇]

議 長 以上をもって令和6年3月飯島町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

事務局長 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会 午後0時09分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員